

平成 30 年度

# 明石市包括外部監査結果報告書

指定管理者に関する事務執行について

明石市包括外部監査人

公認会計士 石 田 博 信

## 目次

I. 包括外部監査の概要 .....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査の視点.....	2
5. 主な監査手続.....	2
6. 監査対象施設 .....	2
7. 監査対象年度 .....	2
8. 監査の実施期間 .....	2
9. 外部監査人及び補助者 .....	3
10. 利害関係 .....	3
11. 用語の説明.....	3
12. その他 .....	4
II. 指定管理者制度の概要と市の取組.....	5
1. 指定管理者制度の概要.....	5
2. 市の取組.....	7
III. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見 .....	18
1. 事業収支等の確認について【意見】.....	18
2. 公の施設の使用料について【意見】.....	19
3. 修繕費等の協定書の記載方法について【意見】.....	22
4. 指定管理者が共同事業体である場合の収支報告書の記載方法について【意見】 .....	23
5. 指定管理者の評価方法について【意見】 .....	23
6. 貸与備品の管理について【意見】.....	24
7. 再委託について【結果】 .....	25
8. 自主事業について【意見】 .....	26
9. 一般管理費等における本社費用等の取扱いについて【意見】 .....	28
10. 指定管理者の選定について【結果】.....	30
11. 基本協定書における指定の取消し等の要件について【結果】 .....	31

IV. 個別の指定管理者導入施設 .....	32
1. あかし市民広場.....	36
2. 明石市立夜間休日応急診療所.....	43
3. 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所.....	50
4. 明石市生涯学習センター、あかし男女共同参画センター.....	58
5. 明石市立市民会館、明石市立西部市民会館、明石市立市民ホール、 明石市立中崎公会堂.....	65
6. 明石市立文化博物館.....	73
7. 明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センター、明 石市立産業交流センター.....	78
8. 明石市公設地方卸売市場.....	91
9. 明石市立総合福祉センター.....	100
10. ふれあいプラザあかし西.....	110
11. 明石市立木の根学園たんぼぼ工房、明石市立木の根学園ひまわり工 房、明石市立木の根学園短期入所施設.....	116
12. 明石市立知的障害児通園療育施設.....	121
13. 高齢者ふれあいの里.....	125
14. 大蔵海岸施設.....	130
15. 石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園.....	137
16. 明石駅前立体駐車場.....	145
17. あかし市民図書館、明石市立西部図書館.....	150
18. 明石市立少年自然の家.....	158
V. 直営施設について .....	164
1. 総論.....	164
2. 監査の結果及び意見.....	166

# 1. 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査及び明石市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

指定管理者に関する事務執行について

## 3. 事件を選定した理由

平成 15 年度の地方自治法の改正により、これまで外郭団体等に委託していた施設の管理運営について、民間のノウハウ活用によるサービスの向上及びコストの削減を図ることを主眼として、民間事業者へ施設の管理運営を委ねる「指定管理者制度」の導入が可能となった。

明石市（以下、「市」という。）においても、平成 18 年度以降、市の保有する多くの施設において当該制度を導入し、効果的・効率的な住民サービスの提供を進めてきたところであり、平成 30 年 4 月 1 日現在、公の施設数 581 施設中 35 施設に指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度が導入されていない主な施設は、街区公園等 415 施設、コミュニティ・センター 42 施設、市営住宅 34 施設、海浜利便施設 22 施設であり、詳細な内訳は「Ⅴ.直営施設について 1.総論」に記載している。

市においては、平成 17 年 6 月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、制度導入の可否の検討や制度運用の手続についての考え方をまとめている。また、平成 27 年 3 月には、財政運営上の課題（人口減少と少子高齢化の進展による歳入減少・歳出増加の傾向、収支不足が見込まれる財政状況、公共施設の老朽化に伴う更新費用の増大）に取り組むため、「明石市財政健全化推進計画」を策定し、指定管理者制度の導入を推進することを宣言したところである。

制度導入から一定期間経過した現在において、制度趣旨に沿った市民サービスの向上や経費削減等に寄与しているかどうかを確認することは、重要な意義を持つと考えられる。

以上の理由により、「指定管理者に関する事務執行について」を特定の事件として選定した。

#### **4. 監査の視点**

- (1) 指定管理業務に係る会計と他の事業に係る会計が適切に区分され、報告されているか
- (2) 市からの貸与備品と自己の備品を区別し、適切に管理しているか
- (3) 市と指定管理者で、施設の修繕や更新に関するリスク分担が明確に定められているか
- (4) 利用者の個人情報の管理が適切に行われているか
- (5) 現金等の管理が明確に定められ、不正等が防止できるような仕組みを構築しているか
- (6) 施設所管部署は、指定管理者が適切に施設を管理していることを確認し評価しているか

#### **5. 主な監査手続**

- (1) 関係書類の閲覧
- (2) 所管部署及び指定管理者へのアンケート調査
- (3) 所管部署及び指定管理者へのヒアリング
- (4) 指定管理者制度導入施設の現地視察

#### **6. 監査対象施設**

- (1) 指定管理者制度を導入している全ての施設
- (2) 直営施設

#### **7. 監査対象年度**

平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

#### **8. 監査の実施期間**

平成30年4月10日～平成31年3月31日

## 9. 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	石田 博信	(公認会計士)
同補助者	谷口 信介	(公認会計士)
同補助者	河合 美保子	(公認会計士)
同補助者	池田 学	(公認会計士)
同補助者	長谷川 史世	(公認会計士)
同補助者	本田 真二郎	(公認会計士)
同補助者	松尾 恭平	(公認会計士)
同補助者	宮本 香	(公認会計士)
同補助者	前田 佑樹	(公認会計士協会準会員)

## 10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

## 11. 用語の説明

本報告書において記載した監査の「結果」及び「意見」の内容について、次のように定義した。

### (1) 監査の「結果」と「意見」の定義

#### ① 「結果」

- ・ 是正すべき事項（法令、条例、規則及び行政実務上必要なもの）の指摘と改善の方向性
- ・ 現行制度のもと、運用上改善することが必要な事項の指摘と改善の方向性

#### ② 「意見」

- ・ 事実調査により不正不当とまでは判断しないが、説明責任上対応することが望ましい事項

### (2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設け、冒頭に【結果】又は【意見】として表示している。また、内容的に双方あてはまる場合、報告書上は【意見】と取扱うこととした。

## 12. その他

報告書中の数値は全て単位未満切り捨てで表示している。そのため、表中の合計と内訳の合計数値とが一致しない場合がある。

## II. 指定管理者制度の概要と市の取組

### 1. 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に地方自治法の一部改正により創設された制度である。

改正前の「公の施設の管理運営」においては、指定管理者制度ではなく管理委託制度が採用されていたが、両制度には以下のような違いが存在する。

項目	管理委託制度	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人	法人その他の団体
法的性格	公法上の契約関係 (契約に基づく業務の執行の委託)	行政処分 (指定を受けたものに施設の管理権限を委任)
指定管理者(受託者)の決定	議会の議決は不要	議会の議決が必要
施設の管理権限	設置者	指定管理者
使用承認等	受託者は実施することができない	指定管理者が実施することが可能
業務の範囲	契約で定める	条例で定める

指定管理者制度の導入以降、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、平成22年12月8日付で総務省より、各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議長、各指定都市議会議長宛てに「指定管理者制度の運用について」という通知が出されている。



本通知は、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づく助言という位置づけであり、内容は以下の 8 点である。

- ① 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- ② 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- ③ 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- ④ 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- ⑤ 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- ⑥ 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑦ 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- ⑧ 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

## 2. 市の取組

### (1) 指定管理者制度導入までの経緯

市では地方自治法の改正に伴い、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入した。

制度導入に当たっては、公の施設の考え方を整理した上で、平成 16 年 4 月 1 日時点において市が保有している施設のうち、481 施設を公の施設と定義し、それぞれについて、指定管理者制度を導入するかどうかについて検討している。

#### 【市の公の施設の考え方】

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること |
| ② 住民の福祉を増進する目的をもって設けている施設であること   |
| ③ 普通地方公共団体が設ける施設であること            |

指定管理者制度を導入するに当たっては、「施設の設置目的に合致した効果的な管理運営を行い、市民サービスの向上や施設の活性化を図ること、公共的団体や民間事業者が有する高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用すること、費用対効果を十分に勘案し、経費の節減を図ること」等を目的としている。

また、指定管理者の選定に当たっては、事業の継続性、高い専門性、効率性が期待できる場合であって、民間に委ねることが適切でないとは判断される場合を除き、公募によることを基本とした。

以上を踏まえ、市では、平成 16 年 4 月 1 日時点における 481 の公の施設について、下表のような区分を行い、平成 18 年 4 月から 21 施設について、指定管理者制度を導入した。

大区分	施設数	小区分	施設数
現委託施設	40	公募により指定管理者を選定する施設	9
		市の外郭団体等を引き続き指定管理者として選定する施設（非公募）	5
		市の直営に戻す施設	26
直営施設	441	指定管理者制度の導入を検討する施設	34
		今後も引き続き直営で管理運営する施設	407
合計	481	合計	481

(2) 指定管理者制度所管課の取組

市では、総務局財務室財政健全化担当（以下、「財政健全化担当」という。）が、指定管理者制度を所管している。財政健全化担当は、制度所管課として、指針等のルールを作成及び指定管理者の評価を行っている。

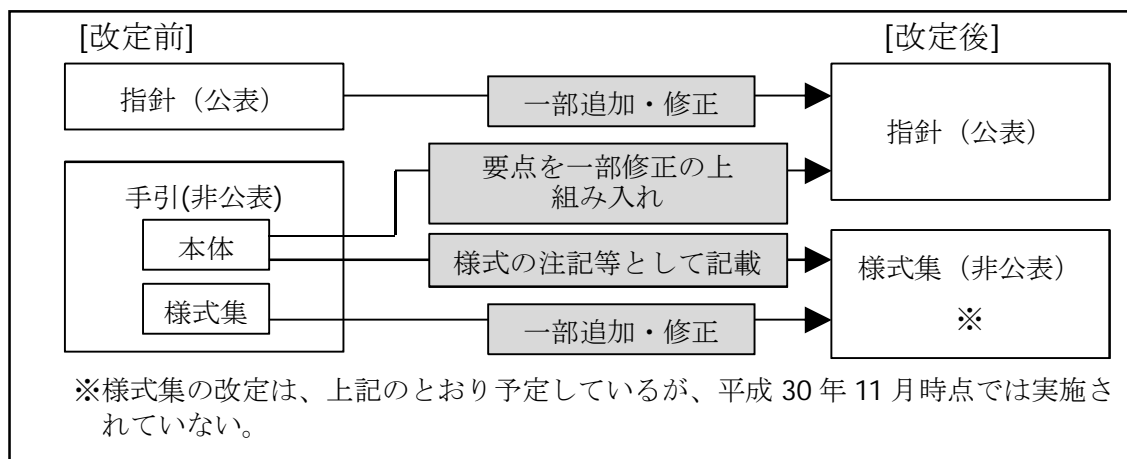
市がこれまでに作成した指定管理者制度に係るルールは下表のとおりである。

名称	一段目：策定日 二段目以降：改定日	公表 又は 非公表
公の施設の指定管理者に関する指針 （以下、「指針」という。）	平成 17 年 6 月 平成 18 年 1 月改定 平成 30 年 1 月改定	公表
指定管理者制度に関する事務処理の手引 （以下、「本体」という。）	平成 20 年 4 月 平成 24 年 4 月改定	非公表
指定管理者制度に関する事務処理の手引（様式集） （以下、「様式集」という。）	平成 20 年 4 月 平成 24 年 4 月改定	非公表

上記ルールの市における位置づけは、以下のとおりである。

- ・指針：公共施設の管理（維持管理及び運営）を民間に委ねる手法のひとつである指定管理者制度に関して、制度導入の可否の検討や制度運用の手続についての考え方をまとめたもの
- ・本体：公の施設に指定管理者制度を導入又は更新するに当たっての一連の事務手続をまとめたもの
- ・様式集：募集要項や協定書等の雛形をまとめたもの

なお、平成 30 年 1 月の指針の改定に伴い指針と本体が統合されている。  
イメージ図は、以下のとおりである。



「公の施設の指定管理者制度に関する指針の改定について（通知）」より抜粋

#### ① 財政健全化担当による検証

財政健全化担当では、平成 18 年 4 月からの指定管理者制度導入以降、平成 21 年度及び平成 28 年度の 2 度にわたって導入効果の検証を行っている。

##### (i) 平成 21 年度（4 年目）の検証

平成 21 年 4 月 1 日現在、指定管理者制度を適用している 28 施設すべてを対象とした。検証の観点を「市民サービスの向上」「施設の活性化」「経費の削減」に設定し、それぞれ「○」「△」「×」の 3 段階で評価を実施した。

総括としては、制度導入前と比較して良い効果が生まれているとされている。特に、直営時に硬直的であった雇用形態が弾力化されること等によるコスト削減を効果として挙げている。

一方で、更なるコスト削減のための指定管理期間の延長、施設の利用状況の低さ、そして積極的な公募の活用を今後の課題として挙げている。

##### (ii) 平成 28 年度（10 年目）の検証

平成 28 年 4 月 1 日現在、指定管理者制度を適用している 32 施設すべてを対象とした。検証の観点を「利用状況」「事業収支」「利用者満足度」「自主事業」に設定し、それぞれ「○」「△」の 2 段階で評価を

実施した。

総括としては、経費面では、多くの施設で直営時よりも事業収支が改善しているとされている。特に、福祉施設や文化施設等の専門的な資格や知識を有した職員が必要となる施設では、直営であれば雇用面の課題が多いところ、指定管理者制度導入により、事業計画や要求水準等の設定により必要な人材が効率的に配置されている点が評価されている。

一方で、指定管理者制度導入の効果が見られない施設は、公共施設配置適正化の取組と併せて、施設のあり方や受益者負担の適正化も含め、より良い管理運営形態を検討することを今後の課題として挙げている。

### (3) 市における指定管理者制度の現状

#### ① 指定管理者制度導入施設

市では、平成 29 年度において、35 の公の施設に指定管理者制度を導入している。

平成 24 年度から平成 29 年度の指定管理者制度導入施設数と指定管理料総額（決算額）の推移は下表のとおりである。

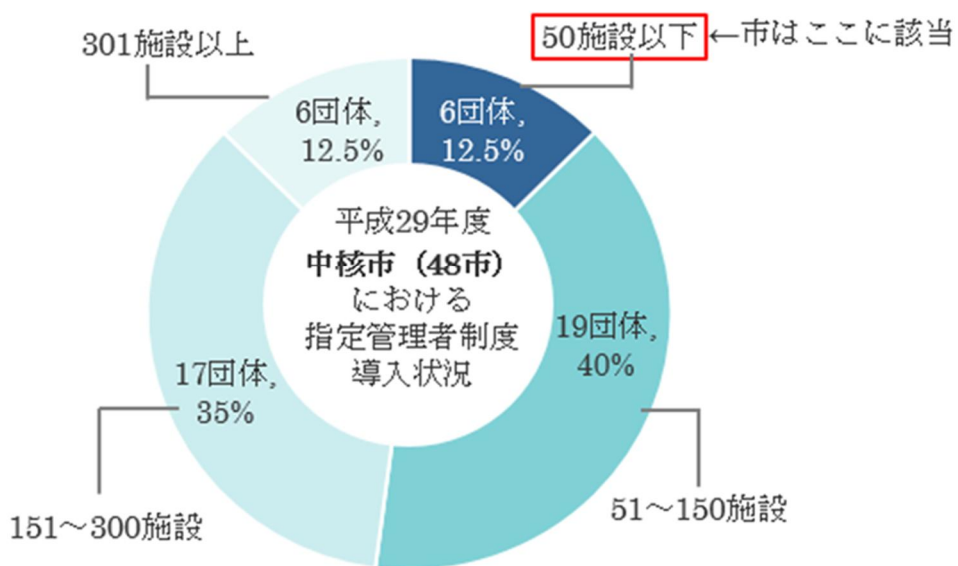
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	29	29	29	31	32	35
指定管理料 総額（千円）	1,837,743	1,855,454	1,921,491	2,014,468	2,228,736	2,155,221

また、他の中核市における平成 29 年度の指定管理者制度導入状況について、中核市市長会が公表している都市要覧より集計した結果は、下表のとおりである。

指定管理者制度導入施設数	団体数
50 施設以下	6
51～150 施設	19
151～300 施設	17
301 施設以上	6
合計	48

←市はここに該当

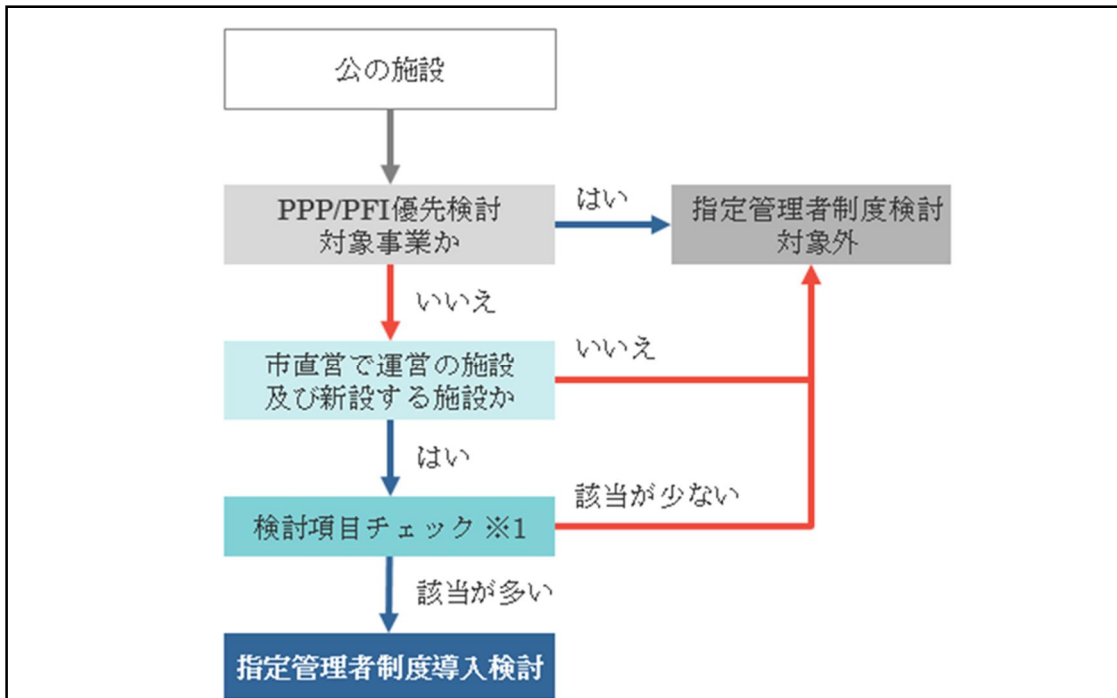
Ⅰ 中核市における指定管理者制度導入状況（平成29年度）



② 制度導入・更新の決定

(i) 制度導入について

制度導入についての市の基本的な考え方は、「民間事業者等が有する専門的知識や経営資源等の活用により、市民サービスの向上及び経費の削減につながるかどうか」（指針4（1））であり、具体的には、以下のフローやチェックリストにより検討を行っている。



※1 検討項目チェック

検討項目		はい	いいえ
1 施設の公的責任や専門性			
1	個別法制度上、民間事業者等に委ねることについての制約はない		
2	利用の平等性、公平性等について、行政でなければ確保できない明確な理由がない		
2 施設を取り巻く社会環境			
1	民間事業者等が類似の施設を運営している		
3 コストとサービス水準のバランス			
1	民間事業者等が管理運営した方が、低コストとなることが期待できる		
2	民間事業者等が管理運営した方が、運営日・時間、運営内容等においてサービスの向上が期待できる		
3	民間事業者等が管理運営した方が、他の民間サービスとの相乗効果等による集客力や稼働率の向上が期待できる		

「はい」に該当する項目が多いほど、民間事業者等の管理運営領域であり、指定管理者制度の導入になじむものと考えられる。

(ii) 指定管理者制度の更新について

更新についても指定管理の継続を前提とするのではなく、PPP/PFI手法や市直営による管理と比較検討することを求めている。

指針に記載されている各手法の比較表は以下のとおりである。

＜PPP/PFI手法の比較＞						
手法※		施設提供 (設計・建設)	サービス提供 (維持管理・運営)	資金調達	サービス水準決定・監視	
従来型公共事業		公共	公共	公共	公共	
P P P P P F I 手 法	包括的民間委託	公共	民間	公共	公共	
	指定管理者制度	公共	民間	公共	公共	
	DB方式	民間	公共	公共	公共	
	DBO方式	民間	民間	公共	公共	
	P P F I 手 法	公共施設等 運営権方式	公共	民間	民間	公共
		O方式	公共	民間	公共	公共
		BT方式	民間	公共	民間	公共
		BTO、BOT、 BOO、RO方式	民間	民間	民間	公共
	民営化		民間	民間	民間	民間

指針 2 (5)より抜粋

※各手法の内容は以下のとおりである。

- PPP(Public Private Partnership)手法  
... 官民のパートナーシップにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することをめざす手法
- 包括的民間委託  
... 公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託
- 指定管理者制度  
... 公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法



- DB(Design-Build)方式  
... 民間事業者が公共施設等の設計・建設を一括して発注する方式
- DBO(Design-Build-Operate)方式  
... 民間事業者が公共施設等の設計・建設と、維持管理・運営等を一括して発注する方式
- PFI(Private Finance Initiative)手法  
... 公共施設等の設計、設置、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用し、公共サービスを民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという手法
- 公共施設等運営権方式(コンセッション)  
... 利用料金を収受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う方式
- O(Operate)方式  
... 民間事業者が公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式
- BT(Build-Transfer)方式  
... 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式
- BTO(Build-Transfer-Operate)方式  
... 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式
- BOT(Build-Operate-Transfer)方式  
... 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式
- BOO(Build-Own-Operate)方式  
... 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去する等公共側への施設の所有権移転がない方式
- RO(Rehabilitate-Operate)方式  
... 既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式

「明石市 PFI 基本方針」「明石市 PPP/PFI 手法導入優先的検討の基本方針」より抜粋

具体的には、更新 2 年度前に更新方針（課題及び改善案、選定方法、指定期間、選定委員案）を財政健全化担当で取りまとめて市長と協議を行い、その後、必要に応じて施設所管課が市長と詳細な協議を実施することとなっている。

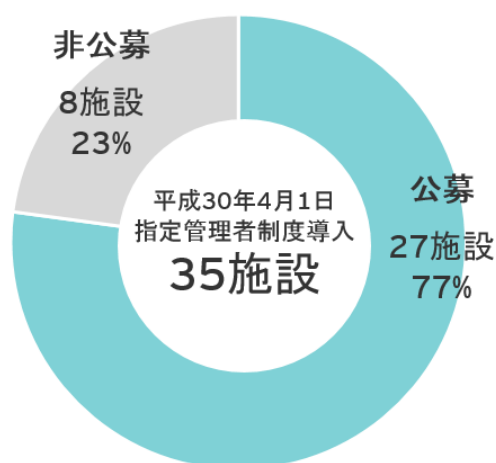
### ③ 公募及び非公募について

市では、原則として公募により複数の応募者から最適な管理運営主体を選定することを原則としている。但し、公募の経路を経る十分な期間がないとき、公の施設の適正な運営を確保するため必要と認めるとき、その他特別な理由があると認める場合には、公募を行わずに指定管理者を選定することができる。

指針に記載された公募によらない場合の例示は、以下のとおりである。

- ① 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
- ② 施設が高度な公的責任や専門性を有すると認められる場合
- ③ 地域密着型施設で、当該地域の住民により構成される団体が管理運営を行う場合

市が平成 30 年 4 月 1 日に指定管理者制度を導入している 35 の施設のうち、公募及び非公募の割合は以下のとおりである。

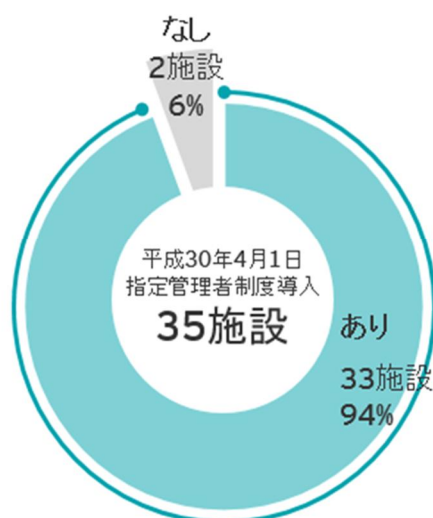


#### ④ 使用料及び利用料金制と料金收受代行制

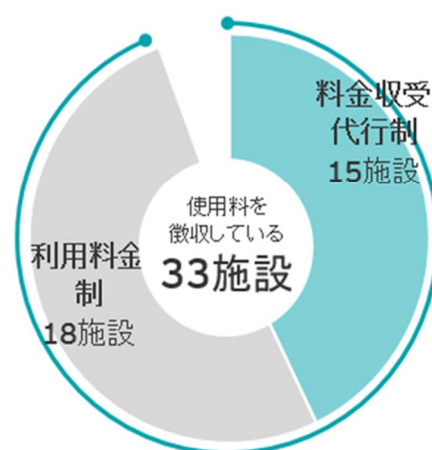
使用料を徴収する方法として、利用料金制（使用料を指定管理者が収入として收受する方法）と料金收受代行制（使用料を市が収入として收受する方法）がある。

平成30年4月1日に指定管理者制度を導入している35の施設のうち、使用料を徴収している施設数及び利用料金制と料金收受代行制の内訳は下表のとおりである。

｜ 公の施設の使用料を徴収している施設数



｜ 使用料を徴収している施設のうち  
料金收受代行制の内訳

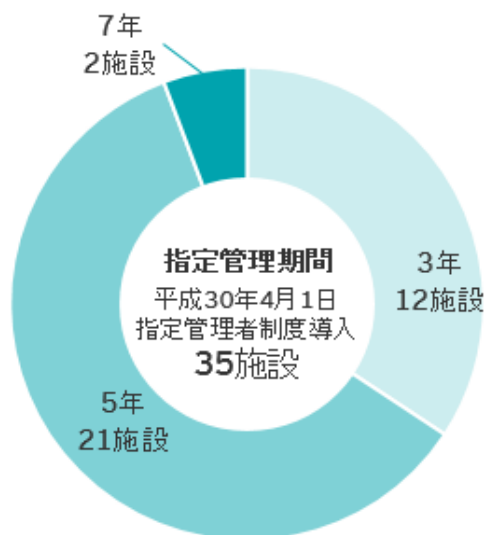


#### ⑤ 指定管理期間

平成18年1月改正の指針においては、原則3年としつつも、サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間等、各施設の事情を勘案し、適切な期間を個別に設定できるとしていた。

平成30年1月の指針の改正により、原則5年としつつも、短期の指定管理期間とすることで競争性が発揮され、より優良な管理運営が期待できる場合等は例外的に3年とすることができるとし、また、一定の条件を満たした場合の指定管理期間の更新制や指定管理期間の変更（延長）が導入された。

平成30年4月1日に指定管理者制度を導入している35の施設の指定管理期間は以下のとおりである。



⑥ 指定管理者に対する評価

毎年度、指定管理者による自己評価（事業報告書）と施設所管課による評価（管理運営状況報告）が行われている。管理運営状況報告は、市のホームページで公表されている。また、公募にて指定管理者候補者を改選する場合、選定委員会にて、現在の指定管理者の評価を行っている。

### III. 指定管理者制度導入施設に対する全体的結果及び意見

#### 1. 事業収支等の確認について【意見】

施設所管課による指定管理者の事業収支の確認方法について、指針では以下のとおり定められている。

8 (1) 事業報告に記載のとおり、事業収支については、少なくとも四半期ごとに収支報告を受けるとともに、年2回（第2四半期の報告及び事業報告書受領後）は、以下に従って詳細な確認を行うものとする。なお、事業収支の確認は、指定管理者の会計事務の全てを確認するものではなく、以下の目的を達成するため、必要な確認を効率的に行うものである。

##### ア) 目的

- ・ 指定管理者が会計事務を行う上での緊張感を持続させる。
- ・ 指定管理者の法人（団体）としての経営の安定性を確認する。
- ・ 妥当な指定管理料の水準の判断材料を得る。
- ・ 修繕費等の精算対象経費について支出の内容を確認する。

##### イ) 基本的確認手法

- ・ 指定管理者に収支報告の各収支科目について、総勘定元帳又は収支明細の記録との対応関係の説明を求める。（明細のどこからどこまでの合計が、どの収支科目に対応している等）
- ・ 収支報告の各収支科目の金額と、総勘定元帳の残高又は収支明細の記録中の対応する項目の合計が、指定管理者の説明どおりに合致していることを確認する。
- ・ 合致していない場合は、指定管理者に追加の説明を求め、補正を求める。
- ・ 記載内容に疑義（事業計画や前四半期に比して著しい増減がある、通常は端数が出る科目に端数が出ていない、通常は端数が出ない項目に端数が出ている等）のある科目については、指定管理者に追加の説明を求め、必要があれば説明文書の提出を求める。
- ・ 修繕費等の精算対象経費について、証憑類（領収証等の証拠書類）を確認する。

指針 10 (11)⑤より抜粋

指針によると年に 2 回は会計帳簿との突合等、詳細な確認を行うこととなっているが、指定管理者より会計帳簿を提出させていないケースもあれば、会計帳簿の全部又は一部を提出させているケースがあった。更に、提出させている場合に、会計帳簿との突合を実施していないケースもあれば、実施しているケースもあり、施設所管課によって対応に差があった。

事業収支は指定管理料の水準の妥当性を判断する重要な材料であり、その情報は指定管理者の会計帳簿に基づき作成されるため、指針に記載されている確認を実施するように、あらためて施設所管課に周知されたい。

また、「経営の安定性を確認する」ために必要に応じて、指定管理事業のみならず法人全体の決算書を入手することや、前期比較・予算実績比較の資料を指定管理者に求め施設所管課で分析する等、指針の趣旨を踏まえ、各施設の状況に応じたモニタリングが必要である。

更に、収支状況に加えて指定管理者の業務の実施状況や実施体制に対する監督についても、施設所管課によってばらつきがあることから、制度所管課においてはチェックリストやマニュアル等の文書化対応について検討されたい。

## 2. 公の施設の使用料について【意見】

Ⅱ. 2. (3) ④で記載したとおり、市においては、指定管理者制度を導入している 35 施設のうち 33 施設において、利用者から公の施設の使用料を徴収している。当該使用料の積算根拠は、直営時代の施設開設時に他の類似施設の価格を参考として設定したままとなっている施設が大部分を占めていた。

一方で、市は、平成 26 年度及び平成 27 年度に、市全体の施設使用料等について、明石市財政健全化推進市民会議及び公共施設配置適正化に関する有識者会議で議論を行った経緯がある。本会議は、財政健全化の取組を市民参画のもとに検討する場として設置しており、会議資料や会議録がホームページで公表されている。

平成 27 年 12 月に開催された会議において、施設使用料等に関する基本的な考え方を以下のように整理している。

## 施設使用料等に関する基本的な考え方

以下の観点を総合的に考慮した上で、施設使用料等を徴収するかどうか、また徴収する場合の金額を決定。

- ・ サービス原価の算定
- ・ サービスの性質に応じた適正な負担割合の設定
- ・ 施設の管理運営に係る収支改善努力
- ・ 同種施設（市有・近隣自治体・民間）との均衡
- ・ 利用区分による対応
- ・ 減免基準の明確化
- ・ 利用しやすさへの配慮
- ・ 激変緩和措置
- ・ 定期的な見直しの実施

「第5回公共施設配置適正化に関する有識者会議(H27.12.12)資料」より抜粋

また、市は、財政健全化の取組方針を定めた「明石市財政健全化推進計画」（平成27年3月公表）の中で受益者負担の適正化を掲げており、その中で、各種使用料、手数料等を見直すとしている。

### (4) 受益者負担の適正化

個別目標 平成35年度までに年間受益者負担収入を2億円増

受益と負担の公平性の観点から、対象とする経費の範囲や負担割合の考え方等を定めた受益者負担の算定基準を策定し、これに基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出すとともに、各種使用料、手数料等を見直します。

#### 主な取り組み

##### ◆受益者負担の算定基準の策定

受益者負担を算定する際に対象となる経費の範囲や負担割合の考え方を示した受益者負担の算定基準を作成します。

##### ◆新たに受益者負担を導入すべきサービスの洗い出し

従来、受益者負担を導入していないサービスの内容を検証し、受益と負担の公平性の観点から、新たに受益者負担を導入すべきサービスを洗い出します。

##### ◆各種使用料、手数料等の見直し


受益者負担の算定基準に基づき、新たに受益者負担を導入すべきサービスを含めて、各種使用料、手数料等の見直しを進めます。

「明石市財政健全化推進計画」より抜粋

しかし、その後施設使用料等に関して、市全体の具体的な方針は策定されておらず、公の施設の使用料の見直しは、施設所管課ごとの判断に任せられている。

施設所管課が使用料の見直しを行えるよう、「市全体の具体的な方針」の策定を検討されたい。その上で、指定管理者制度を導入している施設のうち、公の施設の使用料を徴収している 33 施設については、「施設使用料等に関する基本的な考え方」に記載されている項目をベースに、「市全体の具体的な方針」を活用し、使用料の見直しの必要性について検討を開始されたい。

特に、「サービス原価の算定」については、市が平成 28 年度に公表している施設カルテにおいて、平成 27 年度の決算数値が公表されているため、当該情報を有効活用するとともに、数値の更新を実施されたい。

<b>No. 065001</b>				調査年度	平成28年度						
<b>施設カルテ</b>				所管部署	文化・スポーツ部 文化振興課						
1 施設の基本情報 (H28.4.1時点)											
施設名	市民会館										
施設概要	自主事業(音楽、演劇、舞踊等)や貸館業務を行っています。1,280名収容の大ホール、450名収容の中ホール等を備えています。										
中略											
収 入	国県補助金等収入	0	0	経 費	修繕料	0	5,597				
	その他	190	44,891		維持管理委託料	0	56,123				
	指定管理料		97,069		土地・建物賃料	0	0				
	合計	890	189,139		小計	0	82,848				
						人件費(賃金含む)	3,925	73,840			
備考	当該指定管理者は、市民会館、西部市民会館、市民ホール、中崎公会堂をあわせて管理しているため、指定管理料及び支出のうち各施設にかかる共通経費については、施設の延べ面積で按分。					事業経費	0	49,215			
						指定管理料	93,003		小計	96,928	123,798
						その他	0	743	減価償却費	15,554	
						合計	112,482	206,646	合計	112,482	206,646

施設カルテより抜粋



### 3. 修繕費等の協定書の記載方法について【意見】

指定管理施設の修繕費及び備品購入費（以下、「修繕費等」という。）について、精算方式と定額方式がある。それぞれの内容、メリット、デメリットは以下のとおりである。

	精算方式	定額方式
内容	基本協定書において、修繕費等の予算が明記され、予算余剰分は市に返還、予算超過分は協議事項とする方法	修繕費等を指定管理料に含める方法
メリット	必要な修繕を確実に実施することができる	民間のノウハウを活用することにより、効率的・効果的な指定管理を実施することができる
デメリット	修繕費等は市が負担するため、指定管理者に予算を使い切ろうとするインセンティブが働き、不必要な修繕が行われるおそれがある	修繕費等は指定管理者が負担するため、コストカットのインセンティブが働き、必要な修繕が行われないおそれがある

市は、それぞれのメリット、デメリットを踏まえつつ、指定管理施設に老朽化した建物が多く、老朽化した建物を途中から指定管理者に任せるのはリスクが高いと考え、必要な修繕を確実に実施できる精算方式を原則として採用している。加えて、基本協定書に一定金額以上の修繕は市との協議事項とし、年度末に執行額・内訳明細をチェックすることにより不必要な修繕が行われることを防止している。

上記のとおり修繕費等は精算方式を採用し、修繕費の金銭的負担は予算の範囲内であればすべて市となるものの、基本協定書の責任分担表上、施設・設備の損傷等に伴う修繕（経年劣化等による小規模なもの）は指定管理者の負担とされている。市の解釈によれば、ここでの負担は、指定管理者が自らの責任において発注・検収・支払等の事務手続を実施する趣旨であり、金銭的負担ではないとのことであるが、客観的には判別つきがたい。

以上を踏まえ、修繕に関する責任分担表の記載を明確にされたい。

#### 4. 指定管理者が共同事業体である場合の収支報告書の記載方法について【意見】

指定管理者が共同事業体である場合の収支報告書について、代表団体以外の構成団体の収支は一括して委託料として記載されている事案が見られた。

委託料のみで計上すると、構成団体の人件費等も委託料に含まれてしまうことになるため、施設の運営に関する支出の内訳が不透明になる。また、委託料の中に、構成団体の利益が含まれる可能性があるため、施設の収支の実態が不明確になる。

共同事業体である場合の収支報告書の記載方法について、支出の内訳及び収支の実態が明らかになるように改められたい。

#### 5. 指定管理者の評価方法について【意見】

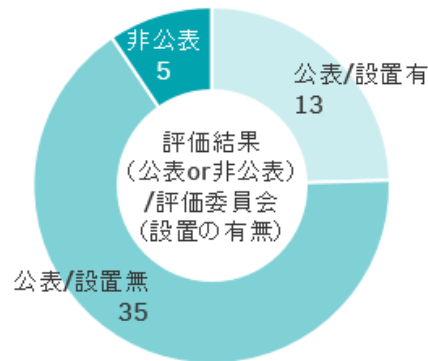
市は、毎年度指定管理者による自己評価を求め、施設所管課による評価を実施するとともに、指定管理者改選時（原則、指定管理期間の最終年度）には第三者から構成される選定委員会にて、現在の指定管理者の評価を行い、ホームページ上で公表している。しかしながら、指定管理期間のその他の時期には施設所管課以外の第三者による指定管理者の評価は行われていない。

第三者による評価は、法令等で実施が求められているものではないが、評価における客観性、公平性、透明性の確保を図る観点から重要である。また、第三者が評価を行うことにより、施設所管課及び指定管理者の公の施設の運営に関する緊張感が高まり、より質の高い市民サービスの提供が期待できる。

市を除く中核市 53 市を対象に、調査日時点の指定管理者の第三者評価の実施状況等をホームページ閲覧にて調査を行った。結果は以下のとおりである。

評価方法 公表の有無	評価委員会の 設置	評価委員の 構成	団体数
公表	有	外部有識者個人	3
		外部機関（業者）	3
		市職員及び外部有識者個人	2
	不明・その他	5	
	無 (所管課評価のみ)	—	35
非公表	—	—	5
合計	—	—	53

Ⅰ 中核市(明石市除く)における評価委員会の設置状況



評価方法を公表している48団体のうち、評価委員会を設置している団体は13団体であった。また、評価委員会の開催年度も、多い団体では年に5回のところがあれば、指定管理期間の中で1度という団体もあった。

第三者評価を実施することは、事務手続上も負担が重く費用対効果を検討しなければならないが、更新制導入等により指定管理期間が長期化するケース等必要な場合には、指定管理期間中の毎年の指定管理者自身による評価、施設所管課評価及び改選時の選定委員会による第三者評価に加え、指定管理期間の中間の時期に第三者評価を受ける仕組みの導入を検討されたい。

## 6. 貸与備品の管理について【意見】

指針上、以下のように施設の備品のうち指定管理料で購入した備品は市に帰属することとされている（市に帰属する備品を以下、「貸与備品」という。）。

指定管理者は、自らが管理する物品等については、台帳を備えて整理し、所管課に対して取得及び廃棄等の報告を適宜行うものとする。

指定管理者が、購入した備品等の所有権については、原則として、指定管理料で購入した備品等は市に帰属し、指定管理料以外から購入した備品等は指定管理者に帰属する。

指定管理者が作成したパンフレットや書籍、PRアイテム等施設関連商品、施設のロゴマーク、写真やイラスト等については、市と指定管理者との協議により、販売した場合の収入や、権利の所在等、指定期間終了後の所有権等について明確にしておく必要がある。

指針 10 (5)より抜粋

施設内に貸与備品と指定管理者に帰属する備品が混在する中で、備品の所有権を明確にするために各備品に備品番号を付し、所有者別に備品台帳を作成することで管理している。

市の財産である貸与備品が適切に管理されているかを確認するために貸与備品と備品台帳を定期的に照合することが有効である。しかしながら現状は、指定管理期間開始時に施設所管課が指定管理者とともに現物確認を行い、その後は増減報告のみを指定管理者から受けているだけであり、貸与備品と備品台帳との定期的な照合は行われていない。

貸与備品のなかには、文化博物館の収蔵品のように歴史的価値のあるものや、プロジェクター等の高額なものもあり、横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。

また、貸与備品の実在性を検証する上記手続においては、備品台帳が正確であることが前提となることから、異動があった場合に備品台帳が適切に更新されるよう施設所管課は指導されたい。

## 7. 再委託について【結果】

指定管理者が指定管理業務を遂行するに当たり、以下のとおり協定等に明示すること等により第三者に委託（以下、「再委託」という。）することは認められている。

総務省通知（H17.7.17 付 総行行第 87 号）では、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、（中略）今回の制度の趣旨に鑑みれば、管理に係る業務を一括して更に第三者へ委託することはできない」とされている。

委託可能な業務については、各施設の特性等に応じて募集要項や協定等により明示し、決定後、委託する業務と委託先の事業者名を市へ報告させ、適当と認められる場合は、これを承諾するものとする。指定管理者は、自主的な判断で委託先を決定できるが、必要に応じて公募や見積り合わせを行う、書面による契約を徹底する等、業務の質と効率性の維持・向上を図るとともに、委託契約の公正性・透明性を確保するよう努めなければならない。

指針 10 (12)より抜粋

再委託の承諾状況について確認したところ、以下のような事案が散見された。

- ・ 事業計画で再委託を実施する業務概要のみを報告し、年度末に内容、委託先、金額、決定方法を報告
- ・ 上記とは異なる完全な事後報告

確かに指針や基本協定書には、「承諾」としか記載されておらず、事後承諾であっても、指針、基本協定書には違反していない。しかしながら、再委託の承諾を求める趣旨は、主に、市にとってふさわしくない者（入札参加資格停止者、反社会的勢力等）が市の業務を行うことを排除すること、指定管理者が中抜きにより不当に利益を得ることを防止すること、業務に係る責任関係を明確化することにある。これらの趣旨からすると、再委託の承諾は事前に行う必要があり、また承諾に当たっては、市が再委託の妥当性を判断するために必要な情報を入手する必要がある。

再委託の事前承諾及び承諾の際に必要な情報を漏れなく入手することを徹底されたい。

## 8. 自主事業について【意見】

自主事業は、実務上の取扱いとして、指針や様式集において、以下のような取扱いをしているが、地方自治法上規定はなく、市でも指針等において明確に定めていない。

- ・ 指針： 仕様書の記載項目として、自主事業の業務内容及び達成すべき水準の記載を求めている。
- ・ 様式集： 募集要項（例）において、指定管理料に含まれるものの項目の中に自主事業が記載されており、さらに収支計画書のひな型の収入項目には、自主事業が含まれている。

様式第3号

収支計画書（平成 年度）

【収入①】 （単位：千円）

科 目	金 額	内 訳
指定管理料		
利用料収入		
自主事業収入		
その他収入		
合 計		

様式集より抜粋

一般的に、指定管理業務における自主事業とは、指定管理者が自主的に実施する施設の管理運営業務以外の業務を指すことが多いが、市では、施設所管課によって、自主事業の取扱いに差があり、下記4パターンが存在している。

【施設所管課による自主事業の取扱い】

業務の区分	収入の取扱い	費用の取扱い
指定管理業務に含める	指定管理者が収受	指定管理料から支払う
		指定管理料から除く
指定管理業務に含めない		指定管理料から支払う
		指定管理料から除く

指定管理業務に含めているにもかかわらず、自主事業に係る支出を指定管理料から除いていることにより、指定管理者に過度な負担を強いている施設がみられた。また、逆に指定管理業務に含めないにもかかわらず、自主事業に係る支出を指定管理料から支払っていることにより、指定管理者は支出負担なしで収入のみ収受している施設もみられた。

自主事業について、市としての定義を明らかにするとともに、指針において収入、支出の取扱いを明記し、統一されたい。

なお、北九州市が公表している「北九州市指定管理者制度ガイドライン」において、自主事業の整理や定義が記載されているため、参考とされたい。

#### 4 指定管理者が行う事業

##### (1) 指定管理者が行うことができる事業

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において事前に本市の承認を得た事業を行うことができる。

指定管理者が行うことができる事業は、以下の表に分類される。

I. 協定書記載の業務 ＝指定管理業務（設置目的内）	ア. 本市が仕様書に掲げた業務
	イ. <b>提案事業</b> （指定管理者が企画した業務）
II. 協定書記載以外の業務 ＝ <b>自主事業</b> （指定管理者が企画した業務）	ウ. 設置目的内⇒施設の <b>使用許可</b> による事業 ※協定書を変更し指定管理業務に加えた場合はイとなる
	エ. 設置目的外⇒施設の <b>目的外使用許可</b> による事業

##### (2) 自主事業の定義

指定管理者が企画した業務で指定管理業務でない業務（協定書記載以外の業務）を「自主事業」という。「自主事業」の実施は、指定管理者が、施設の使用許可あるいは目的外使用許可を受け、指定管理者ではない一団体として行う行為となる（上記(1)）。

なお、「自主事業」の実施にあたって、施設の目的外使用許可の手続きが必要か否か（設置目的内かどうか）については、当該事業が施設の管理運営行為か否かの視点により、設置者である本市が判断するもの（客観的に決まるもの）である。

出典：北九州市指定管理者制度ガイドライン

#### 9. 一般管理費等における本社費用等の取扱いについて【意見】

指定管理者から提出を受けた収支報告書を確認したところ、一部の報告書において、一般管理費等の中に、指定管理者の本社費用相当額を計上していた。

施設所管課に対し、本社費用相当額に係る積算根拠の把握や確認方法についてヒアリングしたところ、施設所管課によっては全く把握していない施設もある等、その対応に違いが見られた。

本社費用相当額は、金額を算出するにあたって見積要素が高く、恣意性が介入しやすい。

一般管理費等について、以下のような他自治体の事例を参考にしながら、施設所管課は積算根拠を把握するとともに、毎年、積算根拠に従って計上されているかを根拠資料等により確認されたい。

【東京都文京区の事例】

：募集時に指定管理候補者から本社経費内訳を記載させる。

【記載例】

収入	科目		金額	摘要
	指定管理料			
	利用料金			
	事業収入等			
	合計 (A)			
支出	科目	内訳		
	人件費	常勤職員		
		非常勤職員等		
		⋮		
	管理費	消耗品費		
		備品購入費		
		光熱水費		
		修繕費		
		再委託費		
		⋮		
		⋮		
	事業費	報償費		
		広告宣伝費		
		⋮		
	⋮			
本社経費	本社事務管理費			
	通信費			
	⋮			
	本社経費小計			
合計 (B)				

出典：指定管理者制度運用ガイドライン（第7版）（平成30年6月改定）

【熊本県熊本市の事例】

：一般管理費の積算の考え方を運用マニュアルで定める。

**(3) 一般管理費※**

人件費に一般管理費率(10,000千円まで5%、100,000千円まで4.5%、200,000千円まで4%、200,000千円超3.5%)を乗じ、積み上げた額とする。

※ 一般管理費：施設の管理運営に係る直接業務費以外で、本社（本部）機能の維持に係る経費（役員報酬、従業員の福利厚生費、雑費など）

【一般管理費の積算例（人件費 110,000千円の場合）】

- ・ 0～10,000千円：5% ⇒ 10,000×5%=500千円
- ・ 10,000～100,000千円：4.5% ⇒ 90,000×4.5%=4,050千円
- ・ 100,000千円～：4% ⇒ 10,000×4%=400千円

一般管理費合計 4,950千円

出典：指定管理者制度運用マニュアル（平成30年4月）



## 10. 非公募による指定管理者の選定について【結果】

市は、公募により指定管理者候補者を選定する場合には、外部有識者等から構成される選定委員会を設置し、募集要項や仕様書等の協議や指定管理候補者の審査を実施している。一方、非公募により指定管理者候補者を選定する場合には、募集要項に基づき、当該候補者から事業計画書や収支計画書等の申請書類を提出させ、起案するのみであり、審査は実施していない。

「明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 4 条において、指定管理者の候補者として選定する基準が規定されているため、非公募であっても候補者が当該基準を満たしているかどうかの審査を実施し、記録を保管されたい。

### 【明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例】

(指定管理者の候補者の選定)

第 4 条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) 市長、副市長、地方自治法第 180 条の 5 の規定により市に設置する委員会若しくは委員（以下この号において「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあつては、市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人でないこと。
- (6) その他市長が別に定める事項

## 11. 基本協定書における指定の取消し等の要件について【結果】

市では、以下のとおり指針において暴力団等の関与に伴う指定の取消し等を定めている。

指定管理者の役員等が、暴力団員である等施設の管理運営に暴力団等が関与し、又は、暴力団等に資金供給、便宜供与等を行っている等の場合は、市は協定に基づき、指定の取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

指針 9 より抜粋

市が締結している基本協定書のうち 7 施設について、ひな形となる「様式集の協定書（例）」に第三者委託に関する上記指定の取消し要件が記載されていたにもかかわらず、該当する記載が抜け落ちていた。

指定の取消し要件は重要事項であり、基本協定書上、記載漏れがないように市としてチェック体制を確立されたい。

### 【様式集の協定書（例）の抜粋】

（指定の取消し等）

第 29 条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、次のいずれかに該当し、乙による指定管理業務を継続することができないと認めるときは、手続条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（1）乙が倒産（解散）したとき。

中略

へ 第三者への委託契約等その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

## IV.個別の指定管理者導入施設

平成 30 年 4 月 1 日時点で指定管理者制度を導入している施設は以下のとおりである。

※	施設の名称	施設数	指定管理者の名称	施設所管課
1	あかし市民広場	1	一般社団法人明石観光協会	政策局 シティセールス推進室 シティセールス課
2	明石市立夜間休日応急診療所	1	一般社団法人明石市医師会	福祉局
3	明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所	1	一般社団法人明石市歯科医師会	あかし保健所 保健総務課
4	明石市生涯学習センター	1	一般財団法人明石コミュニティ創造協会	市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ推進課
	あかし男女共同参画センター	1		
5	明石市立市民会館	1	共立・NTT ファシリテーズ共同事業体	市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課
	明石市立西部市民会館	1		
	明石市立市民ホール	1		
	明石市立中崎公会堂	1		
6	明石市立文化博物館	1	小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体	
7	明石市立勤労福祉会館	1	平成 30 年 3 月 31 日まで：一般財団法人明石市産業振興財団 平成 30 年 4 月 1 日から：日本環境マネジメント株式会社	市民生活局 産業振興室 産業政策課
	明石市立中高年齢労働者福祉センター	1		
	明石市立産業交流センター	1		
8	明石市公設地方卸売市場	1	株式会社明石卸売市場管理センター	
9	明石市立総合福祉センター	1	社会福祉法人明石市社会福祉協議会	福祉局 福祉政策室 福祉総務課
10	ふれあいプラザあかし西	1	ハートフルしんき	
11	明石市立木の根学園たんぼぼ工房	1	社会福祉法人明桜会	福祉局 生活支援室 障害福祉課
	明石市立木の根学園ひまわり工房	1		
	明石市立木の根学園短期入所施設	1		

※	施設の名称	施設数	指定管理者の名称	施設所管課
12	明石市立知的障害児通園療育施設	1	社会福祉法人三田谷治療教育院	福祉局 生活支援室 発達支援課
13	高齢者ふれあいの里	4	大新東・SDHS・NTT ファシリティーズ共 同事業体	福祉局 高年介護室
14	大蔵海岸施設	4	平成 30 年 3 月 31 日 まで：株式会社神戸新 聞事業社 平成 30 年 4 月 1 日か ら：神戸新聞事業社・ 兵庫県サッカー協会 同事業体	都市局 都市整備室 海岸課
15	石ヶ谷公園	1	しんきパーク&スポ ーツマネジメント共 同事業体	都市局 都市整備室 緑化公園課
	明石海浜公園	1		
	魚住北公園	1		
16	明石駅前立体駐車場	1	タイムズグループ	都市局 道路安全室 交通安全課
17	あかし市民図書館	1	TRC・長谷工・神戸新 聞グループ	政策局 政策室
	明石市立西部図書館	1		
18	明石市立少年自然の家	1	平成 30 年 3 月 31 日 まで：株式会社小学館 集英社プロダクショ ン 平成 30 年 4 月 1 日か ら：特定非営利活動法 人国際自然大学校	教育委員会事務局 青少年教育課
—	合計	35	—	—

(※) 協定単位で集約している。

【個々の施設の記載項目の説明】

1. ○○○・・・施設名を記載している。

(1) 施設の概要・・・以下の表に基づき指定管理施設の概要を記載している。

項目	説明
所在地	
施設の設置目的	
根拠条例等	
設置年月	
指定管理者制度導入年月日	
施設所管課	
主な施設の種類	
利用料金制か料金収受代行制か	

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況・・・指定管理者制度導入以降の指定管理者を記載している。

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者

② 現在の指定管理者の状況・・・ 現在の指定管理者の名称、指定管理内容等を記載している。但し、施設の種類や指定管理者に応じて、不要と思われる情報は適宜省略している。

項目	説明
名称	
所在地	
事業の概要	
職員数	
指定管理業務の概要	
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	
再委託の有無	
自主事業の有無	

- (3) 収支の状況・・・直近3事業年度の指定管理者の収支の状況を記載している。但し、料金收受代行制を採用している施設においては、使用料収入は指定管理者の収入に含めていない。

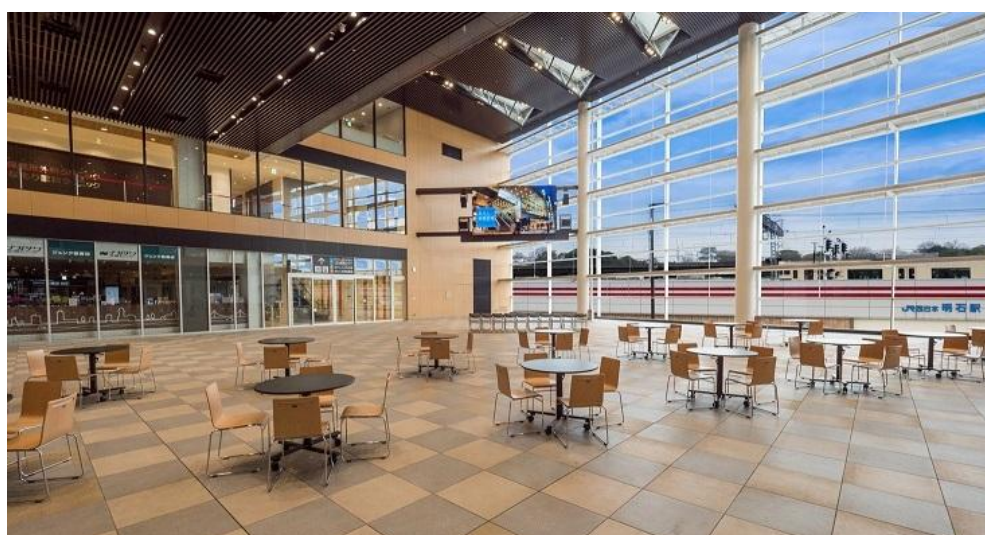
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円
収入			
指定管理料（協定）			
精算金			
使用料収入 ・・・利用料金制の場合のみ			
その他			
支出			
人件費			
その他			
収支			

- (4) 施設使用料・・・協定に定められている施設の使用料を記載している。
- (5) 施設の特徴等・・・上記の中で強調したい点、(6)につながるもの、特筆すべき特徴を記載している。
- (6) 監査の結果及び意見・・・監査の結果及び意見を記載している。

## 1. あかし市民広場

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市大明石町1丁目6番1号
施設の設置目的	明石市中心市街地活性化基本計画（平成22年11月内閣府認定）において、中心市街地に新たな賑わいと憩いの空間を創出するため、日々の来街者を増やし、賑わいを醸成するとともに、市民の憩いと交流を促進し、さらには中心市街地等への人の回遊を促す拠点として、広場を整備するもの。
根拠条例等	あかし市民広場条例
設置年月	平成28年12月
指定管理者制度導入年月日	平成28年12月9日
施設所管課	政策局 シティセールス推進室 シティセールス課
主な施設の種類	・ イベント開催施設 ・ 情報発信施設
利用料金制か料金收受代行制か	利用料金制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 28 年 12 月 9 日から 平成 32 年 3 月 31 日	非公募	一般社団法人明石観光協会

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	一般社団法人明石観光協会
所在地	明石市東仲ノ町 6-1 アスピア明石北館 7 階
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光客誘致広報宣伝事業</li><li>・企画調査と協会事業</li><li>・観光施策及び共催事業</li><li>・明石市からの受託による各種観光事業の推進</li></ul>
職員数	5 名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸館事業に関する業務</li><li>・イベント事業に関する業務</li><li>・情報発信事業に関する業務</li><li>・デジタルサイネージ一括運営管理事業に関する業務</li><li>・施設・附属設備等維持管理事業に関する業務</li><li>・その他管理事業に関する業務</li></ul>
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	87,122 千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	無



(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	—	37,201	93,851
指定管理料 (協定)	—	37,000	88,800
精算金	—	△694	△1,677
使用料収入	—	57	6,170
その他	—	838	558
支出	—	31,565	70,991
人件費	—	7,003	15,609
その他	—	24,561	55,381
収支	—	5,636	22,859

※ あかし市民広場は、平成 28 年 12 月に設置され、同年同月より指定管理者制度が採用されている。そのため、平成 29 年度の収入・支出は平成 28 年度の収入・支出よりも増加している。

(4) 施設使用料

使用区分			午前	午後	夜間	全日	超過金額
			午前 9 時 ～ 午後 1 時	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時	
使用範囲	利用目的	利用日	円	円	円	円	円
全面使用	非営利	平日	9,700	9,700	9,700	24,200	3,700
		休日	11,600	11,600	11,600	29,000	4,400
	営利	平日	38,700	38,700	38,700	96,600	14,500
		休日	46,400	46,400	46,400	115,900	17,400
1/2 面使用	非営利	平日	6,300	6,300	6,300	15,600	2,400
		休日	7,500	7,500	7,500	18,800	2,900
	営利	平日	25,000	25,000	25,000	62,400	9,400
		休日	30,000	30,000	30,000	74,900	11,300
1/4 面使用	非営利	平日	3,200	3,200	3,200	8,000	1,200
		休日	3,900	3,900	3,900	9,600	1,500
	営利	平日	12,700	12,700	12,700	31,800	4,800
		休日	15,300	15,300	15,300	38,100	5,800
部分使用 (1 m <sup>2</sup> につき)		平日	100	100	100	200	100
		休日	100	200	200	300	100

## (5) 施設の特徴等

中心市街地に新たな賑わいと憩いの空間を創出するために新たに設置された施設であり、これまでの運営のノウハウがなかったため、指定管理者制度導入に当たっては、市の観光施策等の重要な役割を担っている一般社団法人明石観光協会が非公募により指定管理者として選定されている。

指定管理者は、市民への施設の認知を上げるため、ラジオ、インターネット、公式ツイッター等の媒体を活用した情報発信を積極的に実施している。また、来街者の滞在時間の延長や中心市街地の回遊性の向上を図るため、積極的なイベントの誘致及びイベントを開催し、恒常的な賑わいの創出に努めている。

## (6) 監査の結果及び意見

### ① 事業収支等の確認について【意見】

指定管理者の施設運営に関する収支報告書を確認すると、市から指定管理者に支払われた指定管理料が 88,800 千円であり、その内 22,859 千円という多額の金額が収支余剰として報告されている。

利益が生じた主たる要因は、光熱水費が予算と実績で大きく乖離したことによるとのことであるが、当施設の指定管理者は非公募により選定されており、外観的には特定の者に利益を享受させるために指定管理料を設定したと捉えられても不思議ではない。

市が当施設を運営したことがないため、適切な指定管理料の設定が難しいことは想定されるが、実績として発生した収支の内容や収支余剰について、会計帳簿と証拠書類の照合や担当者へのヒアリング等により十分に確認を行い、その余剰の一部を市に返還させる必要がないか等の検討が必要である。その上で、経費削減の観点も考慮しつつ、次期の指定管理料の算定材料として活用されることが望ましい。

指定管理者の業務の実施状況・実施体制に対する監督についても、施設所管課は指定管理者から業務実施に関する報告を受け、今後の運営等について指導や協議を行っているが、その内容についての記録を行っていなかった。

監督実施者としての説明責任を果たす意味でも、施設所管課は当施設にて検査した内容や指導、協議した事項等の記録を残すことを検討されたい。

② 貸与備品の管理について【意見】

市から指定管理者に指定管理業務に使用するために貸与した物品につき、施設所管課は指定管理者より増減の報告を指定管理者から毎年受けているのみで、備品台帳との照合は施設所管課も指定管理者も行っていない。

横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは、施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。

③ 再委託について【結果】

当施設の管理運営に関する基本協定書において、指定管理業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則禁止されており、一部を第三者に委託（再委託）する場合は、あらかじめ書面により市の承諾が必要となっている。

しかし、当施設においては、指定管理者から指定管理業務の一部を再委託する旨の申請書はなく、事業計画での委託内容及び金額の報告に留まっており、実際にどのような業者をどのような金額で選んだ等の報告が適時になされていない。なお、各年度終了時に指定管理者から施設所管課に提出される事業報告書には、再委託業者と契約金額を記載していた。

指定管理業務の再委託について、報告・承認の手続を協定書において求めた趣旨は、(i)市にとってふさわしくないものが市の施設運営に関する業務を行うことを排除するため（入札参加資格停止者の参加の防止、反社会的勢力との関係構築の防止、OB等への不当な融通防止）、(ii)主たる業務や業務の大部分を再委託することになれば、指定管理者を選出した意味がなくなるためである。

この趣旨からすれば、施設所管課は、事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上で承認する必要がある。

④ 一般管理費等における本部経費の取扱いについて【意見】

指定管理者制度の導入目的の一つに、公の施設の運営管理費の削減がある。そのため、施設所管課は、施設運営に係る必要人員や施設維持費を正確に見積もり、適切な指定管理料を算出する必要がある。

一方、限られた予算で効率的に運営し、どれほどの利益を計上できるかを検討するのは指定管理者であり、施設所管課が指定管理者にいかほどの利益を享受させるかを考慮する必要はない。

当施設の指定管理者から施設所管課に提出された平成29年度の収支報告を確認すると、実際には支出のない費用4,900千円が、一般管理費として計上されていた。この一般管理費は、指定管理者の本部経費として、市が計上を容認したものである。

指定管理者が施設の運営により利益を計上すること及び本部経費を合理的な配分により指定管理業務費用とすること自体は否定されるものではない。しかし、当該一般管理費は、予算時は指定管理料の10%を目安に設定されていたが、実際は5.6%となっており、その計上根拠が不明確であった。

指定管理者が計上金額の根拠を説明できなければ、市が確認することができず、市民に説明責任が果たせなくなることばかりか、指定管理者制度の趣旨である施設運営コストの縮減につながらないおそれがある。

施設所管課は、指定管理者に対して、本部経費の配分が適切であることを説明できる根拠を整備させ、施設所管課が確認できるよう指導されたい。

#### ⑤ 指定管理者の選定方法について【意見】

指定管理者制度の導入目的の一つに、広く民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの充実を図ることがある。この目的に鑑みれば、指定管理者の選定においては、広く候補者を募るために公募による募集を原則とすべきである。

しかし、当施設での事業を通じ、広く明石の歴史、文化を発信し、明石をセールスする観点からの運営を期待することから、第1期目の指定管理者候補者については、明石の地域情報に精通し、地域資源を活用したイベントの実施や明石の情報発信について実績があるとして、一般社団法人明石観光協会を非公募により選定している。

当指定管理者がこれまで市の観光施策に重要な役割を担ってきたことから、地域情報に精通していることは理解できるものの、施設管理業務や来場者増加のためのプロモーションを専門とする事業者は一定数存在すると考えられる。

指定管理者制度の目的を踏まえ、今後は公募による指定も視野に選定方法を検討すべきである。

⑥ 来場者数の目標設定について【意見】

当施設の貸館による施設の利用率の目標は 60%として定められているものの、来場者数の目標は設定されていない。なお、平成 29 年度の来場者数は、7,069,974 人（カウンターシステムにてカウント（平均 17,370 人/日））となっている。

当施設は、地域活性化のために整備された施設である以上、継続的な地域活性につなげるべく、来場者の目標を設定するとともに、目標と実際の差異等を分析し、目標の達成のためにどのような工夫が今後必要であるかといった PDCA 体制の構築について検討されたい。

⑦ 利用者意見の把握について【意見】

公の施設は、市民サービスを提供するために存在する以上、施設所管課及び指定管理者は利用者がどのようなサービスの提供を受ければ満足するかを常に把握しておく必要がある。

しかしながら、当施設では、窓口を設け、窓口に来た者の問い合わせや要望は把握しているものの、来場者に対するアンケートは年 1 回のみの実施となっている。

利用者満足の向上のため、また潜在的な利用者確保のため、広く市民の要望を適時に把握できるよう、アンケートの複数回の実施や意見箱等を設置することを検討されたい。

また、施設所管課においては、指定管理者が利用者からの意見等への対応を行っているか、対応報告を受領する等により確認されたい。

## 2. 明石市立夜間休日応急診療所

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市大久保町八木 743 番地の 33
施設の設置目的	夜間及び休日における急病患者に対する応急的な診療（内科・小児科の初期救急）を行う。
根拠条例等	明石市立夜間休日応急診療所条例
設置年月	平成 15 年 6 月
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 9 月 1 日
施設所管課	福祉局 あかし保健所 保健総務課
主な施設の種類の	診察室、X線室、X線操作室、待合室、薬局、事務室、薬品庫、仮眠室、控室、受付
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成18年9月1日から 平成21年3月31日	非公募	一般社団法人明石市医師会
平成21年4月1日から 平成24年3月31日	非公募	一般社団法人明石市医師会
平成24年4月1日から 平成29年3月31日	非公募	一般社団法人明石市医師会
平成29年4月1日から 平成32年3月31日	非公募	一般社団法人明石市医師会

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	一般社団法人明石市医師会
所在地	明石市大久保町八木 743-33
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医道の振作昂揚に関する事項</li><li>・ 公衆衛生の啓発指導に関する事項</li><li>・ 医療の普及充実にに関する事項</li><li>・ 医師の補修教育に関する事項</li><li>・ 医事衛生の調査研究に関する事項 等</li></ul>
職員数	8名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 夜間及び休日の急病患者的の応急的な診療（内科及び小児科）</li><li>・ 施設及び設備の維持管理</li><li>・ 東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口の運営 等</li></ul>
平成29年度指定管理委託料（精算後）	295,819千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	無

### (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	292,703	293,745	295,836
指定管理料(協定)	316,215	320,000	320,000
精算金	△23,647	△26,260	△24,180
その他	136	6	16
支出	292,703	293,745	295,836
人件費	16,717	16,531	17,185
その他	275,986	277,213	278,651
収支	—	—	—

### (4) 施設使用料

- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額
- ② 診断書、証明書等の交付については、1 通につき 4,000 円以内で規則にて定める額

### (5) 施設の特徴等

明石市立夜間休日応急診療所(以下、「応急診療所」という。)は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から現在に至るまですべての期間において、一般社団法人明石市医師会(以下、「明石市医師会」という。)が指定管理者として施設の管理運営を行っている。利用者から徴収する診療報酬等は、市の歳入とする料金收受代行制を採用しており、指定管理料は精算方式となっている。

また、応急診療所の診療科目は、内科及び小児科であり、診療日及び診療時間は以下のとおりである。



診療日	診療時間
日曜日 祝日 年末年始（1月2日、1月3日、 12月30日、12月31日）	午前9時～午後6時 午後9時～翌日午前6時 但し、小児科にあつては、午後9時～午後 12時
上記以外の日	午後9時～翌日午前6時 但し、小児科にあつては、午後9時～午後 12時

さらに、指定管理業務として、夜間及び休日の急病者の応急的な診療に加え、東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口の運営も実施している。

なお、平成27年度から平成29年度までの診療日数及び患者総数は以下のとおりである。

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
診療日数（日）	夜間：366日 休日：71日	夜間：365日 休日：71日	夜間：365日 休日：72日
患者総数（人）	18,627	16,947	17,866

#### （6）監査の結果及び意見

##### ① 一般管理費等における管理事務費の取扱いについて【意見】

施設の特徴等に記載のとおり、応急診療所では、指定管理料は、全額精算となっている。

精算根拠となる明石市医師会が市に提出した収支報告書の内容を確認したところ、人件費等の実費に加え、実際の支出を伴わない管理事務費が計上されていた。当該管理事務費は、本社経費相当額という位置づけであり、算出方法は以下のとおりである。

##### 【管理事務費（大又は中項目）の算出方法】

管理事務費（小項目）：診療報酬×10%
手配事務費：医師時給×1/2×執務医延実数

平成 29 年度までの指定管理料（精算後）と管理事務費の推移は下表のとおりである。

【管理事務費の推移】

（単位：千円）

年度 科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
指定管理料 (精算後)	278,291	286,672	297,098	292,567	293,739	295,819
管理事務費 (大又は中項目)	25,501	24,397	27,167	23,036	24,987	23,789
指定管理料に占める 管理事務費の比率	9.2%	8.5%	9.1%	7.9%	8.5%	8.0%

市は、救急医療は不採算部門であるという認識から、上記ルールに基づいた管理事務費を明石市医師会が計上することを認めている。

また、平成 29 年度の管理事務費 23,789 千円は、指定管理料総額のうち 8.0%に相当しているが、TKC 経営指標における無床診療所の売上高経常利益率と同等であることから妥当な水準と市は判断している。

但し、現状の管理事務費については、以下のとおり課題がある。

- (i) 管理事務費の計算根拠は、予算要求のために市が明石市医師会に提出を求める資料には記載されているものの、基本協定書で提出が求められている収支計画書や事業報告書の中の収支状況等に記載がない。
- (ii) 収支状況に計上されている管理事務費の金額の正確性について、市はチェックを行っていない。

管理事務費は金額を算出するに当たって見積要素が高く、恣意性が介入しやすいことから、金額の妥当性を検証するためにも、市は、管理事務費について、収支計画書等に計算根拠を記載することを明石市医師会に指導するとともに、収支状況の金額の正確性をチェックされたい。

② 基本協定書における指定の取消し等の要件について【結果】

基本協定書において、指定を取り消すことができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。

当該条項は、反社会的勢力等が市の業務を行っていたことが判明した場合、速やかに排除できるようにするための条項であり、コンプライアンスが重視される昨今の状況から、当然含めるべきものである。

基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。

③ 東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口業務の報告書について【意見】

指定管理業務の 1 つに東播磨圏域小児救急医療電話相談窓口の運営がある。本業務は、東播磨圏域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町）を対象とする小児患者の保護者等からの電話相談に対し、受診の必要性や応急処置のアドバイス等を行う相談窓口を運営する業務である。

電話相談があった都度、対応した看護師がパソコン上で受付記録を入力している。受付記録には、症例や相談内容等に加え、相談者に対してどのような対応をしたかを入力する必要がある。対応内容は、あらかじめ設定された項目を選択できる仕組みになっている。

平成 26 年度から平成 28 年度の対応区分別の実績は以下のとおりである。

(単位：件数)

対応区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(i)助言で解決	354	330	241
(ii)後日にかかりつけ医等の受診を勧めた	79	95	115
(iii)家で様子をみて、何かあれば受診するよう勧めた	283	325	355
(iv)119 番を勧めた	9	10	11
(v)中毒 110 番を勧めた	7	9	9
(vi)他の電話相談を勧めた	1	1	0
(vii)その他	112	113	126

電話相談業務で、(i)助言で解決という区分を登録してしまうと、どのような助言をしたのか不明となる。さらに、助言という言葉は、(ii)~(vi)を内包しているとも考えられる。電話対応の結果は今後の業務への活用も期待できることから、その内容が明確になるよう、設定する項目内容について見直しを図られたい。

④ 現金管理について【意見】

応急診療所では診療の窓口業務を再委託しており、再委託業者がおつりの準備をすることになっている。

一方で、明石市医師会は、業者がおつりを不足した場合に備え、1,047千円分の予備現金を金庫に備えていた。

1,000千円を超える予備現金を保管していることについて、GWや年末年始等の銀行が開いていない場合に備えているとのことであったが、調査実施日である平成30年10月2日は、長期休暇が控えている時期ではなかった。また、窓口収入は多くても1日100千円程度であり、1,000千円の予備現金が常時必要であるとは考えにくい。

さらに、予備現金の明細表は、平成28年5月6日から更新されておらず、調査実施日まで現金の実査が行われているかどうか不明であった。

金庫に備えられているとはいえ、不正等を防止する観点から、保管金額は必要最低限とし、かつ、定期的に現金の実査を行った上で、明細表を更新するよう施設所管課は指導されたい。

### 3. 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所

#### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市貴崎1丁目5番13号
施設の設置目的	休日における応急の歯科診療並びに障害者、障害児及び寝たきり高齢者（以下、「障害者等」という。）の歯科診療並びに歯科保健指導等を行う。
根拠条例等	明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所条例
設置年月	平成3年4月
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
施設所管課	福祉局 あかし保健所 保健総務課
主な施設の種類	受付、待合室、診察室、予診室、事務室
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成18年4月1日から 平成21年3月31日	非公募	一般社団法人明石市歯科医師会
平成21年4月1日から 平成24年3月31日	非公募	一般社団法人明石市歯科医師会
平成24年4月1日から 平成29年3月31日	非公募	一般社団法人明石市歯科医師会
平成29年4月1日から 平成32年3月31日	非公募	一般社団法人明石市歯科医師会

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	一般社団法人明石市歯科医師会
所在地	明石市大久保町八木 743-33
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科に係る医道の昇揚に関する事</li> <li>・ 歯科に係る医学及び医術の進歩に関する事</li> <li>・ 歯科に係る公衆衛生の普及及び向上に関する事</li> <li>・ 高齢者及び心身障害者に対する巡回による歯科診療及び歯科保健指導に関する事</li> <li>・ 保健指導事業その他医事行政への協力に関する事等</li> </ul>
職員数	7名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日における応急の歯科診療及び障害者等の歯科診療並びに歯科相談に関する事</li> <li>・ 施設及び設備の維持管理 等</li> </ul>
平成29年度指定管理委託料(精算後)	51,884千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	無

### (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	51,899	51,745	51,884
指定管理料(協定)	51,948	51,948	51,948
精算金	△48	△202	△63
その他	—	—	—
支出	51,899	51,745	51,884
人件費	35,445	34,753	36,154
その他	16,454	16,992	15,730
収支	—	—	—

### (4) 施設使用料

- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額
- ② 診断書、証明書等の交付については、1 通につき 4,000 円以内で規則にて定める額

### (5) 施設の特徴等

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所(以下、「歯科診療所」という。)は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度から現在に至るまでの期間において、一般社団法人明石市歯科医師会(以下、「明石市歯科医師会」という。)が指定管理者として施設の管理運営を行っている。利用者から徴収する診療報酬等は、市の歳入とする料金収受代行制を採用しており、指定管理料は精算方式となっている。

また、歯科診療所は、休日における応急の歯科診療業務を行う「休日歯科急病センター」と障害者等の歯科診療並びに歯科相談に関する業務を行う「障害者等歯科診療所」が併設されており、それぞれの診療日及び診療時間は以下のとおりである。

名称	診療日	診療時間
休日歯科急病センター	日曜日、祝日、 1月2日～1月3日 12月29日～12月31日	午前10時～午後2時
障害者等歯科診療所	歯科診療：水曜日及び木曜日 電話相談：月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く)	午後1時～午後4時 但し、休日歯科急病センターの診療日と日時が重なるときは、障害者等歯科診療所は休診とする

なお、平成27年度から平成29年度までの診療日数及び患者総数は以下のとおりである。

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
休日歯科急病センター			
診療日数(日)	72	72	72
患者総数(人)	431	355	319
障害者等歯科診療所			
診療日数(日)	97	95	97
患者総数(人)	1,048	913	924

#### (6) 監査の結果及び意見

##### ① 貸与備品の管理について【結果】

市からの貸与備品の管理において、以下のような不備が発見された。

- (i) 除却済みにもかかわらず、市への報告が漏れているものがあつた。仕様書10(2)において、指定管理者は、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならないとされている。異動の報告は適切に実施されたい。
- (ii) 歯科診療所に2台の冷蔵庫があつたが、両方とも備品の帰属が市にあるか指定管理者にあるかが不明であつた。うち、1台は、薬品を保管しているものであり、指定管理業務運営にあたって、必要な備品であると考えられる。備品の帰属を明確にするとともに、適切な事務処理を実行されたい。



② 一般管理費等における管理事務費の取扱いについて【意見】

施設の特徴等に記載のとおり、歯科診療所では、指定管理料は、全額精算となっている。

明石市歯科医師会が市に提出した収支報告書の内容を確認したところ、人件費等の実費に加え、実際の支出を伴わない管理事務費及び管理人件費（以下、「管理事務費等」という。）が計上されていた。当該管理事務費等は、本社経費相当額という位置づけであり、算出方法は以下のとおりである。

【管理事務費等の算出方法】

管理事務費（小項目）：診療報酬×10%
手配事務費：350千円

平成27年度から平成29年度までの指定管理料（精算後）と管理事務費等の推移は下表のとおりである。

【指定管理料（精算後）と管理事務費等の推移】（単位：千円）

科目	年度		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理料（精算後）	51,899	51,745	51,884
管理事務費等	2,240	1,866	1,883
指定管理料に占める管理事務費等の比率	4.3%	3.6%	3.6%

市は、救急医療及び障害者医療は不採算部門であるという認識から、上記ルールに基づいた管理事務費等を明石市歯科医師会が計上することを認めている。

また、平成29年度の管理事務費等1,883千円は、指定管理料総額のうち3.6%に相当している。これは、TKC経営指標における歯科診療所の売上高経常利益率の半分に相当するが、障害者を対象とする診療は、通常よりも工数がかかることが想定されるため、妥当な水準と市は判断している。

但し、現状の管理事務費等については、以下のとおり課題がある。

- (i) 管理事務費等の計算根拠は、予算要求のために市が明石市歯科医師会に提出させている資料には記載されているものの、基本協定書で提出が求められている収支計画書や事業報告書の中の収支状況等に記載がなかった。
- (ii) 平成 29 年度の管理事務費（小項目）の計算において誤りがあった。本来、診療報酬は、15,566,509 円で計算すべきところ、15,331,950 円で計算されていた。その結果、精算額もあるべき金額と相違したままとなっている。
- (iii) 手配事務費は、年間の必要な歯科医師等の必要人員を確保するための費用であるが、350 千円の根拠が不明であった。
- (iv) 監査で入手した収支明細書において、管理事務費等は、管理事務費と管理人件費の 2 つの科目にまたがって計上されており、管理事務費等の金額が明確に表示されていない。

市は、管理事務費等について、収支計画書等に計算根拠を記載すること及び金額を明確に表示することを明石市歯科医師会に指導するとともに、収支状況の金額の正確性をチェックされたい。

### ③ 基本協定書における指定の取消し等の要件について【結果】

基本協定書において、指定を取消することができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。

当該条項は、反社会的勢力等が市の業務を行っていたことが判明した場合、速やかに排除できるようにするための条項であり、コンプライアンスが重視される昨今の状況から、当然含めるべきものである

基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。

### ④ 薬品の管理簿について【結果】

歯科診療所では、4 種類の薬品を保管しており、薬品ごとに管理簿を作成し、管理をしている。

しかしながら、管理簿には、使用数の記載はあったものの、在庫情報や残高情報が記載されておらず、管理簿と現物の照合ができなかった。

管理簿には、入庫情報や残高情報を記載の上、定期的に現物との照合を実施されたい。

⑤ 休日歯科急病センターのあり方について【意見】

歯科診療所では、同一施設ではあるものの、休日における応急の歯科診療業務を行う明石市立休日歯科急病センターと障害者等の歯科診療並びに歯科相談に関する業務を行う障害者等歯科診療所の 2 つ名称がついており、それぞれ患者数や経理を区分している。休日歯科急病センターの平成 25 年度から平成 29 年度までの指定管理料（精算後）、年間受診者延人数、1 日平均患者数は以下のとおりである。

項目 \ 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
診療報酬（千円）	4,563	3,597	3,963	3,421	2,811
精算後の指定管理料（千円）	11,382	11,909	12,128	11,629	11,648
年間受診者延人数（人）	520	406	431	355	319
1 日平均患者数（人）	7.3	5.6	6.0	4.9	4.4
一般休日・祝日	3.7	3.4	3.7	3.1	2.5
連休 1 日目	6.0	4.1	4.3	5.3	3.5
連休 2 日目	8.1	5.0	6.5	4.1	4.0
お盆	6.0	7.0	8.0	11.0	5.0
GW	18.0	13.0	15.3	9.0	13.3
年末年始	26.5	20.5	17.3	17.3	17.2

平成 25 年度から平成 29 年度までの診療報酬は、3,000 千円～4,000 千円程度である一方で、指定管理料は 10,000 千円以上かかっている。

また、年間受診者延人数も年々減少しており、GW や年末年始を除けば、1 日平均患者数は 10 人にも満たない状態である。

市もこの点を認識しており、平成 28 年度に策定された次期指定管理候補者の選定方針の中に、休日歯科急病センターの今後のあり方について検討が必要であるとの課題が記載されているものの、その後の検討は進んでいない。

さらに、市が保管している「他都市における休日歯科急病センターの設置状況表」によると、政令指定都市及び中核市 80 団体のうち、休日歯科を在宅当番で実施している自治体が 13 団体あった。

上記に加え、兵庫県医療機関情報システムで明石市内の歯科診療所を検

索したところ、本施設以外で、市内において日曜に診療をしている歯科が 12 件、祝日に診療をしている歯科が 5 件存在した。

以上の内部・外部環境を踏まえ、休日歯科急病センターの運営方法の見直しや存続も含め、市としての方針を検討されたい。

#### 4. 明石市生涯学習センター、あかし男女共同参画センター

##### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市東仲ノ町6番1号
施設の設置目的	<p>【明石市生涯学習センター】 市民の生涯にわたる学習活動（市民による公益活動を含む）を支援し、その振興に寄与するため。</p> <p>【あかし男女共同参画センター】 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成を促進するため。</p>
根拠条例等	<p>【明石市生涯学習センター】 明石市生涯学習センター条例</p> <p>【あかし男女共同参画センター】 あかし男女共同参画センター条例</p>
設置年月	平成14年4月
指定管理者制度導入年月日	平成29年4月1日
施設所管課	市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ推進課
主な施設の種類	<p>(9階) 子午線ホール、リハーサルスタジオ、音楽練習室1、音楽練習室2</p> <p>(8階) 学習室801、学習室802、学習室803、学習室804、調理実習室、和室、フリースペース</p> <p>(7階) 学習室701、学習室702、学習室703、学習室704、フリースペース、保育室</p>
利用料金制か料金收受代行制か	利用料金制

【明石市生涯学習センター】



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日	非公募	一般財団法人明石コミュニティ創造協会

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	一般財団法人明石コミュニティ創造協会
所在地	明石市東仲ノ町 6 番 1 号 アスパア明石北館 8 階
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の主体的な活動を支援する事業</li> <li>・協働のまちづくり推進組織を支援する事業</li> <li>・公共施設の管理運営及び関連事業</li> </ul>
職員数	24 名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営に関する業務</li> <li>・ソフト事業に関する業務</li> <li>・施設維持管理に関する業務</li> <li>・一般管理に関する業務</li> <li>・その他業務</li> </ul>

平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	91,444千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	—	—	131,107
指定管理料（協定）	—	—	92,350
精算金	—	—	△905
使用料収入	—	—	31,116
その他	—	—	8,546
支出	—	—	131,107
人件費	—	—	46,214
その他	—	—	84,892
収支	—	—	—

※ 当施設は、平成 29 年度より指定管理者制度を導入している。

(4) 施設使用料

【明石市生涯学習センター】

使用区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	使用時間 の延長 (1時間 につき)	
	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時		
	円	円	円	円	円	円		
学習室 704 (全面)	4,600	6,300	6,300	10,900	12,600	17,200	1,550	
学習室 704A	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	600	
学習室 704B	2,900	3,900	3,900	6,800	7,800	10,700	950	
学習室 801 (全面)	3,800	5,100	5,100	8,900	10,200	14,000	1,250	
学習室 801A	2,400	3,100	3,100	5,500	6,200	8,600	750	
学習室 801B	1,500	2,100	2,100	3,600	4,200	5,700	500	
学習室 802	2,100	2,700	2,700	4,800	5,400	7,500	650	
学習室 803	2,300	3,100	3,100	5,400	6,200	8,500	750	
学習室 804	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300	
調理実習室	3,900	5,200	5,200	9,100	10,400	14,300	1,300	
和室	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700	700	
ホール	平日	7,500	10,000	10,000	17,500	20,000	27,500	2,500
	平日 以外	15,000	20,000	20,000	35,000	40,000	55,000	5,000
リハーサ ルスタジ オ	平日	2,600	3,400	3,400	6,000	6,800	9,400	850
	平日 以外	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000
音楽練習室 1	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700	400	
音楽練習室 2	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700	700	



【あかし男女共同参画センター】

使用区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	使用時間 の延長 (1時間 につき) 円
	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時	
	円	円	円	円	円	円	
学習室 701 (全面)	2,900	3,800	3,800	6,700	7,600	10,500	950
学習室 701A	1,700	2,200	2,200	3,900	4,400	6,100	550
学習室 701B	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700	400
学習室 702	1,600	2,100	2,100	3,700	4,200	5,800	500
学習室 703	2,100	2,700	2,700	4,800	5,400	7,500	650

(5) 施設の特徴等

明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センターは、アスパア明石北館 7、8、9 階に設置された公共施設であり、従来、生涯学習事業に関する施設運営は生涯学習センターが、男女共同参画事業に関する施設運営は男女共同参画課がそれぞれ所管していた。

平成 29 年度より、生涯学習の推進、男女共同参画の推進、市民活動の支援の 3 つの機能を複合的に運営するため、指定管理者制度が導入され、コミュニティ推進課が施設所管課となった。

指定管理者制度導入後は、一般財団法人明石コミュニティ創造協会が施設の愛称を「複合型交流拠点ウィズあかし」とし、「明石市生涯学習センター」「あかし男女共同参画センター」「あかし市民活動コーナー」3 つの機能や特徴を活かした施設運営を行っている。

(6) 監査の結果及び意見

① 事業収支等の確認について【結果】

公の施設の施設所管課は、施設運営にどれほどの人員や施設維持費が必要かを見積もり、適切な指定管理料を算出する必要がある。他方、指定管理者には指定管理業務の実施において実際に発生した収入及び支出を正確に報告することが求められる。

監査の実施において、当施設の指定管理者から施設所管課に提出された収支報告を確認すると、収支余剰（指定管理者の利益）及び法人税等を一般管理費に含めて報告されており、収支が一致していた。

また、指定管理業務基本協定書に基づき、施設所管課は指定管理者より指定管理業務に係る収支状況の報告を受けることになっているが、当該収支に異常がないかを概括的に確認するのみとなっており、収支について会計帳簿や証拠書類と照合することによる数値の正確性の検証までは行っていない。

現状では、指定管理者に支払われた指定管理料が適切であったか否かを検証できず、市民への説明責任を果たすことができない。

指定管理料算出の基礎となるものが収支報告であるため、施設所管課は、指定管理者に実際に発生した収入及び支出の報告を徹底させるとともに、収支報告の正確性を会計帳簿や証拠書類と照合し、検証する必要がある。

## ② 再委託について【結果】

当施設の管理運営に関する基本協定書において、指定管理業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則禁止されており、一部を第三者に委託（再委託）する場合は、あらかじめ書面により市が承諾することが必要となっている。

しかし、当施設においては、指定管理者から指定管理業務の一部を再委託する旨の申請書はなく、事業計画での委託内容の報告に留まっており、実際にどのような業者をどのような金額で選んだ等の報告が適時になされていない。なお、各年度終了時に指定管理者から施設所管課に提出される事業報告書には、再委託内容、再委託業者、契約金額及び委託先決定方法を記載している。

指定管理業務の再委託について、報告・承認の手続を協定書において求めた趣旨は、(i)市にとってふさわしくないものが市の施設運営に関する業務を行うことを排除するため（入札参加資格停止者の参加の防止、反社会的勢力との関係構築の防止、OB等への不当な融通防止）、(ii)主たる業務や業務の大部分を再委託することになれば、指定管理者を選出した意味がなくなるためである。この趣旨からすれば、施設所管課は、事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上、書面により承認する必要がある。

③ 指定管理者の選定方法について【意見】

指定管理者制度の導入目的の一つに、広く民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの充実を図ることがある。この目的に鑑みれば、指定管理者の選定においては、広く候補者を募るために公募による募集を原則とすべきである。しかし、当施設は、コミュニティ推進課、男女共同参画課及び生涯学習課が所管する事業を実施する複合施設であり、この3つの事業をまとめて展開できる団体は多くはないと市は判断し、施設管理の経験はなかったものの、市の施策を担っていた当指定管理者を非公募により選定している。

当指定管理者が市民サービスの提供のため、重要な市の施策を担ってきた経緯については理解できるものの、施設が担う各事業を専門とする事業者は一定数存在すると考えられる。

指定管理者制度の目的を踏まえ、今後は公募による指定も視野にその選定方法を検討すべきである。

④ 指定管理業務の仕様書について【意見】

当施設の指定管理業務に関する仕様書において、指定管理者は生涯学習事業の推進やその他さまざまな事業に従事することが求められているが、指定管理者が最低限実施すべき講座や活動の回数等は明確となっていない。

必要な事業活動の実施に対する対価として指定管理料が支払われている事実を鑑み、仕様書には指定管理者が最低限実施すべき講座や活動の回数等を明確にしておくことが望ましい。

⑤ 雇用助成金収入について【結果】

当施設において、受付業務を行うパート職員の雇用に関し、200千円の助成金を収受しているが、指定管理者から施設所管課に提出された収支報告には、収入として計上されていない。

給与が支出に含まれている以上、助成金収入についても報告する必要がある。

## 5. 明石市立市民会館、明石市立西部市民会館、明石市立市民ホール、明石市立中崎公会堂

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	<p>【明石市立市民会館】 明石市中崎1丁目3番1号</p> <p>【明石市立西部市民会館】 明石市魚住町中尾702番地の3</p> <p>【明石市立市民ホール】 明石市本町1丁目1番32号</p> <p>【明石市立中崎公会堂】 明石市相生町1丁目9番16号</p>
施設の設置目的	市民の福祉の増進を図り、文化の向上に寄与するため。
根拠条例等	<p>【明石市立市民会館】 明石市立市民会館条例</p> <p>【明石市立西部市民会館】 明石市立西部市民会館条例</p> <p>【明石市立市民ホール】 明石市立市民ホール条例</p> <p>【明石市立中崎公会堂】 明石市立公会堂条例</p>
設置年月	<p>【明石市立市民会館】 昭和46年6月建築、同年9月開館</p> <p>【明石市立西部市民会館】 平成11年9月建築、同年11月開館</p> <p>【明石市立市民ホール】 昭和26年9月建築、同年12月開館</p> <p>【明石市立中崎公会堂】 明治44年4月建築</p>
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
施設所管課	市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課

<p>主な施設の種類</p>	<p>貸館業務</p> <p>【明石市立市民会館】 大ホール、中ホール、会議室、和室</p> <p>【明石市立西部市民会館】 ホール、練習室</p> <p>【明石市立市民ホール】 ホール</p> <p>【明石市立中崎公会堂】 大広間、和室</p>
<p>利用料金制か料金収 受代行制か</p>	<p>利用料金制</p>

【明石市立市民会館】



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日	公募	神戸新聞・神戸国際会館共同 事業体
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日	公募	神戸新聞・神戸国際会館共同 事業体
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日	公募	共立・NTT ファシリティーズ 共同事業体
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日	公募	共立・NTT ファシリティーズ 共同事業体

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	共立・NTT ファシリティーズ共同事業体
所在地	【代表団体】 株式会社共立 東京都渋谷区代々木 5 丁目 40 番 13 号 【構成団体】 株式会社 NTT ファシリティーズ 東京都港区芝浦 3-4-1 グランパークタワー
職員数	41 名
指定管理業務の概要	指定管理業務の範囲 ・貸館業務 ・自主事業 ・舞台管理業務 ・その他の業務
平成 29 年度指定管 理委託料 (精算後)	172,014 千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	294,347	293,932	303,256
指定管理料(協定)	171,050	172,050	172,050
精算金	△58	△42	△36
使用料収入	71,773	74,830	84,264
その他	51,582	47,094	46,978
支出	299,913	297,402	296,319
人件費	97,375	97,375	97,375
その他	202,538	200,026	198,943
収支	△5,566	△3,469	6,937

(4) 施設使用料

【明石市立市民会館】

時間			午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日
			午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 10 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 10 時	午前 9 時 ～ 午後 10 時
室別	区分	曜日	円	円	円	円	円	円
大ホール	営利 目的外	平日	21,600	33,000	41,200	46,100	64,800	78,000
		土・日・ 祝日	26,400	39,800	49,400	55,100	77,000	92,300
	営利 目的	平日	34,800	53,500	67,200	75,600	106,700	128,700
		土・日・ 祝日	42,000	64,500	81,000	90,900	128,300	154,700
中ホール	営利 目的外	平日	8,700	13,200	16,500	18,500	26,000	31,200
		土・日・ 祝日	10,400	15,800	19,800	22,200	31,200	37,600
	営利 目的	平日	14,100	21,400	26,800	30,000	42,200	50,700
		土・日・ 祝日	16,800	25,700	32,100	36,000	50,700	61,000
第 1 会議室			1,500	2,200	2,800	3,100	4,400	5,200

時間			午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日
			午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
室別	区分	曜日	円	円	円	円	円	円
第2・3・4会議室			1,000	1,600	2,000	2,100	3,000	3,600
和室			1,500	2,200	2,800	3,100	4,400	5,200

【明石市立西部市民会館】

時間			午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日
			午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
室別	区分	曜日	円	円	円	円	円	円
ホール	営利 目的外	平日	15,800	23,300	29,500	32,900	46,600	56,000
		土・日・ 祝日	18,900	27,900	35,300	39,500	55,900	67,200
	営利 目的	平日	26,000	38,400	48,600	54,200	76,800	92,400
		土・日・ 祝日	31,200	46,100	58,300	65,100	92,200	110,900
練習室	営利 目的外	平日	3,100	4,600	5,800	6,500	9,200	11,100
		土・日・ 祝日	3,700	5,500	7,000	7,800	11,100	13,300
	営利 目的	平日	5,200	7,600	9,600	10,800	15,200	18,300
		土・日・ 祝日	6,200	9,100	11,600	12,900	18,300	22,000



### 【明石市立市民ホール】

時間		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時 ～ 正午	午後 0 時 30 分 ～ 午後 5 時	午後 5 時 30 分 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時
区分	曜日	円	円	円	円
営利目的	平日	6,000	10,600	15,500	29,400
	土・日・祝日	7,200	12,700	18,500	35,200
営利目的外	平日	2,200	5,900	7,600	15,200
	土・日・祝日	2,600	7,000	9,100	18,000

### 【明石市立中崎公会堂】

時間	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時 ～正午	午後 0 時 30 分 ～午後 5 時	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時
区分	円	円	円	円
大広間	1,200	2,300	2,100	4,500
和室	500	800	700	1,700

#### (5) 施設の特徴等

明石市立市民会館は市民文化の創造拠点として開館し、まちのホールとして市民に親しまれ、別名「アワーズホール」とも言われている。明石市役所に隣接し、公の行事が行われることも多い場所であり、1,268名収容の大ホール、450名収容の中ホール、会議室4室と和室1室がある。

明石市立西部市民会館は市西部地域における市民の芸術文化活動の振興と生涯学習活動を支える拠点として開館し、魚住町の中尾親水公園南隣にある明石市立西部図書館との複合施設であり、494名収容のホールと防音の練習室がある。

明石市立市民ホールは、市内初の鉄筋コンクリート造5階建ての明石百貨店（らぼす）の5階に230名収容のホールとして開館し、平成21年3月には改装工事を行いリニューアルオープンした。交通の便がよいJR明石駅前にある。

明石市立中崎公会堂は、開堂以来幾多の集会や催し等に利用され、今なお市民の文化活動の殿堂としてその役割を果たしている。平成12年7月には市の10件目の都市景観形成重要建築物に指定された。

(6) 監査の結果及び意見

① 事業収支等の確認について【結果】

事業収支の確認について、指針 8(1)及び 10(11)⑤において、施設所管課は年に 2 回は会計帳簿との突合等、詳細な確認を行うこととなっている。修繕費等については精算条項となっているため、施設所管課は請求書等との根拠資料を入手して内容・金額の確認を行っているが、その他については会計帳簿等との突合を行っていない。

適切な指定管理料算出の基礎となるものが事業収支であるため、指針に基づき会計帳簿との突合等、詳細な確認を実施されたい。

② 貸与備品の管理について【意見】

貸与備品について、施設所管課は指定管理者より増減の報告を指定管理者から毎年受けているのみで、備品台帳との照合は施設所管課も指定管理者も行っていない。

横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは、施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。

③ 一般管理費等における本社費の取扱いについて【意見】

指定管理者は、共同事業体の構成団体の本社費として、株式会社共立分 1,300 千円（計上科目：事務費の運営管理費）、株式会社 NTT ファシリティーズ分 720 千円（計上科目：維持管理費の NTT-F 一般管理費）を毎年計上しているが、施設所管課はその内容及び金額の根拠等について、指定管理者に確認をしていない。

本社費が指定管理業務費用として計上されること自体は否定されるものではないものの、見積り項目であり、もともと恣意性が介入しやすい（利益操作が可能）。指定管理者が計上金額の根拠を説明できなければ、市が確認することができず、市民に説明責任が果たせなくなることばかりか、指定管理者制度の趣旨である施設運営コストの縮減につながらないおそれがある。

そのため、本社費について配賦方法の合理性や計上根拠等、十分に確認されたい。

④ 利用者の利用目的について【意見】

各施設において利用者の利用目的を把握しているが、明石市立中崎公会堂の和室では利用目的「その他」が大部分を占め、その内容は、ヨガ、子供対象のサークル、食事会、大広間の控室等である。

利用目的区分に係る資料は指定管理者の当初設定のままで作成されているが、時代の変化とともに新たな利用が増えてきていると考えられる。利用目的別の状況を把握・分析し、今後の利用促進に活かすためにも資料上の利用目的区分の見直しを検討されたい。

【目的別利用状況】

(%：小数点以下第2位を四捨五入)

上段：総件数 中段：目的が「その他」の件数 下段：目的が「その他」の割合		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
明石市立 市民会館	大ホール	205件 35件 17.1%	182件 26件 14.3%	201件 20件 10.0%	187件 19件 10.2%	216件 16件 7.4%
	中ホール	179件 52件 29.1%	185件 52件 28.1%	170件 42件 24.7%	178件 52件 29.2%	221件 57件 25.8%
	会議室	1,656件 240件 14.5%	1,632件 204件 12.5%	1,643件 219件 13.3%	1,679件 313件 18.6%	1,630件 294件 18.0%
明石市立 西部市民 会館	ホール	134件 2件 1.5%	126件 2件 1.6%	122件 0件 0.0%	139件 2件 1.4%	155件 4件 2.6%
	練習室	493件 72件 14.6%	415件 76件 18.3%	405件 66件 16.3%	443件 69件 15.6%	476件 73件 15.3%
明石市立市民ホール		418件 55件 13.2%	474件 44件 9.3%	481件 54件 11.2%	472件 48件 10.2%	458件 25件 5.5%
明石市立 中崎公会 堂	大広間	686件 98件 14.3%	681件 125件 18.4%	742件 138件 18.6%	660件 109件 16.5%	779件 110件 14.1%
	和室	370件 235件 <b>63.5%</b>	324件 245件 <b>75.6%</b>	406件 323件 <b>79.6%</b>	391件 315件 <b>80.6%</b>	377件 298件 <b>79.0%</b>

## 6. 明石市立文化博物館

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市上ノ丸2丁目13番1号
施設の設置目的	歴史、民俗等に対する市民の理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び振興に資するため。
根拠条例等	明石市立文化博物館条例
設置年月	平成3年10月
指定管理者制度導入年月日	平成19年4月1日
施設所管課	市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課
主な施設の種類	ギャラリー、大会議室、駐車場
利用料金制か料金收受代行制か	利用料金制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日	公募	乃村工藝社・NTT ファシリテ ィーズ共同事業体
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日	公募	神戸新聞事業者・神戸新聞地 域創造・NHK プラネット共同 事業体
平成 25 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日	公募	神戸新聞事業者・神戸新聞地 域創造・NHK プラネット共同 事業体
平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日	公募	小学館集英社プロダクショ ン・鹿島建物共同事業体

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	小学館集英社プロダクション・鹿島建物共同事業体
所在地	【代表団体】株式会社小学館集英社プロダクション 東京都千代田区神田神保町 2 丁目 30 番地 【構成団体】鹿嶋建物総合管理会社 東京都新宿区市谷本村町 2-1 クイーポビル
職員数	11 名
指定管理業務の概要	指定管理業務の範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明石市立文化博物館条例第 3 条に規定する業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史、民俗等に関する実物、複製、模写、図書、写真、フィルム等の資料（以下、「博物館資料」という。）に関する調査及び研究</li> <li>・ 博物館資料の収集、保管及び展示</li> <li>・ 展覧会、講演会、講習会、研究会等の開催</li> <li>・ 市民の文化に関する展示、集会等のための施設の提供</li> </ul> </li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、文化博物館の設置の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化博物館の利用及びその制限に関する業務</li> <li>・ 文化博物館の観覧料及び使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する業務</li> <li>・ 文化博物館の維持管理に関する業務</li> <li>・ その他市長が定める業務</li> </ul>
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	138,897千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

### (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	181,201	161,882	158,531
指定管理料（協定）	160,257	140,500	141,200
精算金	△13	△1,256	△2,302
使用料収入	15,587	14,262	16,361
その他	5,371	8,376	3,272
支出	172,728	166,579	152,975
人件費	65,386	43,982	43,233
その他	107,341	122,597	109,742
収支	8,473	△4,697	5,555

### (4) 施設使用料

#### 観覧料

区分		一般観覧料	団体観覧料
		円	円
常設展示観覧	大人	200	160
	大学・高校生	150	120

中学生、小学生及び小学校就学前の者については、観覧料を徴収しない。

## 使用料

使用区分		午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	
		午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時	
		円	円	円	円	円	円	
ギャラリー	全室	平日	4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000
		土・日・ 祝日	4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000
	半室	平日	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000
		土・日・ 祝日	2,400	3,200	2,400	5,600	5,600	8,000
大会議室	平日	1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000	
	土・日・ 祝日	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000	
駐車場		1 台 1 時間につき 100 円。 但し、1 日 1 回当たりの駐車場の使用料の額が 1,000 円を超える場合は、1,000 円。						

### (5) 施設の特徴等

市民文化の創造拠点として、文化遺産の保存と継承並びに芸術・文化の振興に努めており、中学生以下の常設展の観覧料は無料となっている。明石の歴史を 8 つのテーマで紹介する常設展のほか、特別展、企画展等を開催しており、体験学習室では十二単・鎧の着付体験等ができる。その他、大会議室、ギャラリー、国際交流室等の施設がある。

### (6) 監査の結果及び意見

#### ① 貸与備品の管理について【意見】

貸与備品について、施設所管課は指定管理者より増減の報告を指定管理者から毎年受けているのみで、備品台帳との照合は施設所管課も指定管理者も行っていない。

特に、収蔵品は歴史的価値のあるものが含まれていることもあり、横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。

② 指定管理者の選定要件について【意見】

指定管理者の公募に際し、現地調査・説明会に来る会社は複数社あるものの、実際に応募があったのは、3回前が2社、2回前が1社、直前회가2社と少なくなっている。現状においては、最終的に応募しなかった会社を対象に応募のハードルとなった理由をアンケート等にて確認していない。

公募を有用なものにするためにも、アンケート等にてハードルとなっている事項を把握することを検討されたい。

③ 来場者について【意見】

平成28年度から平成29年度にかけて来場者数は増加しているものの、大学生・高校生の来場者数が非常に少ない状況が継続している。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	来場者数	構成比	来場者数	構成比	来場者数	構成比
	人	%	人	%	人	%
大学生・高校生	722	1.3	676	1.4	672	1.0
中学生・小学生	8,610	16.2	14,873	31.8	13,917	21.4
その他	43,888	82.5	31,270	66.8	50,572	77.6
合計	53,220	100.0	46,819	100.0	65,161	100.0

これからの市の文化向上を担っていく年齢層となる大学生・高校生をターゲットにした広報や特別展・企画展を実施し、市の更なる活性化につなげることを検討されたい。



## 7. 明石市立勤労福祉会館、明石市立中高年齢労働者福祉センター、明石市立産業交流センター

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	<p>【明石市立勤労福祉会館】 明石市相生町2丁目7番12号</p> <p>【明石市立中高年齢労働者福祉センター】 明石市西明石南町3丁目1番21号</p> <p>【明石市立産業交流センター】 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7</p>
施設の設置目的	<p>【明石市立勤労福祉会館】 勤労市民の福祉の増進、文化の向上及び体育の振興に寄与するため。</p> <p>【明石市立中高年齢労働者福祉センター】 市内における中高年齢労働者をはじめとする勤労市民の福祉の増進、文化の向上、体育の振興及び職業能力の育成に寄与するため。</p> <p>【明石市立産業交流センター】 市内における企業の経営基盤の強化及び振興を図り、もって市内の産業の発展に寄与するため。</p>
根拠条例等	<p>【明石市立勤労福祉会館】 明石市立勤労福祉会館条例</p> <p>【明石市立中高年齢労働者福祉センター】 明石市立中高年齢労働者福祉センター条例</p> <p>【明石市立産業交流センター】 明石市立産業交流センター条例</p>
設置年月	<p>【明石市立勤労福祉会館】 昭和57年9月</p> <p>【明石市立中高年齢労働者福祉センター】 昭和61年4月</p> <p>【明石市立産業交流センター】 平成10年11月</p>

指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
施設所管課	市民生活局 産業振興室 産業政策課
主な施設の種類	<p>【明石市立勤労福祉会館】 和室、会議室、講習室、体育室、トレーニング室、ギャラリー</p> <p>【明石市立中高年齢労働者福祉センター】 講習室、研修室、会議室、教養文化室、体育室、トレーニング</p> <p>【明石市立産業交流センター】 多目的ホール</p>
利用料金制か料金收受代行制か	利用料金制

【明石市立勤労福祉会館】



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日	非公募	財団法人明石市産業振興財団 (現：一般財団法人明石市産業振興財団)
平成 25 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日	公募	一般財団法人明石市産業振興財団
平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日	公募	日本環境マネジメント株式会社

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	日本環境マネジメント株式会社
所在地	埼玉県さいたま市浦和区仲町 1-12-1
職員数	【明石市立勤労福祉会館】 15 名 【明石市立中高年齢労働者福祉センター】 12 名 【明石市立産業交流センター】 6 名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸館業務 各館の利用申請、使用許可等に関すること</li> <li>・ 施設維持管理業務 保安、設備管理、施設点検等</li> <li>・ 運營業務 受付等の一般事務</li> <li>・ 自主事業 自主財源による市民サービスの向上に資する事業</li> </ul>
平成 29 年度指定管理委託料(精算後)※	121,932千円 (※前指定管理者に支払った額である。)
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

【明石市立勤労福祉会館】

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	62,254	62,970	62,493
指定管理料(協定)	47,832	47,832	47,832
精算金	—	—	△964
使用料収入	13,975	14,633	15,196
その他	447	504	429
支出	57,991	59,079	58,364
人件費	18,117	16,544	15,995
その他	39,873	42,534	42,369
収支	4,262	3,890	4,128

【明石市立中高年齢労働者福祉センター】

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	41,744	41,670	41,112
指定管理料(協定)	29,550	28,960	28,960
精算金	—	—	△1,085
使用料収入	9,301	9,676	9,944
その他	2,892	3,033	3,294
支出	38,382	38,344	37,704
人件費	18,708	18,234	18,564
その他	19,673	20,110	19,139
収支	3,362	3,325	3,408

【明石市立産業交流センター】

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	122,006	124,218	65,058
指定管理料(協定)	61,323	60,710	58,000
精算金	—	—	△10,809
使用料収入	60,087	63,166	17,829
その他	596	341	38
支出	110,044	103,747	67,932
人件費	36,486	29,677	17,995
その他	73,558	74,070	49,937
収支	11,962	20,471	△2,874

(4) 施設使用料

【明石市立勤労福祉会館】

区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	
	午前 9 時 ～ 午前 12 時	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 30 分～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時	
施設名	円	円	円	円	円	円	
和室	900	1,200	1,100	1,700	2,100	2,600	
第 1 会議室	500	700	700	1,100	1,400	1,700	
第 2 会議室	500	700	700	1,100	1,400	1,700	
第 3 会議室	1,000	1,500	1,500	2,200	2,600	3,300	
多目的 ホール	全面	5,400	8,100	7,900	12,200	14,400	18,200
	第 4 会議室	2,500	3,700	3,700	5,500	6,600	8,400
	第 5 会議室	2,000	2,900	2,900	4,400	5,300	6,600
	第 5 会議室 ステージ付	2,900	4,400	4,300	6,600	7,900	9,900
第 1 講習室	1,400	2,000	2,000	2,900	3,400	4,300	
第 2 講習室	1,400	2,000	2,000	2,900	3,400	4,300	

区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	
	午前 9 時 ～ 午前 12 時	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 30 分～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時	
施設名	円	円	円	円	円	円	
体育室	全面	4,200	5,500	4,800	8,700	9,300	12,300
	片面	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,100
	体育以外の利用	13,800	18,300	16,000	28,700	30,800	40,800
トレーニング室	全面	5,000	6,600	5,900	10,600	11,300	14,900
	個人利用	1 人 2 時間につき 400 円。但し、回数利用券によって利用する場合の回数利用券 1 冊（11 枚つづり）の額は、4,000 円。					

【明石市立中高年齢労働者福祉センター】

区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	超過金額 （30 分 につき）	
	午前 9 時 ～ 正午まで	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 30 分～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時		
施設名	円	円	円	円	円	円	円	
職業講習室	900	1,400	1,400	2,000	2,400	3,000	180	
研修室	1,500	2,300	2,300	3,500	4,000	5,100	290	
教養・文化室	1,200	1,600	1,500	2,300	2,800	3,500	200	
会議室	700	1,200	1,000	1,600	2,000	2,400	150	
体育室	全面	2,900	3,800	3,300	6,000	6,300	8,400	480
	片面	1,500	2,000	1,700	3,000	3,200	4,200	250
	体育以外の使用	9,400	12,400	10,900	19,700	21,000	27,800	1,550
トレーニング室	全面	1,000 円 (休日及び日曜日を除く午前 9 時から正午までの使用に限る。)						
	個人使用	1 人 1 時間につき 200 円。但し、回数使用券によって使用する場合の回数使用券 1 冊（11 枚つづり）の額は、2,000 円。						

【明石市立産業交流センター】

使用区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	超過金額
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時	30 分につ き
	円	円	円	円	円	円	円
全面使用	31,300	41,800	31,300	73,100	73,100	104,400	5,300
1/2 面使用	15,700	20,900	15,700	36,600	36,600	52,200	2,700
1/4 面使用	7,900	10,500	7,900	18,300	18,300	26,100	1,400
1/8 面使用	4,000	5,300	4,000	9,200	9,200	13,100	700

(5) 施設の特徴等

施設所管課は、指定管理者制度を導入すると決定した平成 18 年度以降、一体管理するほうが効率的運営に資するとして、明石市立産業交流センター（以下、「産業交流センター」という。）、明石市立勤労福祉会館（以下、「勤労福祉会館」という。）、明石市立中高年齢労働者福祉センターの 3 館を一括して指定管理の対象としている。平成 29 年度までは、市の外郭団体である一般財団法人明石市産業振興財団が指定管理業務を行っていたが、平成 30 年度以降の 3 年度に係る公募において、日本環境マネジメント株式会社が指定管理者として指定され、指定管理業務を実施している。

3 館のうち、産業交流センターは、市が平成 30 年 4 月から中核市に移行することに伴い、保健所を設置することが可能となったため、平成 29 年度に改修工事が行われた。建物全体が指定管理業務の対象とされているが、現在は 2 階より上部が保健所として供されており、1 階の多目的ホールのみ貸館として利用されている。平成 31 年度には所管換えが行われ、建物全体が保健所の所管とされる予定である。

また、勤労福祉会館の 1 階には、設置当初から中央のギャラリースペースを囲むように事務所の居室が設けられ、障害者団体や労働組合等が事務所を構えている。これは、勤労福祉会館の設置に当たり、明石市勤労福祉会館建設懇話会においてその内容が議論されて、250 名程度が利用できる多目的ホール・体育館等の一般市民が利用するスペースに加えて、労働者団体等が入居する団体活動室を設けた会館の運用を図ることとされたためである。指定管理業務には、入居団体からの光熱費の徴収や入居団体との連絡調整等も含まれている。

(6) 監査の結果及び意見

① 事業収支等の確認について【意見】

平成 30 年度以降は民間の株式会社が指定管理者として指定されているが、平成 29 年度以前は市の外郭団体の一般財団法人明石市産業振興財団が指定管理者であった。

過去 3 年度分の収支報告を見ると、いずれの年度でも合計の収支は黒字であり、いわゆる本社経費は事務手数料、一般管理費として、産業交流センターでのみ計上されている。

なお、本件監査においては、3 期にわたって確認を行ったため、以下のとおり各年度の事実整理を行った上、最後に総括としての意見を付している。

まず、平成 27 年度の産業交流センターの計画及び実績の収支は以下のとおりである。

	計画	実績	計画実績比
	千円	千円	千円
収入	112,241	122,006	9,765
(収入のうち指定管理料)	(61,323)	(61,323)	(-)
支出	112,241	110,044	△2,197
(支出のうち事務手数料、一般管理費)	(5,739)	(4,771)	(△968)
収支差額	-	11,962	11,962

平成 27 年度収支に対する指定管理者の自己評価は以下のとおりである。

収入については、利用料収入（貸館及び駐車場）等の増加により、平成 26 年度の合計金額より 1,686 千円増額となった。

支出については、職員 1 名の増員による人件費等が 3,357 千円の増額となったが、光熱水料費及び租税公課等の減額により、平成 26 年度の合計金額より 2,656 千円の増加額となった。また収支差引合計金額では 11,940 千円の黒字となった。



これに対して、指定管理業務の評価結果に記載された施設所管課の評価は以下のとおりである。

- ・収支に係る処理は、四半期報告時に総勘定元帳等で確認し適正に処理されていることを確認した。
- ・また、精算項目（備品費、修繕費）についても、適切に報告されている。
- ・3館とも利用件数の増加に伴い、利用料収入が増加している。今後も、館の利用促進や自主事業を充実させることによって、収入の増加を図ってほしい。

当該指定管理業務は、利用料金制を採用しており、使用料で賄えない支出を指定管理料で補てんしている。指定管理料は特定の項目を除いて精算されないため、使用料収入を低く見積もることにより、高い指定管理料を要求することが可能である。

この点、平成26年度の使用料収入実績が58,927千円だったのに対して、平成27年の計画上の使用料収入は50,593千円である。利用件数が横ばいで、利用者数が増加傾向にある施設で、8,000千円以上の収入減額見込み計画であることについて、指定管理者・施設所管課両者とも予実差について触れていない。

次に、平成28年度の産業交流センターの計画及び実績の収支は以下のとおりである。

	計画	実績	計画実績比
	千円	千円	千円
収入	120,270	124,218	3,948
（収入のうち指定管理料）	(60,710)	(60,710)	(-)
支出	120,270	103,747	△16,523
（支出のうち事務手数料、一般管理費）	(5,015)	(3,799)	(△1,216)
収支差額	-	20,471	20,471

平成 28 年度収支に対する指定管理者の自己評価は以下のとおりである。

収入については、利用料収入（貸館及び駐車場）等の増加により、収支計画額に比べ 3,948 千円増額となった。

支出については、職員 2 名の減員により収支計画に比べ人件費は 9,000 千円の減額となった。通信運搬費、光熱水料費及び賃借料等が収支計画額に比べ支出合計額が 16,523 千円減額となったため、収支差引 20,471 千円の黒字となった。

これに対して、指定管理業務の評価結果に記載された施設所管課の評価は以下のとおりである。

- ・ 3 館とも利用件数の増加に伴い、利用料収入が増加している。
- ・ 収支に係る処理は、四半期報告時に総勘定元帳等で確認し適正に処理されていることを確認した。
- ・ また、精算項目（備品費、修繕費）についても、適切に報告されている。

人件費 9,000 千円の減少が 20,471 千円の黒字の大きな要因となっている。施設の利用人数が増加する中、平成 27 年度に 1 名増加させた職員が、平成 28 年度には 2 名減少させているが、産業交流センターの管理運営には特に支障は見られないとのことであった。

すなわち、当初の人員配置自体に問題はなかったか、検証・分析を行うことが必要であるが、資料は残されていなかった。

また賃借料は、通常毎月一定額支払う性質のものであるが、3,254 千円から 1,725 千円と減少した理由については確認していなかった。

最後に、平成 29 年度の産業交流センターの計画及び実績の収支は以下のとおりである。

	計画	実績	計画実績比
	千円	千円	千円
収入	73,404	75,867	2,463
（収入のうち指定管理料）	(58,000)	(47,190)	(△10,810)
支出	73,404	78,741	5,337
（支出のうち事務手数料、一般管理費）	(14,510)	(14,510)	(—)
収支差額	—	△2,874	△2,874

平成 29 年度収支に対する指定管理者の自己評価は以下のとおりである。

収入については、利用料収入（貸館及び駐車場）等の増加により、収支計画額に比べ 2,464 千円増額となった。

支出については、職員 2 名の減員により収支計画に比べ人件費は 3,733 千円の減額となった。消耗什器備品費、消耗品費、光熱水料費等が収支計画額に比べ支出合計額が 2,465 千円減額となった。尚、29 年度において、全収益に対して、指定管理料の精算を行ったため、租税分の 2,467 千円の赤字となった。

これに対して、指定管理業務の評価結果に記載された施設所管課の評価は以下のとおりである。

- ・ 収支に係る処理は、四半期報告時に総勘定元帳等で確認し適正に処理されていることを確認した。
- ・ また、精算項目（産業交流センター事業費、備品費、修繕費）についても、適切に報告されている。

平成 29 年度は、上階部の保健所設置に向けて、改築工事が 5 月から予定され、開館期間は 1 か月だけとなることがあらかじめ決まっていたが、指定管理料が前年度と比較して実績で 22%しか減少していない。駐車場の運営に一定の人数は必要であったとしても、11 か月間産業交流センターが開館しないことからすれば検証が必要である。

主な理由は一般管理費が 14,510 千円計上されているためであり、一般管理費は精算の対象とならないことから、全て指定管理者が収受することになっている。

この点につき、市は当該一般管理費の中には、施設の管理運営に係る費用の他に市内中小企業への支援に係る費用が含まれているとしているが、どのような支援策にどれだけのコストを費やしたのか、他の年度に比べて平成 29 年度のみ多額になっている理由については関知していなかった。

#### 【意見】

利用料金制を導入し、使用料金で不足する運営コストを指定管理料で賄う場合、予算段階で決定した指定管理料がそのまま指定管理者に支払われる。

そのため、人員配置の状況や当該年度の特異要因等が適切に反映されているか、収支計画の詳細な確認が求められる。

しかしながら、施設所管課は指定管理者の収支計画が妥当か否かにつき、十分に検証しているとは言えず、その結果、指定管理者は主に人件費の減少により、他の施設と比較して高い水準の収支黒字を達成している。

収支計画について、あらゆる観点から批判的に検討し、指定管理料が業務内容に見合う妥当な水準にあるか検証されたい。

## ② 減免について【結果】

勤労福祉会館の団体活動室部分は、明石市公有財産規則第 21 条第 1 項第 7 号「行政財産の有効使用に資すると市長等が認める場合」に該当するとして、市が直接行政財産の目的外使用許可を与えている。

その上で、明石市財産条例第 4 条第 2 項が準用する同条例第 7 条第 1 項第 2 号「公共的団体において、もっぱら公益事業の用に供するとき」及び第 3 号「公益上その他特別の理由があると市長が認めるとき」に該当するとして、使用料を減免している。減免率は以下のとおりである。

団体	①公有財産規則に基づく使用料（月額）	②徴収している使用料（月額）	③減免率 (1 - (②/①))
	円	円	%
A	118,970	40,800	65.7
B	42,560	14,000	67.1
C	38,120	12,000	68.5
D	57,390	19,000	66.9
E	42,560	14,000	67.1
F	52,930	15,000	71.7
G	83,780	28,500	66.0

減免率が小数点以下の値になるのは、使用料算出の根拠となる建物評価額が経年減価により変動するのに連動して本来徴収すべき使用料が変動するのに対して、徴収する使用料を据え置くことを優先し、調整を加えているためである。

今回の調査では、使用開始時期が異なる A 団体、及び使用区画が減少した G 団体を除く全ての団体で、資料が現存する平成 25 年度以降に徴収した使用料は同額のまま据え置かれていた。

減免は本来徴収すべき使用料の全部又は一部を免除する例外的な措置であり、受益者負担の観点からは、単に使用許可を与える相手が公共的団体であるといった理由で安易に減免するべきではない。

過去に減免を認め、継続している相手についても、減免に値する理由が今なお存在するか、慎重に検証することが求められる。

また、減免に関して市内に統一的な指針やマニュアルがなく、その運用は各施設所管課の判断に委ねている。解釈が異なることにより、公平性が担保できないおそれがあるため、統一的なルールの整備を検討されたい。

## 8. 明石市公設地方卸売市場

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市藤江 2029 番地の 1
施設の設置目的	生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、市民生活の安定に寄与することを目的とする。
根拠条例等	明石市地方卸売市場業務条例
設置年月	昭和 52 年 5 月
指定管理者制度導入年月日	平成 27 年 4 月 1 日
施設所管課	市民生活局 産業振興室 産業政策課
主な施設の種類	市場棟、管理店舗棟、関連店舗棟 (A・B・C 棟)、買荷保管・積込所、新仲卸売場、青果部低温卸売場、水産物分場、便所他付帯施設
利用料金制か料金收受代行制か	利用料金制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日	公募	株式会社明石卸売市場管理センター
平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日	公募	株式会社明石卸売市場管理センター

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	株式会社明石卸売市場管理センター
所在地	明石市藤江 2029 番地の 1
職員数	10 名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・市場施設の使用及びその制限に関する事。</li><li>・市場施設の維持管理に関する事。</li><li>・市場施設の使用料の徴収及び還付に関する事。</li><li>・市場施設の衛生環境及び秩序に関する事。</li><li>・卸売予定数量等の報告及び公表に関する事。</li><li>・市場の活性化及び利用促進のための企画及び実施に関する事。</li></ul>
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	21,721 千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

## (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	255,926	260,190	265,232
指定管理料(協定)	20,000	20,000	20,000
精算金	—	—	1,721
使用料収入	166,438	158,183	166,463
その他	69,488	82,006	77,047
支出	251,556	267,245	258,110
人件費	27,111	31,509	29,841
その他	224,444	235,735	228,268
収支	4,370	△7,054	7,122

## (4) 施設使用料

種別	金額
卸売業者市場使用料	卸売金額の 1,000 分の 3.5 及び卸売場の面積 1 平方メートル 1 月につき 412 円
仲卸業者市場使用料	明石市地方卸売市場業務条例第 47 条第 2 項の許可又は承認を受けて買い入れた生鮮食料品等の売上金額(消費税額及び地方消費税額を含む)の 1,000 分の 3.5 及び仲卸売場の面積 1 平方メートル 1 月につき 1,468 円
関連事業者売場使用料	1 平方メートル 1 月につき 2,160 円
事務所使用料	1 平方メートル 1 月につき 1,889 円
会議室使用料	1 室 1 日につき 2,592 円
看板設置場所使用料	1 平方メートル 1 月につき 430 円
空地使用料	1 平方メートル 1 月につき 160 円



## (5) 施設の特徴等

明石市公設地方卸売市場（以下、「明石市卸売市場」という。）は、昭和 52 年に開場した卸売市場である。地方卸売市場は、中央卸売市場と異なり民間業者でも経営することが可能であるが、明石市卸売市場は、開場以来特別会計の設置による市の直営で経営が行われてきた。

明石市卸売市場には青果部と水産物部が設置され、最盛期には青果、水産物の合計取扱高が 450 億円を超える年度もあったが、近年は流通業態の多様化や若年層の魚離れ等の要因により取扱高が減少傾向にあり、平成 29 年度の合計取扱高は 126 億円である。

このような状況のもと、平成 25 年に明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会が設置され、平成 26 年 2 月に同委員会から市に報告書が提出されている。同委員会は報告書の中で、将来に向けての基本方針の一つとして、「明石市公設地方卸売市場の効果的、効率的な運営の手法を十分に検討すること。」を提言している。

これを受けて、市は、平成 27 年度から公募による指定管理者制度の導入を決定し、明石市卸売市場内の仲卸業者が出資して設立された株式会社明石卸売市場管理センター（以下、「管理センター」という。）が指定管理者として指定された。平成 30 年度からの 5 年度を対象とした期間においても、引き続き管理センターが指定管理者に指定され、明石市卸売市場を管理運営している。

管理センターは、卸売業者、仲卸業者から使用料を徴収し、自らの収入としている。また、市から 20,000 千円の指定管理料を収受しているが、うち 6,000 千円は、修繕費として使用するように協定書上定められ、残りの 14,000 千円は、協定書上定めはないものの、指定管理業務とされている市場活性化事業に使用するように市から求められ、管理センターは毎年度、修繕、市場活性化事業の内容を市に報告している。

## (6) 監査の結果及び意見

### ① 貸与備品の管理について【結果】

協定書第 15 条第 3 項において、「甲（市）の支出する指定管理料から乙（管理センター）が購入した備品（1 品につき 10 千円以上）は、甲の所有に帰属するものとする。」とされ、同条第 6 項で、「乙は、甲が定める備品一覧表及び物品出納簿を備えて、備品を整理し、購入及び廃棄等の報告を甲にしなければならない。」とされている。

管理センターは、平成 30 年 3 月に、指定管理業務となっている活性化事業のうち、給食食材提供事業の用に供するため、プレハブ冷蔵庫設備を 4,212 千円で購入している。指定管理業務として購入したのであれば、備品一覧表に記載する必要があるが、管理センターに当該認識はなく、記載が漏れている。

指定管理料で購入した備品を管理センターの備品と明確に区別し、備品一覧表に適時に記載するよう、指定管理者を指導されたい。

## ② 指定管理業務に係る区分経理について【結果】

協定書第 13 条第 1 項において、管理センターは指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分することが求められている。しかし、管理センターは全社を一つの会計単位とし、当該数値をもとに、収支報告を作成しているため、指定管理業務と関連性が乏しい収支（交際費や役員生命保険料等）が収支報告に含まれていた。

市は会計帳簿の金額と収支報告の金額が一致しているかという観点でのチェックのみで、不適切な支出が含まれているかという観点でチェックはしておらず、適正と評価していた。

市は管理センターに対して、指定管理業務に係る区分経理を徹底するように指導されたい。また、計画数値については事業計画、人員配置、修繕計画等その根拠の妥当性を検証するとともに、決算数値については証憑類との突合や予算と実績の差の生じた理由の検証を行い、管理センターが適切に区分経理しているか十分に確認されたい。

## ③ 使用許可、転貸について【結果】

管理センターは、卸売市場内の一部の土地を、明石市卸売市場運営協議会（以下、「協議会」という。）の会員である市場内の店舗に使用させており、協議会を通じて使用料収入（平成 29 年度 1,555 千円）を得ている。管理センターと協議会との間には契約書等は存在せず、管理センターの収入は、賃貸土地全体ではなく、駐車スペースの面積に、条例で定められた㎡当たりの空地使用料を乗じて計算されている。

市場が市の直営であった時は、市が協議会に対して直接行政財産の使用許可を与えていたが、指定管理者制度が導入された平成 27 年度以降は協議会、会員である市場内店舗のいずれに対しても、使用許可の手続は行われていない。

さらに、管理センターは別に民間事業者から近隣を通る新幹線高架下の土地を賃借している。当該契約に係る契約書において、転貸は禁止されているが、管理センターは一部を協議会に転貸している。

市は、管理センター及び協議会と協議の上、事実関係を整理し、しかるべき手続を実施するよう指導されたい。

#### ④ 市場活性化事業について【意見】

仕様書において、「市場は、平成 25 年度に実施した明石市公設地方卸売市場あり方検討委員会の報告書において、住民インフラとしての存在意義を踏まえつつ、商業・流通業の拠点としての活性化・発展に努めるものとしており、乙（指定管理者）は、検討委員会の基本方針に基づく取組を民間のノウハウを活かして企画及び実施するものとする。」とされていることを受けて、管理センターは、平成 29 年度の活性化事業で、海外販路事業、市場開放事業、施設運営事業、中学校給食事業、福祉事業を行っている。

このうち、海外販路事業は、市のブランド海産物である明石の鯛や蛸等を海外の飲食店に売り込むための販売推進事業であり、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で合計約 17,000 千円を費やしているのに対し、同期間の取扱高の増加は合計約 16,000 千円である。

市が管理センターの評価を行っている「明石市公設地方卸売市場の管理運営状況について」では、いずれの年度においても、「海外販路拡大や市場開放事業等、積極的に新たな事業を展開し、成果を上げている。」と全く同じ文言が記載されているだけで、市が何をもって成果と判断しているかは判別つかなかった。

もちろん、海外販路の開拓について、事業が軌道にのり、安定的に取引できるようになるまでは、一定の初期投資は必要である。累計 3 年間の支出を初期投資と位置付け、今後、中長期的に初期投資を回収するような計画があり、それに基づいて計画的に支出が行われている場合、一定の合理性はある。

しかしながら、限られた指定管理期間の中で、管理センターがどれだけ海外販路を開拓、維持し、明石市卸売市場の活性化にどれだけ貢献できるかは不明確である。実際、当該事業では、平成 28 年度、平成 29 年度は旅行代理店が当該事業のアレンジメントを行っている。支出の過半が旅行代理店のアレンジメントフィーであり、実施報告書も旅行代理店が作成している。そのため、海外販路拡大のためのノウハウや知見が管理センターに蓄積さ

れにくい状況にある。

他にも福祉事業として、買物弱者のために NPO が実施する移動販売事業に協力金を支出しているが、福祉的な側面が強く、明石市卸売市場の活性化にどの程度寄与しているか不明確である。

活性化のためのコストとして、指定管理料を支払っているのであれば、市には、海外販路事業に限らず各事業において、何をもって活性化したと判断するのか、また要したコストに見合う効果が発現しているか否かを定期的に検証する必要がある。

今後も指定管理業務の一部として活性化事業を管理センターに実施させるのであれば、市は明石市卸売市場が活性化されたとする具体的な目標を定めて、実施効果の定期的な測定を行うとともに、指定管理業務の評価項目の一つとして活用し、実施事業の継続及び変更の要否等に係る判断材料とすべきである。

#### ⑤ 給食食材提供事業について【意見】

管理センターは、活性化事業として、平成 28 年度から明石市立中学校の給食食材を提供する事業を実施しており、平成 29 年度では専属職員を 3 名雇用し、当該事業に従事させている。しかしながら、活性化事業の支出として計上されているのは、当該職員の給与のみであり、法定福利費や賞与、退職共済掛金等は指定管理者の支出とされている。

活性化事業の効果測定のためにも、事業に係るコストを漏れなく報告するように指定管理者に指導されたい。

#### ⑥ 負担金について【意見】

明石市卸売市場の指定管理業務では、法的根拠はないが、指定管理者が施設の整備・改修に係る市借入金の元利合計額の 2 分の 1 相当を負担することとされており、資本的支出の一部が指定管理者負担となっている。募集要項にもその旨が記載され、平成 29 年 8 月に公表された平成 30 年度から平成 34 年度までの指定管理業務に係る募集要項では、以下の記載がある。

##### (2) 市場施設の整備・改修経費の負担

指定管理者は、利用料金収入により、市場施設の整備・改修に係る経費を負担するものとします。

負担額は、整備・改修に係る市借入金（既借入分を含む。）の元利支払

額の 2 分の 1 相当とします。なお、詳細については市の元利支払予定額に基づき年度協定で定め、借入利率確定後の実支払額により精算するものとします。

市の整備・改修計画に基づく負担金の予定額は概ね次のとおりです。但し、整備・改修に係る経費及び借入利率の変動により、当該予定額は増減することがあります。

なお、整備・改修計画については、あらかじめ市と指定管理者で協議の上、決定することとします。

(既借入分)

	指定管理者元金 負担分 (円)	指定管理者利子 負担分 (円)	指定管理者負担 分合計 (円)
平成 30 年度	35,237,237	3,745,746	38,982,983
平成 31 年度	36,177,270	3,108,134	39,285,404
平成 32 年度	35,929,760	2,457,286	39,387,046
平成 33 年度	35,772,885	1,805,377	37,578,262
平成 34 年度	18,974,378	1,274,883	20,249,261

(借入予定分)

	指定管理者元金 負担分 (円)	指定管理者利子 負担分 (円)	指定管理者負担 分合計 (円)
平成 30 年度	0	41,164	41,164
平成 31 年度	0	91,164	91,164
平成 32 年度	0	141,164	141,164
平成 33 年度	394,189	190,181	584,370
平成 34 年度	792,330	194,082	986,412

※借入予定分については下記の条件で計算をしております。

平成 29 年度	管理・関連棟防火シャッター等改修工事他	10,000 千円
平成 30 年度	管理・関連棟防火シャッター等改修工事他	10,000 千円
平成 31 年度	管理・関連棟防火シャッター等改修工事他	10,000 千円
平成 32 年度	管理・関連棟防火シャッター等改修工事他	10,000 千円

当該内容を見ると、今後の負担予定額や予定している改修工事は記載されているが、予想し得ない自然災害等で施設に大規模な損害が生じた場合の取扱いは記載されていない。一方、同募集要項には以下のような責任分担の表もある。

#### 16 責任分担

市と指定管理者との責任分担は、概ね次のとおりとし、詳細は協定で決めます。

項目	指定管理者	市
施設の維持管理	○	
施設の補修	○ (補修の程度による)	○ (左記以外)
安全衛生管理	○	
事故火災による施設の損傷	○ (責めに帰する場合)	○ (左記以外)
利用者への損害賠償	○ (責めに帰する場合)	○ (左記以外)

当該表では、事故火災による施設の損傷で指定管理者の責めに帰さない場合は、市が責任を持つこととされている。しかし、市の責任において修繕する際に借入れを伴うならば、負担金の取決めにより指定管理者が最終的に概ね2分の1相当を負担することになるため、募集要項内で不整合が生じている。

この点市は、責任分担は事務処理に係る手続上のことであり、費用負担を指したものではないとしているが、同表にある利用者への損害賠償は当然に費用負担を含めた責任と解されるため、事故火災による施設の損傷についても同様に費用負担を含む責任と誤認する可能性が高い。

公募により指定管理者を募る場合、事業者が安心して応募できるように、不明確な要素は出来るだけ排除するよう努められたい。

## 9. 明石市立総合福祉センター

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市貴崎1丁目5番13号
施設の設置目的	市民の福祉の向上と地域福祉活動の増進に寄与するための施設であるとともに、各種の福祉サービスの拠点として設置する。
根拠条例等	明石市立総合福祉センター条例
設置年月	平成3年4月
指定管理者制度導入年月日	平成20年4月1日
施設所管課	福祉局 福祉政策室 福祉総務課
主な施設の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域活動支援センター</li><li>・ 在宅老人福祉サービス施設</li><li>・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項第1号に規定する母子・父子福祉センター</li><li>・ 地域福祉サービス施設</li><li>・ その他市長が必要と認める施設</li></ul>
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成20年4月1日から 平成23年3月31日	非公募	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
平成23年4月1日から 平成28年3月31日	非公募	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
平成28年4月1日から 平成33年3月31日	公募	社会福祉法人明石市社会福祉協議会

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
所在地	明石市貴崎1丁目5番13号
職員数	17名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理業務</li><li>・地域活動支援センター事業の計画及び実施</li><li>・地域生活支援事業（スポーツ・レクリエーション教室の開催等）</li><li>・貸館業務</li><li>・維持管理業務 等</li></ul>
平成29年度 指定管理委託料	104,456千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有



(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	94,518	104,605	104,619
指定管理料(協定)	104,652	104,456	104,456
精算金	△10,133	—	—
その他	—	149	163
支出	94,518	101,167	100,328
人件費	32,294	42,024	43,998
その他	62,223	59,142	56,330
収支	—	3,437	4,290

(4) 施設使用料

会議室等使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
	午前 9 時 ～ 午前 12 時	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時半 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時	
	円	円	円	円	円	円	
大会議室	1,800	2,400	2,100	4,100	4,400	6,200	
技能習得室 1	1,000	1,300	1,100	2,200	2,300	3,300	
技能習得室 2	1,300	1,700	1,500	2,900	3,100	4,400	
和室(配膳室)	1,100	1,400	1,200	2,400	2,500	3,600	
教養室	全面	1,300	1,700	1,500	2,900	3,100	4,400
	半面大	700	900	800	1,600	1,700	2,400
	半面小	600	800	700	1,300	1,400	2,000
多目的体育室	1,700	2,200	1,900	3,800	4,000	5,700	

温水プール使用料

貸切使用	1 回につき	3,500 円
個人使用	1 回につき	200 円

#### (5) 施設の特徴等

明石市立総合福祉センター（以下、「総合福祉センター」という。）は、平成 20 年に指定管理者制度を導入している。これまで 3 期間にわたって、指定管理者の選定を行ってきたが、すべて社会福祉法人明石市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が指定管理者となっている。

従来、指定管理料は、全額精算であったが、平成 28 年度からの指定管理期間については、公募により選定されたことに伴い、「修繕費」、「光熱水費」、「備品購入費」のみ精算を行い、それ以外に発生した収支余剰は、社協の取り分となっている。

また、管理業務の中に、一部施設の貸館業務が入っている。

平成 27 年度から平成 29 年度までの開館日数及び延べ利用人数は以下のとおりである。

年度 項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開館日数（日）(注)	360 日	359 日	359 日
延べ利用人数（人）	78,015 人	78,757 人	75,759 人

(注) 市は指定管理者から開館日数についての情報を入手していないため、条例で定められている開館日数を記載している。

#### (6) 監査の結果及び意見

##### ① 事業収支等の確認について【意見】

総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 27 条第 2 項により、市は、社協に指定管理業務に係る全ての会計帳簿又は収支明細のコピーを市に提出させている。

具体的には、すべての会計伝票、領収書、決裁伺いであり、修繕料、光熱水費、備品購入費については、更に詳細な資料を提出させている。

指定管理業務に対する市の管理方針である指針 8(1)によると、事業収支について、年 2 回は会計帳簿との突合等、詳細な確認を行うものとする記載されているものの、すべての会計伝票等をコピーすることまでは求めている。

監督の趣旨を鑑み、市の職員が現地に赴いて重要な伝票の原本を確認する、会計帳簿を通査して必要と認められる取引のみ会計伝票等の提出を要求する等、費用対効果を十分に考慮した上で、収支計算書の確認方法について検討されたい。

② 自主事業について【意見】

自主事業は、総合福祉センター指定管理業務に関する仕様書 4 (1)において、実施の要件が記載されている。当該事項を受け、社協は、平成 29 年度において、(i)交流事業、(ii)あかしボランティアフェスタ事業、(iii)健康相談等事業、(iv)ウォーキング事業及び入水相談を自主事業として実施している。

当該事業の費用は全額指定管理料から支払われている一方で、利用者から徴収した実費相当分の収入は、指定管理者の収入になっている。

全体意見にも記載したとおり、市では、自主事業の定義がなされていないため、上記のような取扱いとなっている。

市としての自主事業の定義を決定した上で、仕様書 4 (1)に記載されている自主事業が、指定管理業務に該当するものなのか否かを検討されたい。

③ パンフレット及びホームページに記載する貸室の記載について【結果】

総合福祉センターで保有している施設と運営は以下のとおりである。

No	施設名称	運営
1	日常生活訓練室	地域活動支援センター事業の使用に限定している。具体的には、指定管理業務としての地域活動支援センター事業及び地域活動支援センターに関連する社協事業や施設の目的に合致した団体に限っての使用（無料）となっている。
2	作業室	
3	総合相談室	
4	社会適応訓練室	
5	相談室兼対面朗読室	
6	視聴覚室	社会福祉協議会事業に関わる施設として使用している。施設の目的に合致した団体に限っての使用（無料）を認めている。
7	福祉団体活動室	
8	保育室	
9	技能習得室 1	公の施設の位置づけとして使用している。施設の目的に合致した団体の使用（無料）に加え、総合福祉センターの運営上支障がない場合に、上記団体以外にも有料にて使用を認めている。
10	技能習得室 2	
11	和室（配膳室）	
12	大会議室	
13	教養室	
14	多目的体育室	
15	温水プール	

一方、総合福祉センターのパンフレットにおける「施設のご紹介」を確認したところ、貸出対象スペースが No8～No15 となっており、市の運用区分と異なっていた。

さらに、「貸出対象」という文言が、本来目的使用団体に限った使用なのか有料使用なのか明確にされておらず、パンフレットを見た市民が施設の使用について、誤解するおそれがある。

【総合福祉センターパンフレット（抜粋）】

**施設のご紹介**

ご利用時間 午前9時～午後9時（日・祝日を除く）  
午前9時～午後5時（日曜日・祝日）

休館日 12月29日～1月3日・臨時休館日



	本館	別館
<b>3階</b>	技能習得室1 技能習得室2 和室（配膳室） 大会議室 教養室（和室） 保育室 母子・父子福祉センター 対面朗読室 	
<b>2階</b>	明石市社会福祉協議会 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所 社会適応訓練室 ボランティア活動室 視聴覚室 福祉団体活動室 	多目的体育室
<b>1階</b>	総合福祉センター受付 高齢者・障害者の総合相談窓口 ・明石市後見支援センター ・明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター ・明石市社会福祉協議会地域包括支援センター 日常生活訓練室 作業室 総合相談室 	温水プール

※青字は貸出対象のスペースです。使用に制限のある場合もありますので詳しくはお尋ねください。

【総合福祉センターパンフレット（抜粋）】

また、総合福祉センターのホームページ「貸室のご案内」においては、無料で使用できる方の施設名として、No3,4,6,7～14 の施設名が記載されており、市の運用区分と異なっていた。

## 【ホームページ画面】

貸室の案内		
無料で使用できる方	本館	別館
3階	大会議室 技能習得室1 技能習得室2(料理室) 和室(配膳室) 教養室(和室大・小) 保育室	
2階	社会適応訓練室 視聴覚室 福祉団体活動室	多目的体育室
1階	総合相談室	

[www.akashi-sofuku.jp/room01.htm](http://www.akashi-sofuku.jp/room01.htm)

市としては、利用案内において、詳細な説明をしているが、現状のパンフレットやホームページの記載では、市が想定している用途が利用希望者に正確に伝わらない。

正しい情報を市民に周知するようパンフレットやホームページの記載方法の見直しを検討されたい。

### ④ 稼働率について【意見】

総合福祉センターでは、施設の利用について、無料で使用できる下記(i)～(v)の団体及び個人は、使用日の1ヶ月前から使用の申し込みができる。さらに、下記(i)～(v)以外の団体又は個人も有料で使用できるが、無料の方を優先するため、有料での貸出希望をする団体又は個人が使用の申し込みができるのは、使用日の1週間前からとなっている。

- (i) 市内に住所を有する60歳以上の者及びその介助者
- (ii) 市内に住所を有する障がい者等及びその介助者
- (iii) 市内に住所を有する母子家庭の母子、父子家庭の父子又は寡婦で構成する団体
- (iv) 市内でボランティア活動を行う団体
- (v) その他市内で事務所を有する福祉団体

市が集計している平成 27 年度から平成 29 年度の会議室等の稼働数及び稼働率は以下のとおりである。

施設名称	使用区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		稼働数	稼働率	稼働数	稼働率	稼働数	稼働率
日常生活 訓練室	事業分	202	19.9%	234	23.1%	235	23.2%
	貸出分	0	0.0%	0	0.0%	4	0.4%
	小計	202	19.9%	234	23.1%	239	23.6%
作業室	事業分	244	24.1%	258	25.5%	245	24.2%
	貸出分	0	0.0%	24	2.4%	0	0.0%
	小計	244	24.1%	282	27.9%	245	24.2%
総合相談室	事業分	140	13.8%	126	12.5%	190	18.8%
	貸出分	301	29.7%	325	32.1%	331	32.7%
	小計	441	43.5%	451	44.6%	521	51.5%
社会適応 訓練室	事業分	166	16.4%	183	18.1%	190	18.8%
	貸出分	336	33.1%	355	35.1%	371	36.7%
	小計	502	49.5%	538	53.2%	561	55.5%
視聴覚室	事業分	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	貸出分	635	62.6%	642	63.5%	607	60.0%
	小計	635	62.6%	642	63.5%	607	60.0%
福祉団体 活動室	事業分	3	0.3%	2	0.2%	0	0.0%
	貸出分	186	18.3%	260	25.7%	234	23.1%
	小計	189	18.6%	262	25.9%	234	23.1%
技能 習得室 1	事業分	105	10.4%	145	14.3%	125	12.4%
	貸出分	399	39.3%	362	35.8%	432	42.7%
	うち有料貸出分	11	1.1%	19	1.9%	10	1.0%
	小計	504	49.7%	507	50.1%	557	55.1%
技能 習得室 2	事業分	64	6.3%	60	5.9%	63	6.2%
	貸出分	140	13.8%	157	15.5%	158	15.6%
	うち有料貸出分	0	0.0%	10	1.0%	1	0.1%
	小計	204	20.1%	217	21.5%	221	21.9%
和室 (配膳室)	事業分	69	6.8%	62	6.1%	75	7.4%
	貸出分	99	9.8%	95	9.4%	104	10.3%
	うち有料貸出分	0	0.0%	0	0.0%	2	0.2%
	小計	168	16.6%	157	15.5%	179	17.7%

施設名称	使用区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
大会議室	事業分	159	15.7%	147	14.5%	169	16.7%
	貸出分	319	31.5%	301	29.8%	286	28.3%
	うち有料貸出分	2	0.2%	4	0.4%	0	0.0%
	小計	478	47.1%	448	44.3%	455	45.0%
教養室	事業分	22	2.2%	30	3.0%	33	3.3%
	貸出分	300	29.6%	307	30.4%	309	30.6%
	うち有料貸出分	0	0.0%	3	0.3%	1	0.1%
	小計	322	31.8%	337	33.3%	342	33.8%
保育室	事業分	73	7.2%	14	1.4%	6	0.6%
	貸出分	33	3.3%	51	5.0%	153	15.1%
	小計	106	10.5%	65	6.4%	159	15.7%
相談室兼 対面朗読室	事業分	64	6.3%	25	2.5%	72	7.1%
	貸出分	312	30.8%	276	27.3%	123	12.2%
	小計	170	16.8%	90	8.9%	231	22.8%
多目的 体育室	事業分	64	6.3%	60	5.9%	64	6.3%
	貸出分	764	75.3%	813	80.4%	761	75.3%
	うち有料貸出分	64	6.3%	120	11.9%	77	7.6%
	小計	828	81.7%	873	86.4%	825	81.6%
合計	事業分	1,375	9.7%	1,346	9.5%	1,467	10.4%
	貸出分	3,824	26.9%	3,968	28.0%	3,873	27.4%
	うち有料貸出分	77	0.5%	156	1.1%	91	0.6%

※ 温水プールも総合福祉センターの施設であるが、市は、温水プールの稼働率を、別途集計しているため、記載していない。

施設全体の稼働率は、36～37%の推移となっている。

個別にみると、視聴覚室や多目的体育室等 50%を超える稼働率の施設がある一方で、和室（配膳室）や保育室は、10%台である。

有料貸出分は、多目的体育室を除き、使用回数は 0 若しくは 1 桁台と低い数値で推移している。

市及び社協は、低稼働率の会議室等の課題を分析し、有料貸出をしている施設は、使用の申し込み方法の変更も含め、施設全体として、利用率・稼働率の向上を図られたい。

⑤ 指定管理者の選定要件について【意見】

総合福祉センターでは平成 28 年度からの指定管理業務について、公募により、指定管理者選定を行っている。しかしながら、平成 27 年度に実施した公募において、応募者は、現在の指定管理者である社協のみであった。

市は、1 社のみ応募となった原因について、施設の運営には多様な専門職の配置が必要であり、確保することにネックがあったのではないかとという分析を行っている。

また総合福祉センター条例に基づき、総合福祉センター内の指定管理者を、社会福祉法人に限定していることも応募が少ないことの一因となっていると考えられる。

より多くの団体に応募を検討してもらうための市としての対応策について十分に検討されたい。



## 10. ふれあいプラザあかし西

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市二見町東二見 1836 番地の 1
施設の設置目的	障害者及び障害児に対して、相談、指導、情報提供、療育その他の適切なサービスを提供し、併せて福祉コミュニティづくりの推進と市民の健康及び福祉の増進に寄与するため。
根拠条例等	ふれあいプラザあかし西条例
設置年月	平成 21 年 4 月
指定管理者制度導入年月日	平成 21 年 4 月 1 日
施設所管課	福祉局 福祉政策室 福祉総務課
主な施設の種類	※①知的障害児通園療育施設 ※②発達支援センター ③子育て支援センター ※④地域福祉サービス施設 ⑤多目的室、相談室、調理室、食事室及び運動室(貸室) ※①別公募の社会福祉法人指定管理者 ※②直営施設 ※④ふたみ総合支援センター(社協委託)、 ボランティア活動室(社協運営)
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日	公募	ハートフルしんき
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日	公募	ハートフルしんき
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日	公募	ハートフルしんき

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	ハートフルしんき
所在地	<p>【代表団体】株式会社ホープ 兵庫県姫路市花田町一本松字牛塚 1 番地の 1</p> <p>【構成団体】しんきエンジェルハート株式会社 兵庫県姫路市西駅前町 1 番地</p> <p>【構成団体】神姫バス株式会社 兵庫県姫路市西駅前町 1 番地</p>

職員数	15名
指定管理業務の概要	<p>1. 自主事業</p> <p>(1) 障害者等の参加型交流事業の実施</p> <p>(2) 施設利用者へのイベント実施</p> <p>2. 運営業務</p> <p>(1) 管理業務</p> <p>(2) 障害者等の福祉の増進業務 各種文化教室、スポーツ教室、室内レクリエーション等の実施</p> <p>(3) 地域福祉活動の推進業務 ボランティア活動の体験教室、高齢者ボランティアの養成研修等の開催</p> <p>(4) 健康づくり業務 健康教室・栄養教室・運動教室の開催、健康相談・乳幼児計測・スポーツ障害に関する研修の実施</p> <p>(5) 子育て支援業務 子育てについての相談、プレイルームの運営、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、子ども図書コーナーの運営等</p> <p>3. 貸館業務 研修、講演会、諸会合等のための場の提供として、使用許可、使用料の収受等</p> <p>4. 維持管理業務</p> <p>5. その他の業務</p>
平成29年度指定管理委託料（精算後）	124,187千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	129,697	128,809	125,155
指定管理料(協定)	125,900	125,900	124,310
精算金	△817	△1,629	△122
その他	4,615	4,539	967
支出	127,686	126,993	124,187
人件費	54,921	54,919	52,682
その他	72,765	72,074	71,505
収支	2,011	1,816	967

(4) 施設使用料

時間区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時
使用区分	円	円	円	円	円	円
多目的室(全面)	8,900	11,800	8,900	20,700	20,700	29,600
多目的室 (A,B,C,D,E,F)	1,300	1,700	1,300	3,000	3,000	4,300
相談室 A	1,300	1,700	1,300	3,000	3,000	4,300
相談室 B	1,000	1,300	1,000	2,300	2,300	3,300
調理室	3,400	4,500	3,400	7,900	7,900	11,300
食事室	2,800	3,800	2,800	6,600	6,600	9,400
運動室 A	3,100	4,100	3,100	7,200	7,200	10,300
運動室 B	2,800	3,800	2,800	6,600	6,600	9,400

(5) 施設の特徴等

ふれあいプラザあかし西は、「障害者(児)に対して、相談・指導・情報提供、療育その他の適切なサービスを提供するとともに、福祉コミュニティづくりの推進と市民の健康や福祉の推進に寄与すること」を目的として、平成 21 年に開設された施設である。

平成 29 年度からは、「地域の交流拠点」としての役割に加え、「地域支援拠点」としての役割が加わり、高齢者、障害者、児童といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況にあった支援が受けられるよう、新しい地域包括支援体制の拠点として位置づけられている。そのため、平成 29 年度からの指定管理者には、「地域支援」という新たな役割も求められている。

障害者福祉・高齢者福祉・健康づくり・子育て支援等多岐にわたる専門的なノウハウが求められるため、指定管理者は、介護事業等の経験を有する代表団体と 2 つの構成団体（子育て支援担当、施設運営・広報業務担当）からなる共同事業体として運営している。

#### (6) 監査の結果及び意見

##### ① 事業収支等の確認について【意見】

全体意見に記載のとおり、指針では施設所管課に対し、指定管理者の収支に関する詳細な確認を求めている。

市と指定管理者で締結している基本協定書では、選定時以降、指定管理者の各構成団体となる法人全体の決算書の提出を要請しておらず、当施設においても法人全体の決算書を入手していなかった。

しかし、法人において指定管理業務は一部にすぎず、指針の趣旨にある「経営の安定性を確認する」ためには必要に応じて、法人全体の決算書を入手し、確認することも検討が必要である。

また、指針では「記載内容に疑義（事業計画や前四半期に比して著しい増減がある・・・(略)・・・）のある科目については、指定管理者に追加の説明を求め」とあるが、当施設の指定管理者からの提出資料について、事業計画書の収支計画が前期実績と対比されておらず、分析結果も記載されていなかった。

施設所管課は、指針の趣旨を踏まえた事業収支の確認ができるよう、指定管理者に対し、提出資料に関する指導を実施されたい。

##### ② 一般管理費等における本社費の取扱いについて【意見】

当施設の指定管理者から提出された収支計画には、「一般管理費」勘定として、本社部門管理費用（以下、「本社費」という。）が計上されていたが、施設所管課は、その内容及び金額の見積り根拠等について、指定管理者に対して説明を求めておらず、十分に確認がされていなかった。

また、年度末の事業報告書を受領した際、収支報告の「一般管理費」勘定

が計画比 138%となっており、約 2,000 千円増加していたが、増加要因及びその根拠について確認がされていなかった。

本社費が指定管理業務費用として計上されること自体は否定されるものではないものの、見積り項目であり、もともと恣意性が介入しやすい(利益操作が可能)。指定管理者が計上金額の根拠を説明できなければ、市が確認することができず、市民に説明責任が果たせなくなることばかりか、指定管理者制度の趣旨である施設運営コストの縮減につながらないおそれがある。

そのため、本社費について配賦方法の合理性や計上根拠等、十分に確認されたい。

### ③ 共同事業体の指定管理者選定について【意見】

共同事業体(3社)間において、各構成団体の役割及び権利義務を明文化した協定書等が締結されていなかった。

指定管理の応募団体が共同事業体の場合、指定管理業務の運営能力・継続性を判断するためには、各構成団体の役割や権利義務関係を把握することが重要である。

協定書等を作成するよう指定管理者を指導するとともに、入手して各構成団体の役割及び権利義務を把握されたい。

## 11. 明石市立木の根学園たんぼぼ工房、明石市立木の根学園ひまわり工房、明石市立木の根学園短期入所施設

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市大久保町大窪 2752 番地
施設の設置目的	<p>【明石市立木の根学園たんぼぼ工房】 知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者施設として設置。</p> <p>【明石市立木の根学園ひまわり工房】 知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者施設として設置。</p> <p>【明石市立木の根学園短期入所施設】 市内において知的障害者の短期入所施設が不足しており、また、今後も利用希望者の増加が見込まれることから、知的障害者を対象とした短期入所施設を整備。</p>
根拠条例等	明石市立知的障害者福祉施設設置条例
設置年月	<p>【明石市立木の根学園たんぼぼ工房】 昭和 43 年 5 月 明石市藤江母子寮内で開園、明石地区手をつなぐ親の会が運営 昭和 46 年 4 月 市の施設となる</p> <p>【明石市立木の根学園ひまわり工房】 昭和 57 年 4 月 知的障害者通所更生施設として開設</p> <p>【明石市立木の根学園短期入所施設】 平成 28 年 4 月 開設</p>
指定管理者制度導入年月日	平成 24 年 4 月 1 日
施設所管課	福祉局 生活支援室 障害福祉課
主な施設の種類	<p>【明石市立木の根学園たんぼぼ工房】 障害者通所施設 (生活介護・就労継続支援 B 型)</p>

	<p>【明石市立木の根学園ひまわり工房】 障害者通所施設 (生活介護・就労継続支援 B 型)</p> <p>【明石市立木の根学園短期入所施設】 短期入所施設 (知的障害者)</p>
利用料金制か料金収受代行制か	利用料金制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日	非公募	社会福祉法人明桜会
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日	非公募	社会福祉法人明桜会



② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	社会福祉法人明桜会
所在地	明石市大久保町大窪 2752 番地の 1
事業の概要	社会福祉事業
職員数	<p>【明石市立木の根学園たんぽぽ工房】 33 名</p> <p>【明石市立木の根学園ひまわり工房】 34 名</p> <p>【明石市立木の根学園短期入所施設】 44 名</p>
指定管理業務の概要	<p>【明石市立木の根学園たんぽぽ工房】 障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事及び障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援 B 型に関する事。</p> <p>【明石市立木の根学園ひまわり工房】 障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活保護に関する事、障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関する事、及び障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援 B 型に関する事。</p> <p>【明石市立木の根学園短期入所施設】 障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関する事。</p>
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	51,151 千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

### (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	294,955	341,425	325,955
指定管理料(協定)	71,530	68,530	51,154
精算金	△38	△8	△3
使用料収入	203,082	250,630	254,085
その他	20,380	22,271	20,718
支出	287,466	301,132	308,999
人件費	205,189	216,693	218,996
その他	82,276	84,438	90,003
収支	7,489	40,293	16,955

### (4) 施設使用料

次に掲げる額を合算した額

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する特定費用の実費に相当する額の範囲内で市長が定める額

### (5) 施設の特徴等

現指定管理者が平成 24 年度より指定管理業務を実施しており、指定管理者の選定は、専門性を活かした施設運営や利用者への継続的な支援の観点から非公募により行われている。

施設にはひまわり工房、たんぼぼ工房があり、生活介護事業、就労継続支援 B 型事業を営んでいる。

### (6) 監査の結果及び意見

#### ① 事業収支等の確認について【結果】

四半期ごとに指定管理者より提出される実務報告書について、記載されている収支計算書及び資金収支計算書等について、予算執行と大きな乖離

が生じていないかという観点でのみ確認しており、その数値の正確性について会計帳簿等と照合していない。

収支報告書の正確性を検証するために、会計帳簿等金額算定の根拠資料との照合を実施されたい。

## ② 貸与備品の管理について【意見】

指定管理業務の開始に当たり、必要な市からの貸与備品は仕様書において特定されている。また、指定管理料を財源として新規に購入等をした貸与備品は、購入時にシールを貼り、定期的に台帳と現物の照合確認を行う運用となっている。

しかしながら、指定管理業務開始に際し、市と指定管理者の双方による現物確認は実施されておらず、また過年度に購入した貸与備品は現物照合をしていないため、現物と台帳の間に齟齬が生じていた。

この点、平成 26 年度の市の監査においても指摘を受けているが、今なお台帳整理の継続中であり、状況は改善されていない。

指定管理者に現状を確認した上で、台帳整理が完了するよう指導されたい。また、横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。

## 12. 明石市立知的障害児通園療育施設

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市二見町東二見 1836 番地の 1
施設の設置目的	障害児につき日常生活及び社会生活に必要な知識技能の習得を支援し、もって障害児の福祉の増進を図る。
根拠条例等	明石市立知的障害児通園療育施設条例
設置年月	平成 21 年 4 月
指定管理者制度導入年月日	平成 21 年 4 月 1 日
施設所管課	福祉局 生活支援室 発達支援課
主な施設の種類	児童発達支援センター あおぞら園 (定員 30 名) 児童発達支援事業 きらきら (定員 10 名)
利用料金制か料金收受代行制か	利用料金制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日	公募	社会福祉法人三田谷治療教育院
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日	公募	社会福祉法人三田谷治療教育院
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日	公募	社会福祉法人三田谷治療教育院

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	社会福祉法人三田谷治療教育院
所在地	兵庫県芦屋市楠町 16 番 5 号
事業の概要	生活介護事業、児童発達支援事業、短期入所事業等
職員数	32 名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業に関すること。</li> <li>・通園施設の利用の承認及び利用の制限に関すること。</li> <li>・通園施設の使用料の徴収、減額、免除及び還付に関すること。</li> <li>・通園施設の維持管理に関すること。</li> <li>・その他市長が定める業務。</li> </ul>
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	31,874 千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

### (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	147,082	139,365	150,350
指定管理料(協定)	32,815	32,815	32,850
精算金	△1,422	△1,184	△975
使用料収入	107,931	101,694	110,656
その他	7,758	6,040	7,819
支出	146,354	143,108	144,267
人件費	116,160	116,314	115,400
その他	30,194	26,793	28,867
収支	727	△3,743	6,083

### (4) 施設使用料

#### ① 児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業

児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第 1 項に規定する通所特定費用の額の範囲内で市長が定める額の合算額

#### ② 障害児相談支援事業

児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合算額

### (5) 施設の特徴等

あおぞら園、きらきは共に通園型の施設として、ふれあいプラザあかし西が開設した平成 21 年度より指定管理により運営されている。指定管理者は公募により選ばれるが、応募者は当初より 1 社のみであり同指定管理者が現在まで指定管理業務を実施している。

(6) 監査の結果及び意見

① 基本協定書における指定の取消し等の要件について【結果】

基本協定書において、指定を取消することができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。

当該条項は、反社会的勢力等が市の業務を行っていたことが判明した場合、速やかに排除できるようにするための条項であり、コンプライアンスが重視される昨今の状況から、当然含めるべきものである。

基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。

② 再委託範囲について【結果】

明石市立知的障害児通園療育施設の管理運営に関する基本協定書第 9 章その他第 43 条に「乙（指定管理者）は指定管理業務の全部を第三者に委託してはならない。但し、次に掲げる業務については、甲（再委託先）の承諾を得たときは、この限りでない。」としており、(i)屋外遊戯場芝生管理業務、(ii)訓練室吊金具安全点検業務、(iii)通園バス運行管理業務、(iv)療育訓練委託業務、(v)ピアノ保守業務、(vi)給食業務、(vii)ごきぶり類防除管理業務の 7 つを限定列挙している。

しかし、指定管理者は、同仕様書に定められた業務内容である利用児童の健康管理と身体測定、内科検診等の実施を嘱託医に委託している。当該業務は、容認される再委託として協定書に記載されていないため、現状の委託を許容している状態は協定違反である。

再委託に関する委託業者確認書の内容を精査するとともに、協定書の記載との齟齬がないかを確認されたい。また、業務の内容に応じて適宜協定書の見直しを実施されたい。

### 13. 高齢者ふれあいの里

#### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	<p>【高齢者ふれあいの里中崎（以下、「中崎」という。）】 明石市中崎 1 丁目 2 番 22 号</p> <p>【高齢者ふれあいの里大久保（以下、「大久保」という。）】 明石市大久保町大窪 3423 番地</p> <p>【高齢者ふれあいの里魚住（以下、「魚住」という。）】 明石市魚住町西岡 367 番地の 4</p> <p>【高齢者ふれあいの里二見（以下、「二見」という。）】 明石市二見町西二見 605 番地の 1</p>
施設の設置目的	高齢者の心身の健康増進を図り、その福祉の向上に貢献することを目的とする。
根拠条例等	明石市立高齢者ふれあいの里条例
設置年月	<p>【中崎】昭和 57 年 4 月</p> <p>【大久保】平成 11 年 6 月</p> <p>【魚住】昭和 60 年 4 月</p> <p>【二見】昭和 62 年 4 月</p>
指定管理者制度導入年月日	平成 19 年 4 月 1 日
施設所管課	福祉局 高年介護室
主な施設の種類	<p>【中崎】大広間、集会室、トレーニング室、浴室等</p> <p>【大久保】多目的ルーム、集会室、大広間、浴室等</p> <p>【魚住】大広間、集会室、機能回復訓練室、浴室等</p> <p>【二見】大広間、集会室、機能回復訓練室、作業所、浴室等</p>
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制





(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日	公募	DST・DHS・NTT ファシリテ ィーズ共同事業体
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日	公募	NTT ファシリティーズ・ DHS 共同事業体
平成 25 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日	公募	大新東・SDHS・NTT ファシ リティーズ共同事業体
平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日	公募	大新東・SDHS・NTT ファシ リティーズ共同事業体

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	大新東・SDHS・NTT ファシリティーズ共同事業体
所在地	【代表団体】大新東株式会社 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 【構成団体】シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 【構成団体】株式会社NTT ファシリティーズ 東京都港区芝浦3丁目4番1号
職員数	30名
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者ふれあいの里の利用及びその制限に関すること。</li> <li>・高齢者ふれあいの里の使用料の徴収、減額、免除及び還付に関すること。</li> <li>・高齢者ふれあいの里の維持管理に関すること。</li> <li>・その他高齢者ふれあいの里の管理運営に必要な業務。</li> </ul>
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	81,369千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	81,805	80,033	81,456
指定管理料（協定）	79,965	79,965	79,965
精算金	1,764	△8	1,404
その他	76	77	86
支出	73,185	73,133	75,470
人件費	44,313	45,885	46,045
その他	28,872	27,248	29,424
収支	8,620	6,899	5,986

(4) 施設使用料

区分		使用料	
		開館時刻～13時	13時～閉館時刻
中崎	大広間	1,000円	1,000円
	集会室	1室につき 500円	1室につき 500円
	トレーニング室	1人につき 100円	1人につき 100円
大久保	大広間	1,000円	1,000円
	集会室	1室につき 500円	1室につき 500円
	多目的ルーム	1,000円	1,000円
魚住	大広間	1,000円	1,000円
	集会室	1室につき 500円	1室につき 500円
	機能回復訓練室	1人につき 100円	1人につき 100円
二見	大広間	1,000円	1,000円
	集会室	1室につき 500円	1室につき 500円
	機能回復訓練室	1人につき 100円	1人につき 100円
	作業所	1室につき 500円	1室につき 500円

(5) 施設の特徴等

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための施設であり、60歳以上の明石市民が利用できる。市内に同様の施設が4施設あり、一括して指定管理者が管理している。

(6) 監査の結果及び意見

① 事業収支等の確認について【意見】

当施設の指定管理料は、下表のとおり直営時代の事業経費とほぼ同額であり、経費の削減が達成できていない。この状況について市として事業収支等の状況を確認し、原因分析及び対応策の検討を行う必要がある。

直接運営時の事業経費（平成18年度）	80,590千円
指定管理料（平成29年度）	79,965千円
差引計	625千円

施設所管課では、指定管理者より毎年度の実績報告を受けて、一つ一つの内容が適正か否かの確認をしているが、どの費用が負担になっているか等の観点からの分析結果は残されていない。

また、明石市立高齢者ふれあいの里の管理運営に関する基本協定書第 28 条は、「事業計画書の提出等として、乙（指定管理者）は、年度ごとに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を作成し、当該年度の前年度 10 月末までに甲（明石市）に提出し、その承認を得なければならない。」とされており、自主事業を行う際の事業計画書や、指定管理者に求める配置人員数の計画、収支報告の適正性等について市の承認が必要となっているが、これについてもどのような点が気になるか等の分析結果は残されていなかった。

指定管理料が適切な水準であるかを検討する上で、収支実績や事業計画の分析結果は重要な判断材料となるものであり、指定管理者との協議した内容を含め、記録や分析結果を残しておくことが望ましく、対応を検討されたい。

## 14. 大蔵海岸施設

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	<p>【大蔵海岸海峡広場】 明石市大蔵海岸通 1 丁目 1 番</p> <p>【大蔵海岸駐車場】 東駐車場：明石市大蔵海岸通 1 丁目 4 番 西駐車場 明石市大蔵海岸通 2 丁目 5 番</p> <p>【大蔵海岸公園】 明石市大蔵海岸通 1 丁目及び 2 丁目地内、地先</p> <p>【明石市立大蔵海岸多目的広場】 明石市大蔵海岸通 2 丁目 5 番</p>
施設の設置目的	<p>昔のような松並木と砂浜が広がる海浜を復元し、市民にコミュニティ活動の場を提供するとともに、侵食や災害から地域を守るという海岸保全機能のより一層の充実と併せて、明石海峡大橋の雄大な人工美と海峡の自然美が調和する緑豊かな海浜レクリエーションゾーンとしての総合的整備を目的とし設置。</p>
根拠条例等	<p>【大蔵海岸海峡広場】 明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>【大蔵海岸駐車場】 明石市立大蔵海岸駐車場の設置及び管理に関する条例</p> <p>【大蔵海岸公園】 明石市都市公園条例</p> <p>【明石市立大蔵海岸多目的広場】 明石市立大蔵海岸多目的広場条例</p>
設置年月	平成 10 年 3 月
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
施設所管課	都市局 都市整備室 海岸課

主な施設の種類	東管理棟、トイレ棟、シャワー棟、物品販売棟、受付棟、東駐車場（管理棟、トイレ）、公園管理事務所、中央休憩所トイレ、西駐車場（管理棟、トイレ）、多目的広場クラブハウス
利用料金制か料金收受代行制か	利用料金制



海峡広場



公園



多目的広場



駐車場

(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日	公募	株式会社神戸新聞事業社
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日	公募	株式会社神戸新聞事業社
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日	公募	株式会社神戸新聞事業社
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日	公募	株式会社神戸新聞事業社
平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日	公募	神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体
所在地	<p>【代表団体】株式会社神戸新聞事業社 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5 番 7 号</p> <p>【構成団体】一般社団法人兵庫県サッカー協会 兵庫県神戸市中央区八幡通 2 丁目 1 番 10 号</p>
事業の概要	<p>【株式会社神戸新聞事業社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等マス媒体の企画・制作</li> <li>・セールスプロモーション企画</li> <li>・Web サイト・モバイルサイト・ブログ (CMS) の制作 等</li> </ul> <p>【一般社団法人兵庫県サッカー協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー競技会の開催に関する事業</li> <li>・フットサル競技会の開催に関する事業</li> <li>・サッカーの普及に関する事業 等</li> </ul>
職員数	8 名

指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の維持管理業務</li> <li>・有料施設の管理運営</li> <li>・附属設備の管理運営</li> <li>・駐車場の運営</li> </ul>
平成 29 年度指定管理委託料(精算後)※	118,450千円 (※前指定管理者に支払った額である。)
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

### (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	292,440	280,624	278,677
指定管理料(協定)	123,500	122,900	116,900
精算金	1,407	1,892	1,550
使用料収入	158,059	139,849	145,510
その他	9,473	15,982	14,717
支出	278,094	272,851	267,947
人件費	23,241	22,610	20,908
その他	254,853	250,241	247,038
収支	14,345	7,773	10,730

### (4) 施設使用料

#### 【大蔵海岸海峡広場】

海浜利便施設	附属設備	使用料(上限)
大蔵海岸海峡広場	大蔵海岸シャワー設備	1分につき 200円



【大蔵海岸駐車場】

区分	駐車時間	駐車料金
普通自動車	9時間以内	駐車時間1時間ごと 100円
	9時間を超え 24時間以内	1,000円
	24時間を超える 場合	次に定める額の合計額とする。 ① 駐車時間24時間ごと 1,000円 ② 駐車時間が24時間に満たない時間の部分 駐車時間1時間ごとに100円として計算 した額。但し、1,000円を上限とする。
大型自動車 等及び特定 自動車	1日1回	2,000円

【明石市立大蔵海岸多目的広場】

施設の使用料金（上限）

施設		使用区分		額		
グラウンド	全体 (フットサルコート3面及び プレイゾーン)	専用使用	団体会員A	1時間につき	18,000円	
			団体会員B	1時間につき	24,000円	
			団体会員以外	1時間につき	30,000円	
		共同使用	個人会員	1人1時間につき	2,400円	
			個人会員以外	1人1時間につき	3,000円	
			フットサルコート1面	専用使用	団体会員A	1時間につき
	団体会員B	1時間につき	8,000円			
	団体会員以外	1時間につき	10,000円			
	プレイゾーン	専用使用	個人会員	個人会員	1人1時間につき	800円
				個人会員以外	1人1時間につき	1,000円
			団体会員A	団体会員A	1時間につき	1,200円
				団体会員B	1時間につき	1,600円
団体会員以外				1時間につき	2,000円	

施設		使用区分		額	
		共同使用	個人会員	1人1時間につき	160円
			個人会員以外	1人1時間につき	200円
クラブ ハウス	談話室（無料 公開している 場合を除く）	団体会員 A		1時間につき	800円
		団体会員 B		1時間につき	1,000円
		団体会員以外		1時間につき	1,200円

#### 年会費（上限）

会員区分		額	
団体会員 A		1年につき	150,000円
団体会員 B		1年につき	15,000円
個人会員		1年につき	4,500円

#### （5）施設の特徴等

公園施設であり、その中にバーベキュー施設やシャワー室等が設置されている。多目的広場運営、バーベキューサイト及びシャワー室の運営は、料金収入の一定割合を指定管理者から市に納付させることとなっている。なお、バーベキューは、平成30年度より民間事業者が運営しており、市は民間業者からの土地の賃貸料を収受している。

#### （6）監査の結果及び意見

##### ① 貸与備品の管理について【結果】

市から指定管理者に指定管理業務に使用するために貸与した備品は、適切に管理される必要があり、指定管理業務に関する協定書において対象備品が特定されている。

しかしながら、施設に保管されている備品を貸与備品一覧と照合したところ、協定書に記載のない市からの貸与備品（椅子20脚）があった。

指定管理協定の締結時に確認したとしているが、現物の確認は、リストから現物を確認するのみではなく、現物からリストとの照合も実施されたい。

また、協定書に記載されている備品一覧を適切に更新されたい。

② 一般管理費等における本部経費の取扱いについて【意見】

指定管理者から施設所管課に提出された収支報告を確認すると、実際には支出のない費用 7,200 千円が、一般管理費として計上されていた。この一般管理費は、指定管理者の本部経費として、市が計上を容認したものである。なお、指定管理に関する基本協定や年度協定等に、指定管理者の利益を保証することを定めた事項や協議記録はない。

指定管理者が施設の運営により利益を計上すること及び本部経費を合理的な配分により指定管理業務費用とすること自体は否定されるものではない。しかし、当該項目は見積り項目であり、もともと恣意性が介入しやすい（利益操作が可能）。指定管理者が計上金額の根拠を説明できなければ、市が確認することができず、市民に説明責任が果たせなくなることばかりか、指定管理者制度の趣旨である施設運営コストの縮減につながらないおそれがある。

施設所管課は、指定管理者に対して、本部経費の配分が適切であることを説明できる根拠を整備させ、施設所管課が確認できるよう指導されたい。

③ 再委託について【結果】

当施設の管理運営に関する基本協定書において、指定管理業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則禁止されており、一部を第三者に委託（再委託）する場合は、あらかじめ書面により市が承諾することが必要となっている。

しかし、当施設においては、指定管理者から指定管理業務の一部を再委託する旨の申請書はなく、再委託内容及び再委託先の報告に留まっており、どれくらいの費用をかけて委託したかの報告がなされていない。

指定管理業務の再委託について、報告・承認の手続を協定書において求めた趣旨は、(i)市にとってふさわしくないものが市の施設運営に関する業務を行うことを排除するため（入札参加資格停止者の参加の防止、反社会的勢力との関係構築の防止、OB 等への不当な融通防止）、(ii)主たる業務や業務の大部分を再委託することになれば、指定管理者を選出した意味がなくなるためである。

この趣旨からすれば、施設所管課は、事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上、書面により承認する必要があり、対応を検討されたい。

## 15. 石ケ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	<p>【石ケ谷公園】 明石市大久保町松陰字石ケ谷 1126 番 47</p> <p>【明石海浜公園】 明石市二見町南二見 8 番 1</p> <p>【魚住北公園】 明石市魚住町長坂寺字宮東 1242 番 7</p>
施設の設置目的	子どもの健全な育成、スポーツ・競技等による健康増進、地域活動を通じたコミュニティ形成等。
根拠条例等	明石市都市公園条例
設置年月	<p>【石ケ谷公園】 昭和 56 年 10 月供用開始</p> <p>【明石海浜公園】 昭和 54 年 7 月供用開始</p> <p>【魚住北公園】 昭和 60 年 3 月供用開始</p>
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
施設所管課	都市局 都市整備室 緑化公園課
主な施設の種類	運動場、臨時球技場、テニスコート、屋内競技場、プール、多目的広場等
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日	公募	【石ケ谷公園】 株式会社ホープ 【明石海浜公園、魚住北公園】 株式会社サンアメニティ
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日	公募	【石ケ谷公園】 株式会社ホープ 【明石海浜公園、魚住北公園】 株式会社サンアメニティ
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日	公募	しんきパーク&スポーツマネ ジメント共同事業体
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日	公募	しんきパーク&スポーツマネ ジメント共同事業体

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体
所在地	【代表団体】株式会社ホープ 兵庫県姫路市花田町一本松字牛塚1番地の1 【構成団体】神姫バス株式会社 兵庫県姫路市西駅前町1番地 【構成団体】マックススポーツ株式会社 東京都国分寺市南町2-17-1
職員数	17名
指定管理業務の概要	施設及び設備等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、施設及び設備等の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行う。
平成29年度指定管理委託料（精算後）	219,951千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円
収入	255,567	255,270	245,630
指定管理料（協定）	225,013	224,013	218,444
精算金	△31	△28	1,507
その他	30,584	31,284	25,679
支出	243,292	243,234	234,777
人件費	100,912	102,466	104,089
その他	142,380	140,768	130,688
収支	12,274	12,035	10,852

(4) 施設使用料

【石ケ谷公園】

有料公園施設の名称		使用料		
		区分	単位	金額
明石中央体育会館	第1競技場	全面を利用する場合	1時間につき	4,000円
		半面を利用する場合	1時間につき	2,000円
	第2競技場		1時間につき	1,300円
	会議室		1室1時間につき	400円

【明石海浜公園】

有料公園施設の名称		使用料		
		区分	単位	金額
明石海浜プール	個人で使用する場合	一般（中学生以上）	1人1回につき	500円
		小学生（市内に居住又は通学する者を除く。以下この表において同じ。）	1人1回につき	250円
	30人以上100人未満の団体に利用する場合	一般（中学生以上）	1人1回につき	450円
		小学生	1人1回につき	225円
	100人以上の団体に利用する場合	一般（中学生以上）	1人1回につき	400円
		小学生	1人1回につき	200円
明石海浜テニスコート		1面1時間につき	1,000円	
明石海浜運動場	全面を利用する場合	1時間につき	2,500円	
	半面を利用する場合	1時間につき	1,250円	
明石海浜屋内競技場		1時間につき	1,300円	

有料公園施設の名称	使用料		
	区分	単位	金額
明石海浜駐車場	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	1 日 1 回につき	1,000 円
	道路交通法第 3 条に規定する普通自動車	次に掲げる駐車時間の区分に応じ、次に定める額 ① 9 時間以内 駐車時間 1 時間ごと 100 円 ② 9 時間を超え 24 時間以内 1,000 円 ③ 24 時間を超える場合 次に定める額の合計額 ア 駐車時間 24 時間ごと 1,000 円 イ 駐車時間が 24 時間に満たない時間の部分 駐車時間 1 時間ごとに 100 円として計算した額。但し、1,000 円を上限とする。	

### 【魚住北公園】

有料公園施設の名称	使用料		
	区分	単位	金額
魚住北テニスコート		1 面 1 時間につき	1,000 円
魚住北多目的広場		1 時間につき	1,250 円



(5) 施設の特徴等

スポーツ教室等のイベントを行う等の利用者へのサービス向上、満足度向上につながる取組を実施しており、またこれらのイベントの情報はホームページにて公表する等して周知・呼びかけを行い、スポーツ振興を図っている。

(6) 監査の結果及び意見

① 事業収支等の確認について【意見】

「石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園の管理運営に関する基本協定書」第27条第1項には、「事業計画書の提出等として、乙（指定管理者）は、年度ごとに、次に掲げる内容を記載した事業計画書を作成し、当該年度の前年度10月末までに甲（明石市）に提出し、その承認を得なければならない。」とされており、自主事業を行う際の事業計画書や、指定管理者に求める配置人員数の計画、収支報告の適正性の検討等について市の承認が必要となる。

事業計画書の内容についての検討や協議について、一部は協議記録を作成し課長決裁されているが、口頭のみで行われている場合も多く、分析結果のすべてを残しているわけではなかった。

指定管理料が適切な水準であるかを検討する上で、事業計画の分析結果は重要な判断材料となるものであり、指定管理者との協議した内容を含め、記録や分析結果を漏れなく残しておくことが望ましく、対応を検討されたい。

② 貸与備品の管理について【意見】

指定管理業務の開始に当たり、必要な市からの貸与備品は仕様書において特定されている。また、指定管理料を財源として新規に購入等をした備品は、購入時にシールを貼り、四半期モニタリング時に台帳と現物の照合確認を行う運用となっている。

しかしながら、過年度に購入した備品等は、現状の運用では、指定管理期間開始時に台帳と現物の照合確認を実施するのみであり、指定管理期間中は台帳と現物の照合確認は実施していない。

横領等の不正を防ぐためにも、現物照合は指定管理期間開始時及び購入時のみではなく、指定管理期間中にも定期的に行うよう努められたい。

③ 基本協定書における指定の取消し等の要件について【結果】

基本協定書において、指定を取消すことができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。

当該条項は、反社会的勢力等が市の業務を行っていたことが判明した場合、速やかに排除できるようにするための条項であり、コンプライアンスが重視される昨今の状況から、当然含めるべきものである。

基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。

④ 自主事業について【意見】

平成 29 年度の収支報告書の実績において、自主事業収入 17,058 千円、自主事業消耗品費 685 千円が含まれており、その結果、純粋な指定管理業務からの収支は不明瞭なものとなっている。

「石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園の管理運営に関する基本協定書」第 10 条第 1 項には、「乙（指定管理者）は指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分しなければならない。」とされており、指定管理業務に係る経理と法人自体の経理を区分することが求められている。

自主事業と指定管理業務を混同しないためにも、適切に区分されたい。

⑤ 一般管理費について【意見】

指定管理者から施設所管課に提出された収支報告計画において、指定管理者は収益に対して一定割合を乗じて一般管理費を算出している。

一般管理費について、平成 27 年度、平成 28 年度は 7,875 千円と同額であり、平成 29 年度は 12,617 千円と増加しており、この理由について担当者に確認したところ平成 27 年度、平成 28 年度は、通常使用する割合を用いると予算上で赤字となってしまうため、調整したとのことであった。

すなわち、一般管理費は収支差額の調整弁としての使われている実態があり、指定管理者の恣意性が介入している。

市民に対する説明責任を果たす意味でも、施設所管課は指定管理者に対して一般管理費の計上に関する合理的な根拠を整備させるように指導すべきであり、不透明な内容については詳細を確認し、指定管理者に再考を求め、計上を否定する等の対応を実施されたい。

⑥ 小口現金の管理について【意見】

小口現金は小口現金支払明細書を作成し、明細書上、毎日の支払分と現金残高の合計が 300 千円となるように調整している。また、残高は毎日実査を行い、小口現金支払明細書の正確性を確認しているとのことであった。

しかしながら、小口現金を実査した際の実施結果を記す金種表は作成しておらず、実査の結果も残されていなかった。過去には小口現金残高と実査金額に差異が生じたこともあり、その都度原因究明を行った経緯もある。

このような状況では、再び問題が発生した場合に事後検証を行えず、私的流用のリスクを低減できない。今後は実査を行った場合の金種表を作成し、保存しておく等の対応を検討されたい。

## 16. 明石駅前立体駐車場

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市山下町 951 番 30
施設の設置目的	自動車利用者の利便性向上や道路交通の円滑化により、都市機能の維持及び増進を図る。
根拠条例等	明石市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例
設置年月	平成 2 年 9 月
指定管理者制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
施設所管課	都市局 道路安全室 交通安全課
主な施設の種類	立体駐車場
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日	公募	MHI ジェネラルサービシーズ・三菱重工パーキンググループ
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日	公募	MHI ジェネラルサービシーズ・三菱重工パーキンググループ
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日	公募	タイムズグループ
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日	公募	タイムズグループ

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	タイムズグループ
所在地	【代表団体】 タイムズ 24 株式会社 東京都千代田区有楽町 2-7-1 【構成団体】 タイムズサービス株式会社 東京都千代田区有楽町 2-7-1
職員数	7 名
指定管理業務の概要	・明石駅前立体駐車場の使用料の徴収に関する業務 ・明石駅前立体駐車場の維持管理に関する業務 ・その他明石駅前立体駐車場の管理運営に必要な業務
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	32,377 千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	37,754	49,384	32,847
指定管理料(協定)	29,882	29,882	29,782
精算金※	7,102	18,949	2,595
その他	770	552	470
支出	25,444	24,199	30,349
人件費	4,335	4,434	4,596
その他	21,108	19,764	25,752
収支	12,310	25,184	2,498

※インセンティブ報奨金含む。

(4) 施設使用料

駐車料金

駐車時間	駐車料金
24 時間以内	駐車時間 20 分ごとに 100 円として計算した額 (その額が 1,500 円を超える場合にあっては、1,500 円)
24 時間を超える場合	次に定める額の合計額とする。 ① 駐車時間 24 時間ごと 1,500 円 ② 駐車時間が 24 時間に満たない時間の部分 駐車時間 20 分ごとに 100 円として計算した額 (その額が 1,500 円を超える場合にあっては、1,500 円)

定期駐車料金

期間	定期駐車料金
1 箇月	18,000 円

## (5) 施設の特徴等

明石駅前立体駐車場（以下、「立体駐車場」という。）は、JR明石駅前の駐車場不足及び渋滞緩和に対応するため、平成2年に設置された施設である。従前は直営による維持管理が行われていたが、平成18年度より指定管理者制度を導入している。市内中心部の駅前駐車場という収益性の高い施設であることから、導入当初より公募により指定管理者を募集している。

立体駐車場は、駅前の好立地であることや周辺の商業施設と提携していることから稼働率は高く、一日平均700台～900台の利用がある。また、指定管理者は他の自治体でも幅広く指定管理業務を行っている大手民間事業者であり、屋上限定期券の導入等、稼働率を上げるための取組を行っている。

また立体駐車場は料金収受代行制を採用しながら、インセンティブ制度を導入している。具体的には、毎年年間駐車場収入の基準額を設定し、収入実績額が基準額を上回った場合、指定管理料を増額する一方、逆に下回った場合には、指定管理料を減額することとし、利用拡大に向けて指定管理者の創意工夫を促している。

なお、民間でできることは民間にという方針のもと、現指定管理期間が終了する平成31年度末を目途に、民営化を検討している。

## (6) 監査の結果及び意見

### ① 再委託について【結果】

基本協定書第45条第1項において、指定管理者は市の「承諾」を得た場合には、一部の業務を第三者に委託することができるとされている。指定管理者は平成29年度業務が始まる直前に再委託対象業務を市に報告しているが、再委託内容と再委託先のみ記載され、実施回数や金額は記載されていない。

確かに基本協定書には、「承諾」としか記載されていない。しかしながら、指定管理業務の再委託について、報告・承認の手続を協定書において求めた趣旨は、(i)市にとってふさわしくないものが市の施設運営に関する業務を行うことを排除するため（入札参加資格停止者の参加の防止、反社会的勢力との関係構築の防止、OB等への不当な融通防止）、(ii)主たる業務や業務の大部分を再委託することになれば、指定管理者を選出した意味がなくなるためである。

この趣旨からすれば、施設所管課は、事前に指定管理者から書面により再委託内容・委託先・金額の報告を受け、確認の上、書面により承認する必要

があり、対応を検討されたい

② 基本協定書における指定の取消し等の要件について【結果】

市は、平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間を対象として、協定書を締結している。当該協定書第 32 条において、指定を取消すことができる事由が列挙されているが、市が管理する他施設の基本協定書に含まれている再委託先が反社会的勢力であった場合の条項が記載されていない。

当該条項は、反社会的勢力等が市の業務を行っていたことが判明した場合、速やかに排除できるようにするための条項であり、コンプライアンスが重視される昨今の状況から、当然含めるべきものである。

基本協定書や年度協定の作成に当たっては、常に最新の情報を入手し、時勢や実態に対応した内容となるように努められたい。



## 17. あかし市民図書館、明石市立西部図書館

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	<p>【あかし市民図書館】 明石市大明石町1丁目6番1号</p> <p>【明石市立西部図書館】 明石市魚住町中尾702番地の3</p>
施設の設置目的	市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため。
根拠条例等	明石市立図書館条例
設置年月	<p>【あかし市民図書館】 昭和49年10月 市立図書館開館 平成29年1月 あかし市民図書館開館</p> <p>【明石市立西部図書館】 平成11年11月 明石市立西部図書館開館</p>
指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
施設所管課	政策局 政策室
主な施設の種類	<p>【あかし市民図書館】 図書館</p> <p>【明石市立西部図書館】 図書館、会議室及び研修室</p>
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制

【あかし市民図書館】



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日	公募	エヌ・ティ・ティ・データ、大 新東ヒューマンサービス、 NTTファシリティーズ共同事 業体
平成 21 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日	公募	エヌ・ティ・ティ・データ、大 新東ヒューマンサービス、 NTTファシリティーズ共同事 業体
平成 24 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日	公募	エヌ・ティ・ティ・データ、大 新東ヒューマンサービス、 NTTファシリティーズ共同事 業体
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日	公募	TRC・長谷工・神戸新聞グルー プ

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	TRC・長谷工・神戸新聞グループ
所在地	<p>【代表団体】株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚三丁目1番1号</p> <p>【構成団体】株式会社長谷工コミュニティ 東京都港区芝2-6-1 長谷工芝ニビル</p> <p>【構成団体】株式会社神戸新聞地域創造 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7</p>
職員数	69名
指定管理業務の概要	<p>&lt;共通業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度目標の設定</li> <li>・図書等の管理業務</li> <li>・カウンター・閲覧室業務</li> <li>・高齢者・障害者・外国人等へのサービスの提供</li> <li>・関係機関との連絡・調整に関する業務</li> <li>・関係機関との連携・協力業務</li> <li>・移動図書館業務</li> <li>・館外返却業務</li> <li>・イベント等企画運営業務</li> <li>・広報活動と情報発信</li> <li>・利用者ニーズの把握及びその対応業務</li> <li>・本のまち明石推進業務</li> <li>・図書館システム管理業務</li> <li>・職員研修等の実施・参加</li> <li>・庶務に関する業務</li> <li>・その他業務</li> </ul> <p>&lt;市民図書館に関する業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書等管理業務</li> <li>・児童書エリアのカウンターにおけるレファレンス業務</li> <li>・ふるさと資料室の管理運営</li> <li>・ビジネス支援</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石コーナーの管理運営</li> <li>・イベントスペースの管理運営</li> <li>・サービスタワーの管理運営</li> <li>・施設及び設備に関する業務</li> <li>・その他、あかし市民図書館の運営上必要な業務</li> </ul> <p>&lt;西部図書館に関する業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書等管理業務</li> <li>・カウンター・閲覧室業務</li> <li>・会議室・研修室の管理運営</li> <li>・施設及び設備に関する業務</li> <li>・その他、西部図書館の運営に必要な業務</li> </ul>
平成 29 年度指定管理委託料（精算後）	328,394千円
再委託の有無	有
自主事業の有無	有

(3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	308,476	490,966	328,785
指定管理料（協定）	315,310	513,399	352,835
精算金	△8,510	△23,823	△24,440
その他	1,676	1,391	391
支出	308,476	496,188	342,290
人件費	99,595	141,145	160,932
その他	208,880	355,043	181,358
収支	—	△5,221	△13,504

(4) 施設使用料

明石市立西部図書館の会議室及び研修室の使用料金

使用区分	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日
	午前 9 時 ～ 正午まで	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 10 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 10 時	午前 9 時 ～ 午後 10 時
	円	円	円	円	円	円
会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
研修室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500

(5) 施設の特徴等

市の図書館は、市民の生涯学習の拠点として、本館にあたる明石市立図書館（以下、「市立図書館」という。）と分館の明石市立西部図書館（以下、「西部図書館」という。）の 2 館によって構成されていたが、平成 29 年 1 月に明石市駅前再開発ビル内に、市立図書館で行っていたサービスを引き継ぐとともに拡充した新たな拠点として、あかし市民図書館が開館している。

あかし市民図書館の開館に当たり、市は、平成 26 年 3 月に「(仮称) 市民図書館整備計画」として、下記の基本理念及び基本方針を策定し、明石のまちづくりを象徴する文化性の高い、新たな明石の価値を発信するような図書館を整備することを目指している。

< (仮称) 市民図書館整備にあたっての基本理念・基本方針 >

<p><b>・基本理念</b></p> <p>人とまちを支える情報拠点「市民図書館」</p> <p>－共に歩み、共に成長を続ける－</p>
<p><b>・基本方針</b></p> <p>①市民の生涯学習を支え、一人ひとりに役立つ情報を提供する図書館</p> <p>②青少年や子どもの健やかな成長を応援し、導く図書館</p> <p>③明石の歴史・文化を理解し、愛着や誇りを育む図書館</p> <p>④地域を支え、協働のまちづくりを進める図書館</p> <p>⑤「つどい ふれあい いこい」の場となる図書館</p>

＜明石市立図書館の各館の運営目標等＞（指定管理者の事業計画より）

あかし市民図書館	運営目標	情報拠点
	位置づけ	地域の文化活動を担う（ソフト事業の核）
	役割	市民の新しいニーズを的確に掴み、サービスに反映
西部図書館	運営目標	身近な暮らしの拠点
	位置づけ	地域密着のサービス
	役割	児童サービスの充実

西部図書館は、明石市西部地域における市民の芸術文化活動の振興と生涯学習活動を支える拠点として平成11年に開館した明石市立西部市民会館との複合施設であり、図書館内には、自習室の他、貸室（会議室、研修室）が整備されている。平成29年度における西部図書館の貸室の利用状況は、以下のとおりである。

平成29年度 西部図書館貸室の利用状況 （単位：回）

年月		利用回数			
		会議室		研修室	
		一般利用	自館利用	一般利用	自館利用
平成29年	4月	10	3	5	4
	5月	8	4	5	4
	6月	11	8	7	5
	7月	11	9	5	10
	8月	7	9	7	12
	9月	9	4	6	5
	10月	12	7	11	4
	11月	16	4	8	3
	12月	10	9	5	7
平成30年	1月	7	6	4	5
	2月	10	6	5	9
	3月	11	4	8	2
	計	122	73	76	70

## (6) 監査の結果及び意見

### ① 事業収支等の確認について【意見】

全体意見に記載のとおり、指針では施設所管課に対し、指定管理者の収支に関する詳細な確認を求めている。

指針では「記載内容に疑義（事業計画や前四半期に比して著しい増減がある・・・(略)・・・）のある科目については、指定管理者に追加の説明を求め」とあるが、当施設の指定管理者からの提出された事業計画書の収支計画や事業報告書の収支報告は、前期実績や予算と対比されておらず、分析結果が記載されていなかった。

施設所管課では、次年度の指定管理料の予算を要求するに当たり、提案時の収支計画や実績との差異内容、予算項目の積算根拠及び必要性等を指定管理者へ質問しているものの、下記の点で十分な回答を入手できていない。

- ・ 次年度の人員配置や事業計画と連動した具体的な積算根拠に基づく人件費や事業費の内訳
- ・ 見積要素が高く恣意性が介入しやすい一般管理費に計上されている本社費用相当額の積算根拠

施設所管課は、指針の趣旨を踏まえた事業収支等の確認ができるよう、指定管理者に対し、提出資料に関する指導を実施されたい。

### ② 西部図書館の貸室の有効利用について【意見】

西部図書館の貸室の管理運営（使用申請や使用許可、使用料の徴収等）は、指定管理業務の一環として、明石市図書館条例及び同施行規則に従い、指定管理者によって実施されている。

（5）施設の特徴「平成 29 年度 西部図書館貸室の利用状況」に記載のとおり、一般利用の使用回数は、会議室で月平均 10 回・研修室で月平均 6 回程度であり、年間の貸室使用料収入は、約 500 千円（使用料 420 千円・冷暖房使用料 80 千円）となっている。

また、図書室の開館時間は、明石市図書館施行規則（第 5 条）に従い、午前 9 時 30 分から午後 7 時までとなっているものの、会議室等の利用可能な時間帯は、（4）施設使用料に記載のとおり、午前 9 時から午後 10 時までとなっている（午前（9 時～12 時）・午後（13 時～17 時）・夜間（18 時～22 時）の 3 区分）。主な利用者は、昼間の習い事の団体等であり、夜間につ

いても利用可能としているものの、図書館の閉館後の利用は少なく、平成 29 年度の年間の夜間の利用回数は、17 回（会議室 11 回、研修室 6 回）となっている。

施設所管課は、会議室等の利用状況について、指定管理者からの月次報告をもとに各月の利用回数、使用料収入の内訳及び時間帯別（午前・午後・夜間）の稼働状況を集計しているものの、稼働率向上にむけた取組等には至っていない。

西部図書館は、平成 11 年に開館されて以降、約 20 年が経過しており、近年の利用実態を勘案して、使用料の設定（使用目的ごとの単価設定や時間帯当たり単価等）や開室時間等について、再検討することが望ましい。

（5）施設の特徴に記載したように、あかし市民図書館開館に当たり平成 26 年 3 月に策定された「(仮称) 市民図書館整備計画」を受けて、指定管理者は、西部図書館の運営目標を「身近な暮らしの拠点」としていることから、併設されている西部市民会館の利用者からも市民のニーズを把握し、指定管理者からの提案を受ける等、今後の有効な活用方法及び効率的な運営方法について検討されたい。



## 18. 明石市立少年自然の家

### (1) 施設の概要

項目	説明
所在地	明石市大久保町江井島 567 番地
施設の設置目的	仲間との集団宿泊生活及び野外活動を通じて、青少年の健全育成を図ることを目的に設置された社会教育施設。
根拠条例等	明石市立少年自然の家条例
設置年月	昭和 57 年 3 月
指定管理者制度導入年月日	平成 19 年 4 月 1 日
施設所管課	教育委員会事務局 青少年教育課
主な施設の種類	【管理宿泊棟】 宿泊定員 230 名・研修室（100 名・40 名）・談話室・食堂・保健室・大浴場等 【実習棟】 実習室 60 名用 1 部屋・30 名用 1 部屋・50 名用 1 部屋 【体育館】 バスケットコート 1 面 【その他】 屋外炊飯設備、キャンプファイヤー場、グラウンド
利用料金制か料金收受代行制か	料金收受代行制



(2) 指定管理者の概要

① 指定状況

指定管理期間	公募・非公募の別	指定管理者
平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日	公募	株式会社小学館集英社プロダクション
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日	公募	株式会社小学館集英社プロダクション
平成 25 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日	公募	株式会社小学館集英社プロダクション
平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日	公募	特定非営利活動法人国際自然大学校

② 現在の指定管理者の状況

項目	説明
名称	特定非営利活動法人国際自然大学校
所在地	東京都狛江市岩戸北 4 丁目 17 番 11 号
事業の概要	自然体験活動等に関する事業、自然体験活動等の指導者の育成事業、自然体験活動に関する情報提供事業・調査研究事業・政策提言活動・受託事業等
職員数	10 名
指定管理業務の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 少年自然の家の管理に関する業務               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設及び設備に関する業務</li> <li>(2) 物品の管理に関する業務</li> <li>(3) 関係機関との連携・連絡に関する業務</li> <li>(4) 庶務に関する業務</li> <li>(5) 広報活動と各種情報の提供</li> <li>(6) 防火対象物に係る表示マークの申請事務</li> </ol> </li> <li>2. 少年自然の家の運営に関する業務               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受け入れ事業に関する事業</li> <li>(2) 自主事業に関する業務</li> <li>(3) 関係機関との調整・協力業務</li> </ol> </li> </ol>
平成 30 年度指定管理委託料(精算後)※	82,172千円 (※前指定管理者に支払った額である。)

再委託の有無	有
自主事業の有無	有

### (3) 収支の状況

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	千円	千円	千円
収入	88,533	88,792	88,048
指定管理料(協定)	82,172	82,172	82,172
精算金	—	—	—
その他	6,361	6,620	5,876
支出	87,803	88,236	87,152
人件費	39,828	40,312	38,823
その他	47,975	47,923	48,328
収支	730	556	895

### (4) 施設使用料

#### 基本使用料

区分	午前	午後	夜間	全日	備考
	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 6 時 ～ 午後 9 時	午前 9 時 ～ 午後 9 時	
体育館	600 円	800 円	600 円	2,000 円	
研修室 A	600 円	800 円	600 円	2,000 円	
研修室 B	400 円	550 円	400 円	1,350 円	
実習室	400 円	550 円	400 円	1,350 円	1 室につき
宿泊室	400 円				1 人 1 泊につき

### (5) 施設の特徴等

明石市立少年自然の家は、青少年が豊かな自然環境の中で、学校や家庭では得ることのできない活動を体験し、自然とのふれあいや仲間との人間的な係わりを深める中で集団宿泊生活を通じて、たがいに共感しあえる感性をみがき、社会性・規律の大切さ・奉仕の精神等を学び、主体的で創造的な人間性を育むことを目的としている社会教育施設である。

平成 19 年度に指定管理者制度が導入されて以来、3 期（合計 11 年間）にわたり、前任の指定管理者により運営されていたが、平成 30 年度より、新たな指定管理者による運営が開始されている。従来から、指定管理者は、施設内での食事の提供及び野外炊飯における食材の調達等は、専門の食堂業者に業務委託しており、食堂業者は、厨房施設や備品等について無償で貸与を受けている。また、提供する食事内容の相談や食事料金の徴収等は、利用者と食堂業者が直接実施することとされている。

## （6）監査の結果及び意見

### ① 事業収支等の確認について【結果】

全体意見に記載のとおり、指針では施設所管課に対し、指定管理者の収支に関する詳細な確認を求めている。

指針では「記載内容に疑義（事業計画や前四半期に比して著しい増減がある・・・（略）・・・）のある科目については、指定管理者に追加の説明を求め」とあるが、当施設の指定管理者からの提出資料について、事業計画書の収支計画が前期実績と対比されておらず、分析結果も記載されていなかった。

施設所管課は、指針の趣旨を踏まえた事業収支の確認ができるよう、指定管理者に対し、提出資料に関する指導を実施されたい。

### ② 貸与備品の管理について【結果】

#### （i）指定管理者への貸与備品について

現在の指定管理者は、平成 30 年度からの事業開始に先立ち、前任の指定管理者から業務の引継ぎを受けているものの、新旧の指定管理者双方の立会いによる貸与備品の現物確認は実施されていなかった。

また、施設所管課として、前任の指定管理者に貸与備品の現物確認を実施するように指示し、廃棄・除却処理が必要な場合に報告を受けているものの、施設所管課は現物確認に立ち会っておらず、前任の指定管理者が実施した現物確認の結果を書面として入手できていなかった。

横領等の不正を防ぐためにも、指定管理者に、貸与備品と備品台帳との照合を求め、結果を報告させる、若しくは施設所管課が定期的な照合を実施することを検討されたい。また、指定管理者の引継ぎの際には、新旧指定管理者双方の立会いによる現物確認を要請されたい。

(ii) 指定管理者から委託業者への貸与備品について

食堂の運営について、指定管理者は食堂業者と業務委託契約を締結している。市と指定管理者との間で締結されている基本協定書に基づき食堂厨房施設を食堂業者へ無償で貸与するものとしているが、貸与施設部分及び貸与備品について、契約書上、明細等の添付がなく明確にされていない。また、食堂業者へ備品等の貸与に当たり、双方による現物の確認手続は、実施されていなかった。

市の貸与施設及び備品を指定管理者の委託先が使用する場合、業務委託契約書にて貸与施設の範囲及び備品等を明確にするとともに、契約締結に当たり双方で現物の実在性を確認する必要がある。また、貸与備品について、委託先に現物確認の結果報告を提出するように要請されたい。

③ 食堂の運営状況の管理について【意見】

食堂の運営は、仕様書上、自主事業に関する業務の一環として、事業計画案の作成を要請している。指定管理者選定時における提案書上は「食堂業務の基本方針」として、「安心安全に向けた取り組み・アレルギー対応・メニューの改良・衛生管理方針等」の記載があるものの、年度の事業計画及び事業報告には、食堂の運営に関する計画及び実績報告についての記載がされていない。

食堂運営業務についても、指定管理者による他の委託業務と同様、施設所管課として、月次の業務報告にて運営状況を確認するとともに、事業計画及び事業報告にて業務の遂行状況の把握に努められたい。

④ 月例協議の議事録について【意見】

施設所管課と指定管理者は、月例協議を実施しているが、双方とも議事録は作成しておらず、事後的に協議内容・決定事項等を確認することが困難な状況である。

月例協議にて、指定管理者と共有した事項や指導内容の証跡を残すことは、指定管理者に対する年度末の評価や今後の施設の運営に有益であると考えられるため、協議内容について、議事録を作成するとともに上長へ報告することを検討されたい。

⑤ 現金管理について【意見】

施設での経理担当者は、毎朝、現金と帳簿残高との一致を確認しているが、別の担当者による確認・現金実査の再実施がなされていなかった。

現金は、盗難紛失等のリスクが高い資産であるため、現金を実査する際は、金種表等を利用して実査結果を証跡として残すとともに、内部牽制として、担当者以外の者による確認や実査の再実施を行うことが望ましい。

## V. 直営施設について

### 1. 総論

全国的に少子高齢化が進む中で、公的部門の大きさを持続可能な範囲にとどめるため、様々な改革が各地方自治体にて推進されている。その過程においては、「官から民へ」を徹底することで、民でできることは民に任せ、官は真に官が行う必要がある業務を行っていくことが重要な取組の一つとなっている。

公の施設運営に関する「官から民へ」の手法は、運營業務委託、指定管理者制度の導入、PFI\*の採用及び民営化（所有権移転）がある。今回、監査の対象となった指定管理者制度は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっている。

市においては、「明石市公共施設配置適正化計画」により、公の施設での指定管理者制度の採用の検討を含め、施設運営のあり方について検討を続けている。市では現在、下記表の公の施設が市の職員により運営（いわゆる直営）されている。当該施設の今後のあり方の検討状況は、以下のようになっている。

※ PFI は、公共施設等の設計・建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。

#### 平成 30 年 4 月 1 日時点の直営施設一覧

施設名	施設数	今後の運営のあり方の検討状況
厚生館	7	地域からの意見を聴き、市が運営しているものであり、指定管理者制度導入よりも、まずは、そのあり方について地域移管を含め検討している。
あかし斎場旅立ちの丘	1	平成 32 年度より指定管理者制度を導入予定である。
コミュニティ・センター	42	小規模施設であり、地元団体による運営を見据え、協働のまちづくり施策の中であり方を検討している。
明石市立生涯学習センター分室	1	県が所管する明石公園内にあり、平成 34 年度までに退去して県に土地を返還する予定となっている。

施設名	施設数	今後の運営のあり方の検討状況
明石市立ゆりかご園	1	身体障害児の療育施設としての性質上、民間運営には課題が多く、市の責任のもとで直営が望ましいと考えている。
あかしこども広場	1	子育て支援課が入居しているパピオス明石に設置された施設であるため、運営委託での管理とする。
明石市立保育所	10	待機児童が多いため、指定管理者制度導入よりも民間事業者を増やすことが最優先となっている。
明石市立認定こども園	1	
明石市立天文科学館	1	市のシンボリックな施設であり、毎年入館者数が多いため、直営による運営でも問題ないと考えている。
海浜利便施設	22	海岸沿いの休憩施設や海岸へのアクセス通路等小規模施設であるため、指定管理者制度の導入は検討していない。
自転車駐車場	8	これまで、整備センターに各地の駐輪場の運営を移管してきたが、現在直営として残っているのは、規模があまりにも小さく、センターに移管するまでに至らなかった施設であり、直営を継続する。
明石市石ヶ谷墓園	1	合葬式墓地を整備したところであり、どのような利用状況か等のデータを収集し分析したい。また、現状は管理料について10年分を一括納付し11年目以降は無料としているが、11年目以降の管理料をどのようにするか、無縁墓地の対応をどのようにするかを検討しているところである。
街区公園等	415	小規模施設であるため、指定管理には適さないと判断している。
市営住宅	34	平成30年度から5年間の包括委託を開始したところである。効果を見極めて指定管理者制度導入の可否を検討する。
明石市防災センター	1	消防庁舎（防災拠点）と併設であるため直営が望ましいと判断している。



## 2. 監査の結果及び意見

- ・ 直営施設の指定管理者制度導入の検討について【意見】

平成 17 年 6 月制定の指針において、指定管理者制度導入に向けての考え方を整理しており、同時に平成 19 年度以降の導入を検討するとされた施設と現在の指定管理者制度導入状況は以下のとおりである。

施設名	指定管理者制度導入状況
高齢者ふれあいの里	指定管理施設
あかし男女共同参画センター	指定管理施設
明石市生涯学習センター	指定管理施設
明石市立少年自然の家	指定管理施設
明石市立文化博物館	指定管理施設
明石市立木の根学園	指定管理施設
あかし斎場旅立ちの丘	直営施設
明石市立保育所（一部）	直営施設
さざなみ園	平成 28 年 3 月に民営化
農業センター	平成 19 年 3 月に廃止
明石市立天文科学館	直営施設
明石市石ヶ谷墓園	直営施設

半数の施設で指定管理者制度は導入済みであるが、残りの施設についても、更なる効率化及び市民サービスの向上に向けて、指定管理者制度を含め、施設のあり方や管理運営の見直しを検討されたい。